

令和 8 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 8 年 6 月 9 日開会

令和 8 年 6 月 29 日閉会

令和八年小樽市議会議録(二)

令和8年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月9日～6月29日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 9日（火）	提案説明等	
10日（水）	休 会	
11日（木）	〃	
12日（金）	〃	
13日（土）	〃	
14日（日）	〃	
15日（月）	会派代表質問 [橋本・中鉢 両議員]	議会運営委員会
16日（火）	会派代表質問 [小池・高橋・高野 各議員]	議会運営委員会
17日（水）	一般質問 [酒井・平戸・新井田・下兼・白濱・ 松井・松岩 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
18日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
19日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
20日（土）	〃	
21日（日）	〃	
22日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
23日（火）	〃	総務・経済両常任委員会
24日（水）	〃	厚生・建設両常任委員会
25日（木）	〃	
26日（金）	〃	
27日（土）	〃	
28日（日）	〃	
29日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 8 年
第 2 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6 月 9 日（火曜日） 第 1 日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第 1 会期の決定	1
1 日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 1 4 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号	1
○提案説明 市長（議 1～議 1 3、報 1、報 2）	1
○提案説明 小貫議員（議 1 4）	5
1 日程第 3 休会の決定	5
1 散 会	6

○ 6 月 1 5 日（月曜日） 第 2 日目

1 開 議	7
1 会議録署名議員の指名	7
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 4 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号	7
○会派代表質問 橋本議員	7
○会派代表質問 中鉢議員	20
1 散 会	35

○ 6 月 1 6 日（火曜日） 第 3 日目

1 開 議	37
1 会議録署名議員の指名	37
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 4 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号	37
○会派代表質問 小池議員	37
○会派代表質問 高橋議員	50
○会派代表質問 高野議員	63
1 散 会	80

○ 6月17日（水曜日） 第4日目

1	開 議	81
1	会議録署名議員の指名	81
1	日程第1 議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号	81
○	一般質問 酒井議員	81
○	一般質問 平戸議員	85
○	一般質問 新井田議員	89
○	一般質問 下兼議員	97
○	一般質問 白濱議員	102
○	一般質問 松井議員	108
○	一般質問 松岩議員	113
	予算特別委員会設置・付託	124
	常任委員会付託	124
1	日程第2 休会の決定	124
1	散 会	124

○ 6月29日（木曜日） 第5日目

1 開 議	127
1 会議録署名議員の指名	127
1 日程第1 議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査	127
予算特別委員長報告	127
採 決	127
総務常任委員長報告	127
○討 論 松井議員	128
採 決	129
経常常任委員長報告	129
○討 論 小貫議員	129
採 決	129
厚生常任委員長報告	130
○討 論 酒井議員	130
採 決	131
建設常任委員長報告	131
○討 論 高野議員	132
採 決	132
1 日程第2 議案第15号ないし議案第17号	132
○提案説明 市長（議15～議17）	132
○討 論 小貫議員	133
採 決	133
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第8号	133
○提案説明 高野議員（意1）	134
○提案説明 平戸議員（意2）	134
○提案説明を省略することについて諮る（意3～意8）	134
○討 論 酒井議員	135
採 決	135
1 閉 会	135

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和8年度小樽市一般会計補正予算
2	令和8年度小樽市病院事業会計補正予算
3	小樽市税条例の一部を改正する条例案
4	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
5	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
6	小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案
7	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
8	工事請負契約について〔若竹地区防波堤改良工事〕
9	工事請負契約について〔第3号ふ頭小型船だまり整備工事〕
10	工事請負契約について〔色内ふ頭護岸改良工事〕
11	工事請負契約について〔小樽公園園路広場等整備工事〕
12	工事請負契約について〔小樽公園遊具広場整備工事〕
13	工事請負変更契約について〔旧保健所・旧総合福祉センター解体工事〕
14	小樽市非核港湾条例案
15	小樽市農業委員会委員の任命について
16	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
17	人権擁護委員候補者の推薦について
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例等の一部を改正する条例〕
報告2	専決処分報告〔小樽市介護保険条例の一部を改正する条例〕

○意見書案

1	全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げを求める意見書（案）
2	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
3	令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
4	急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）
5	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）
6	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）
7	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）
8	住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（案）

◎継続審査中の案件

○陳 情

1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について （第2項目）
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について
14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について

質 問 要 旨

橋本議員（６月１５日１番目）
市長及び関係説明員

- 1 財政・政策について
- 2 生活保護受給者の自立支援について
- 3 労働者協同組合について
- 4 女性デジタル人材の育成について
- 5 その他

質 問 要 旨

中鉢議員（６月１５日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 石狩湾洋上風力と水産業の振興について
 - （１）洋上風力がもたらすメリットについて
 - （２）有望区域と今後の洋上風力発電について
 - （３）水産業の課題と振興について

- 2 均衡ある発展と行政サービスについて
 - （１）「小樽市立地適正化計画」の都市機能施設について
 - （２）銭函市民センターについて
 - （３）小樽塩谷インター周辺について
 - （４）本市の農業について
 - （５）市境などの遠隔地の消防・救急の体制について
 - （６）本市施策の世代間の均衡について

- 3 国勢調査の結果と人口、人材不足問題について
 - （１）国勢調査等の分析と人口減対策について
 - （２）探究的な学習と職業体験について

- 4 SNSでの情報の発信について

- 5 その他

質 問 要 旨

小池議員（６月１６日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 プレミアム付商品券のスマートフォンアプリ導入について
- 2 小樽公園運動場周辺の所管と整備について
- 3 市有財産の処分の在り方とスポーツ器具等の整備について
- 4 市立病院の医療費未納について
- 5 その他

質 問 要 旨

高橋議員（６月１６日２番目）
市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢と小樽市の諸課題について
- 2 市内経済・産業について
- 3 地域福祉とセーフティネット構築について
- 4 その他

質 問 要 旨

高野議員（６月１６日３番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 住民の暮らしと平和について
 - （１）イラン情勢の影響について
 - （２）特定利用港湾について

- 2 市民の健康について
 - （１）帯状疱疹ワクチンの接種について
 - （２）起立性調節障害について

- 3 教育について
 - （１）教育費について
 - （２）ポケットシーシャなどについて

- 4 新幹線について

- 5 補正予算等について
 - （１）補正予算について
 - （２）決算見込みについて

- 6 その他

質 問 要 旨

酒井議員（６月１７日１番目）
市長及び関係説明員

- 1 地上デジタル放送共聴アンテナについて
- 2 避難所について
- 3 その他

質 問 要 旨

平戸議員（６月１７日２番目）
市長及び関係説明員

- 1 二重価格の導入について
- 2 粗大ごみの処分方法について
- 3 その他

質 問 要 旨

新井田議員（６月１７日３番目）
市長及び関係説明員

- 1 障がい者のための取組について
 - （１）合理的配慮について
 - （２）代筆・代読支援員の派遣について
- 2 音声コードの活用と「耳で聴くハザードマップ」について
- 3 水質検査について
- 4 その他

質 問 要 旨

下兼議員（６月１７日４番目）
市長及び関係説明員

- 1 重層的支援体制整備事業について
- 2 高齢者単身世帯について
- 3 外国人居住者との共生について
- 4 母子生活支援施設について
- 5 その他

質 問 要 旨

白濱議員（６月１７日５番目）
市長及び関係説明員

１ 看取りについて

- （１）在宅看取りの位置づけについて
- （２）在宅看取りを支える具体的な医療・介護連携体制について
- （３）在宅看取りを支える家族や地域への支援について
- （４）市民への啓発と、在宅看取りを含む将来ビジョンについて

２ その他

質 問 要 旨

松井議員（６月１７日６番目）
市長及び関係説明員

- 1 ウイングベイ小樽内の公共施設について
- 2 男女共同参画の推進について
- 3 その他

質 問 要 旨

松岩議員（６月１７日７番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 新総合体育館について
- 2 魅力ある学校づくりについて
- 3 市職員の安全対策について
- 4 共同親権導入後の対応について
- 5 男女共同参画課と青少年課の統合について
- 6 若手職員の管理職登用について
- 7 その他

○出席議員

議席番号	氏 名	6月9日	6月15日	6月16日	6月17日	6月29日
1 番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2 番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3 番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4 番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5 番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6 番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7 番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8 番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9 番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
1 0 番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
1 1 番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
1 2 番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
1 3 番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
1 4 番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
1 5 番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
1 6 番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
1 7 番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
1 8 番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
1 9 番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
2 0 番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
2 1 番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
2 2 番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
2 5 番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	6月9日	6月15日	6月16日	6月17日	6月29日
市長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	近 藤 朋 子	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	有 村 佳 昭	○	○	○	○	○
水 道 局 長	飯 田 修 二	○	○	○	○	○
総 務 部 長	松 本 貴 充	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○
財 政 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	武 田 隆 児	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
こ ど も 未 来 部 長	津 田 義 久	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	山 岸 博 史	○	○	○	○	○
消 防 長	入 井 直 樹	○	○	○	○	○
病院局小樽市立病院 事 務 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
教 育 部 長	野 呂 武 志	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	澤 谷 宏	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	浅 井 泰 之	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	北 出 晃 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	吉 川 達 也	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	6月9日	6月15日	6月16日	6月17日	6月29日
事 務 局 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	半 谷 秀 和	○	○	○	○	○
主 査	佐 々 木 昌 之	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	米 谷 奈 月	○	—	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	谷 脇 萌 々	○	○	○	○	○

令和8年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和8年6月9日

開会・開議 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和8年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、平戸理史議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月29日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第13号並びに報告第1号及び報告第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和8年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして任期2期目の締めくくりとなりますので、この4年間の市政運営を振り返り、一言申し述べさせていただきます。

市制施行100周年という節目の年にスタートした今任期は、夢と希望を感じられるまちづくりを進め、次の100年に向けたまちの礎を築くため、様々な行政課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

中でも、人口減少対策については最重要課題と位置づけ、社会減に歯止めをかける視点から、子育て環境の充実や、港や歴史などの本市の強みを生かしてまちの魅力を高め、人や企業を呼び込むまちづくりに力を入れてまいりました。

また、市民の安全・安心な暮らしを維持するため、夏の暑さや人手不足のほか、オーバーツーリズムなど本市が直面する新たな課題にも対応してまいりました。

こうした課題の解決に向けて、この4年間に実施した主な取組について、市政執行の基本方針に掲げる「人口対策」「次世代を見据えたまちづくり」「魅力を活かしたまちづくり」「活力を生み出すまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「暮らしを支えるまちづくり」の六つの視点に沿って申し上げます。

初めに、視点の一つ目、「人口対策」につきましては、「子育て」「しごと」「移住」を三つの柱として取組を進めました。

まず、「子育て」に関しましては、保育料の引下げと第2子以降の無償化や放課後児童クラブ利用手

数料の無償化、さらには、こども医療費の無償化の拡大など、家計負担の軽減を進めるとともに、保護者の送迎を考慮した放課後児童クラブの開設時間の拡大、こども家庭センターの設置による相談支援体制の充実や、先進不妊治療費助成の開始のほか、産後ケア事業や子供の健診の拡充など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めました。

また、昨年12月にウイングベイ小樽に地域子育て支援センター「おやこの集いの場」を開設したほか、来年8月のオープンを目指し、小樽公園に大型複合遊具などを設置する再整備に着手するなど、子供の居場所の充実にも力を入れてまいりました。

さらに、全小・中学校の校舎等の耐震化を完了し、普通教室に冷房設備を整備したほか、トイレの洋式化を進めるなど、児童・生徒の安全確保や教育環境の改善に努めたところであります。

「しごと」に関しましては、市内で新たに創業する方への創業支援補助金について、従来の移住者加算に加え、新たに若者加算を設けるとともに、創業の機運を醸成するセミナーを実施いたしました。また、人材確保に向け、市内企業の魅力発信や認知度向上の支援に努めたほか、保育や介護人材の定着を図る取組を進めました。

「移住」に関しましては、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを小樽商工会議所内に開設し、移住に関わる様々な相談をワンストップで行うとともに、移住支援金や三世代同居・近居をする方の住宅取得に対する補助などにより、移住の促進に努めました。また、FMラジオ局と連携した小樽市の魅力発信や親子でのワーケーションなど、関係人口の創出を図る事業を開始したほか、地域おこし協力隊の導入を進めているところでもあります。

次に、視点の二つ目、「次世代を見据えたまちづくり」については、ゼロカーボンシティ・小樽市の実現に向けた取組として、市有施設の照明設備の計画的なLED化や家庭や企業での省エネをはじめとする脱炭素の取組を促す事業を進めたほか、行政手続のオンライン化や市役所及び施設窓口のキャッシュレス決済導入など、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上に努めました。

また、庁内を横断した政策形成機能と民間事業者等との連携強化を担う総合政策部を新設し、複雑・多様化する行政ニーズへ対応するため、民間との協働により取組を進めているところであります。

公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化としましては、保健所や小樽市勤労女性センターなどの行政機能をウイングベイ小樽に移転集約したほか、市民会館の大規模改修や、小樽市新総合体育館整備事業の再入札に向けた検討などを進めております。

次に、視点の三つ目、「魅力を活かしたまちづくり」につきましては、官民で連携し、本市の強みである歴史や港を生かす取組を続けてきたことが、大きく実を結びました。

まず、「歴史」に関しましては、悲願達成に向けた関係者の皆様の熱意により「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が本市単独の日本遺産に認定され、また、小樽市歴史的風致維持向上計画が道内で初めて国の認定を受けたほか、旧日本郵船株式会社小樽支店が民間の運営ノウハウを導入してリニューアルオープンし、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫でのイベント開催などと併せて、北運河地区の活性化を図っております。

また、宿泊客数が増加する中で欠かすことのできない夜の観光の魅力づくりとして、市内に点在する歴史的建造物などのライトアップを明かりでつなぎ、観光客が夜に周遊できる仕掛けづくりに着手したところでもあります。

「港」に関しましては、市内中心部に近い第3号ふ頭及び周辺地区の再開発を進め、大型クルーズ船対応施設を整備するとともに、民間によってインフォメーション機能を有した商業施設が整備され、新たにぎわいが生まれたことで、令和7年1月には、公益社団法人日本港湾協会からポート・オブ・

ザ・イヤー2024を受賞いたしました。また、本年4月に供用を開始した「おたるポートスクエア」では、国のみなと緑地PPP制度を活用し、飲食店の開業やイベントの開催など、現在、官民連携によるにぎわい空間の創出を進めています。

次に、視点の四つ目、「活力を生み出すまちづくり」につきましては、まず、観光地域づくりと誘客促進といたしましては、小樽観光協会と連携し、夜の観光振興の取組や閑散期対策、国内外での誘致活動を進めるとともに、小樽おもてなし認証制度の創設や、アドベンチャーツーリズム推進に向けた取組などを行いました。

また、今年度から導入した宿泊税を活用し、小樽観光協会が地域DMOとして実施する観光地経営戦略への総合的な支援を行うとともに、市民生活と調和した持続可能な観光地域づくりのためのオーバーツーリズム対策に取り組んでいるところであります。

さらには、用途規制を緩和し民間投資を呼び込むことで、地域の活性化を図るため、天狗山地区、祝津地区を対象とした、小樽市観光開発計画の策定にも着手いたしました。

このほか、企業誘致を推進するため、産業展への出展や設備投資動向に基づく企業訪問などの継続的な誘致活動に努めたほか、港湾機能を生かした経済活性化を推進するため、クルーズ船の誘致活動や物流促進に向けたポートセールス、フェリー航路の利用促進事業を実施いたしました。

次に、視点の五つ目、「安全・安心なまちづくり」につきましては、後志管内三つの消防本部が共同運用する後志共同消防指令センターの運用を開始したほか、気候変動や災害への備えとして、公共施設への冷房設備の整備や道路の洪水対策、避難所の備蓄品整備などを進めるとともに、予防保全の視点を持った効率的な除排雪や、まちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪の充実に努めました。

支援を必要とする方々へのサポートといたしましては、独り親家庭や生活困窮世帯の生徒を対象として実施する学習支援の対象学年の拡大やオンライン指導の導入を進めたほか、医療的ケア児に対する支援の拡充や、市内の救急医療体制を確保するため、二次救急を担う公的病院への支援に取り組みしました。

さらには、議会からの御提言をいただき、御家族が亡くなられた際に必要となる各種手続のための専用窓口「おくやみ窓口」を開設し、手続のワンストップ化により利便性の向上に努めました。

このほか、市街地に出没するヒグマによる被害を防止するため、小樽市ヒグマゾーニング計画を策定し、ゾーニング管理に基づく捕獲や緊急銃猟に必要な体制を整えたところであります。

次に、視点の六つ目、「暮らしを支えるまちづくり」につきましては、市民の健康づくりとして、歯周病検診を新たに実施するとともに、がん検診や国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上の取組のほか、北海道済生会が行うウイングベイ・ウォーキングと連携して、ポイントを付与する事業などを行いました。

地域活動への支援としましては、街路防犯灯設置に係る補助の上限額を引き上げたほか、町内会のデジタル化の推進や防災活動等に対する支援を拡充してまいりました。

住環境の整備としましては、市営の塩谷B住宅の建て替え等を進めているほか、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しに着手いたしました。

また、公共交通を維持するため、バス事業者への補助を継続したほか、バス路線廃止の動きに速やかに対応し、コミュニティバスの導入に向けた準備を進めております。

以上、この4年間における主な取組を申し上げます。

少子化の進行や建設費が高騰する中での公共施設等の老朽化対策などの課題は残るものの、近年、社会減が抑制傾向にあることに加え、新たな観光施設や宿泊施設が開業し、観光入込客数や宿泊客数が好

調であるほか、特に銭函地区での企業立地が順調に推移するなど、人にも企業にも選ばれる持続可能なまちづくりを前に進めることができたものと感じております。

これまでの市政の運営に当たり、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から御理解と御協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和8年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号小樽市一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応として、対象となる方々へ速やかに生活保護費等の追加給付を行うため、関連事業に関わる必要な経費を計上いたしました。

そのほか、クルーズ船社の小樽港への視察希望に応えるため、青森県及び函館市との連携招請事業に参画する海外クルーズ船社等招請事業費など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は6億3,693万9,000円の増となり、財政規模は687億3,166万8,000円となりました。

次に、議案第2号令和8年度小樽市病院事業会計補正予算につきましては、小樽市立病院で実施する低線量CT肺がん検診実証事業に係る経費として、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第13号までについて説明申し上げます。

議案第3号小樽市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の特定暗号資産取引に係る課税の特例を新設するとともに、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備並びに改修特別特定建築物の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるほか、固定資産税の免税点を引き上げるなど、税制改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第4号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第5号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれもそれぞれの基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第6号小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するものであります。

議案第8号から議案第12号までの工事請負契約につきましては、若竹地区防波堤改良工事、第3号ふ頭小型船だまり整備工事、色内ふ頭護岸改良工事、小樽公園園路広場等整備工事及び小樽公園遊具広場整備工事の請負契約を締結するものであります。

議案第13号工事請負変更契約につきましては、旧保健所・旧小樽市総合福祉センター解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止など税制改正に伴う所要の改正を行うため、市税条例等の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、国が特例として令和8年度分の介護保険料の減免の対象となる者として

示した被保険者について、申請によらずに保険料を減免することができることとするため、介護保険条例の一部を改正する条例を令和8年5月22日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第14号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

4月27日から開かれていた核不拡散条約再検討会議は、5月22日に、成果文書を発出することなく閉会しました。全ての締約国の合意で文書が採択できなかったのは3度目となり、核兵器廃絶に背を向ける核兵器国の姿勢が厳しく問われます。

会議の討論では、7割を超える国が核兵器国に対し、条約第6条に基づく核軍備撤廃の行動を求めました。会議が核兵器問題をめぐる世界の主流を改めて浮き彫りにしたことは、今後の希望を示す大きな意義がありました。

一方、核兵器国は、成果文書案の骨抜きを狙いました。合意に至らなかった直接の原因はイランをめぐるといわれますが、根本に条約の義務と合意の確認すら拒む核兵器国の姿勢があったことは明らかです。

このような核兵器に固執する勢力の抵抗を乗り越えるため、核兵器禁止条約を力にした運動の発展が求められています。

この下で、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる小樽市が、非核三原則を遵守し小樽港への核兵器持込みを認めないために、具体的な事項を定める本条例案の制定が求められています。

令和8年第1回定例会において、非核三原則の堅持を求める意見書が賛成多数で可決されました。

各会派の討論で、自民党は否決の立場を取りながらも、国是として非核三原則が堅持されるべきと主張しました。そこまで言うのなら賛成してくれればよかったと思いますけれども、残念です。唯一、非核三原則の見直しを是とした討論は、政府にはあらゆる選択肢を排除せずにと主張した会派みらいのみでした。

小樽市議会において、前田清貴議員、中村岩雄議員、小池二郎議員、白濱聡議員、平戸理史議員の5人が、核兵器廃絶平和都市宣言に反し、核兵器持込みを肯定する態度表明を行ったことは非常に残念ですが、国是である非核三原則の見直しを肯定する前田議員、中村岩雄議員、小池議員、白濱議員、平戸議員であっても、小樽港への核兵器持込みは認めたくないという気持ちはお持ちであると考えますので、多くの議員の本条例案への賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月14日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前 1 0 時 2 4 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 新 井 田 邦 宏

議 員 平 戸 理 史

令和8年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和8年6月15日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、下兼薫議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 令和8年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

第1項目め、財政・政策について。

今定例会は、迫市長にとって任期最後の定例会となり、これまで2期8年の総括となる議会でもあります。

昨年度の観光入込客数は834万人を超え、課題でありました宿泊客も初の100万人を突破し、コロナ禍を乗り越え、観光都市としての新たなステージに立ちました。本市にとって大切な基幹産業である観光がさらに成長し、点と点を結び、大きな面となるとともに、市民と協働したまちづくりをさらに進めるためにも、また、多様化する市民ニーズに応える福祉政策のさらなる充実のためにも、現在の社会情勢に負けない財政基盤を構築する必要があります。

令和7年度一般会計決算見込みについて質問いたします。

歳入について、予算現額707億5,700万円に対し、翌年度繰越額を考慮しても22億4,500万円の減となりました。歳入が減となった主な要因をお示してください。

歳出については39億2,200万円の減となり、財政調整基金を6億900万円積み増すこととなりました。実質単年度収支では、令和6年度のマイナスからプラスに転じました。しかし、令和8年度当初予算では、財政調整基金の14億円を取り崩した予算編成になっています。不測の事態に備えた財政調整基金に頼らない財政運営を目指すことを求められています。

しかし、全国的に人口減少の影響を受ける社会インフラサービスで真っ先に心配される上下水道事業等は、財政面のみならず技術の継承など、後回しにできない課題を抱えています。

決算見込みにおける令和7年度財政調整基金残高は、小樽市中長期財政収支計画で見込んでいた財政調整基金残高と比べて、どう変わったか、お示してください。

次に、国際情勢の影響について質問いたします。

今定例会は、議案第8号から議案第12号で、工事請負契約がそれぞれ上程されています。長引く中東情勢の影響で、物価は上がり続け、市民生活にも影響が出ています。

特に広範囲に影響を及ぼしている、ホルムズ海峡封鎖に伴った石油由来のナフサを原材料とする物資不足が各地で問題になっていますが、今国会でも、現場と政府の見解には非常に乖離があると感じてい

ます。

今月の話ですが、小樽市内の企業が破産準備に入ったという報道がありました。報道では、中東情勢によるナフサ由来の資材不足や価格上昇が続き、事業承継を断念したとありました。とうとう小樽市でも心配されていることが起こったと、胸が詰まる思いです。市内企業の影響や今後の動向も非常に心配です。

中東情勢に関する相談窓口は金融機関や小樽商工会議所に設置されていると伺いましたが、本市でもこのたびの中東情勢に関連した相談が寄せられているのでしょうか。また、各相談窓口と情報共有は行われているのでしょうか。

今回の報道があった企業について、事前に市に対し相談や情報はありましたでしょうか、お答えください。

従業員の方々や、御家族もさぞや不安ではないかと感じています。市内外で何人の従業員の方が就業されていたでしょうか。また、雇用継続等に関して相談があった場合の支援体制はどのようになっていますでしょうか。

現在の中東情勢などに関する支援の情報について、国や道から発信はあるのでしょうか。発信があった場合の市内企業への情報提供等はしていますでしょうか。

公明党・立憲民主党・中道改革連合の3党の国会議員と全国の地方議員が地元の企業や国民に対し行った聞き取り調査では、1万2,000件を超える声を聞き、政府に提言いたしました。緊急経済対策も明確に示しましたが、そうした中身が今回の補正予算には反映されていません。

建設に関わる現場では、例えば住宅建設で、ほぼ完成しているにもかかわらず、バスタブが手に入らず、現場がストップし引き渡すことができない。工期が延び、結果、収入に至らない。そのようなことが現実に起こっており、仕事があるのに倒産する事業者も出かねません。建材メーカーでは値上げが相次いでいますが、値段だけの問題ではなく、資材が手に入らないことへの焦りがあります。

そんな中、本市では、多くの子育て世代が希望する声を受け、いよいよ小樽公園の整備も始まります。昨年オープンしたおやこの集いの場の盛況を見ますと、公園の整備は市内の方のみならず、市外からの利用者也期待できることや、何よりも小樽市の子供と保護者の皆さんが楽しみにしている事業です。市内企業を支え、公共事業も着実に進めるためには、大変厳しい情勢と言えます。

市内では、どのような業種、事業者が実際にどのような影響を受けているか、把握はされているでしょうか。また、どのように把握しているかをお示ください。

医療の現場では、透析用のチューブや医療用手袋などが不足しているとの声も聞きます。ナフサ由来の資材は、あらゆる業界で広範囲にわたり使用されていますが、特に医療現場の物資不足は命に関わるため、重要です。また、介護施設などへの影響も懸念されます。

市内の医療機関で、物資不足、物資確保等の問合せはありましたでしょうか。また、現状の把握についてお示ください。

現在の国際情勢による影響が、多岐にわたる可能性があります。長期的に見ると、市内でのA重油を使用した施設や業種には、製造業、医療関係、ボイラーなどの稼働に関わる場合は、学校関係などの影響が懸念されます。

また、札幌市では、市の指定ごみ袋の買いだめの傾向があり、店舗によっては購入制限を設けているところが出始め、当初、十分な在庫を確保している、値上げの予定はないと周知しているとのことでしたが、6月8日の報道では、今月15日から市指定以外のごみ袋の収集を受け付けるとありました。全国的にも同様に品薄状態が発生し、期間を設けて、指定以外の袋の使用を認める臨時措置を行っている自

治体も増え始めています。ごみ袋の製造単価も上がることが考えられます。小樽市でも、早めの対応が必要ではないかと思います。

現在、市内で買いだめなどによる店舗での影響は出ていないでしょうか。また、本市での指定ごみ袋の不足が出た場合の検討はしているでしょうか。

次に、令和8年度補正予算について質問いたします。

海外クルーズ船社等招請事業費159万円が計上されております。

クルーズ船の寄港が令和7年の33隻から、令和8年は19隻に減った主な要因をお示してください。また、ここ数年行ってきた主な誘致事業について、御説明ください。

クルーズ船の寄港は、乗客への市内観光などの新たな魅力発信など、乗客のニーズにどれだけ応えられるかも問われています。また、クルーズ船そのものが、船見坂やJR小樽駅から望む風景の価値を高め、夜の埠頭に浮かぶクルーズ船が夜景などを彩る観光資源であるとも考えます。今後、クルーズ船を誘致する上で、民間と協力し、景観資源として生かすことも必要ではないでしょうか。

今回の青森県及び函館市との連携事業に参画することになった経緯をお示してください。

先日、クルーズ船社の方が来樽し、視察を行ったと聞いております。その際、船社側ではどのような反応や感触があったか伺います。また、今後、市としてどのようなことが期待できるか、お答えください。

以上、第1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和7年度一般会計決算見込みの歳入において、予算現額との乖離が生じた主な要因につきましては、繰入金及び繰越金において、財政調整基金繰入金の皆減などにより12億5,900万円の減となったほか、市債では、建設事業費の減などにより6億6,400万円、諸収入では、貸付金元利収入の減などにより4億5,300万円が、それぞれ減となったものであります。

次に、令和7年度決算見込みにおける財政調整基金残高につきましては約44億6,000万円となっており、昨年度お示しさせていただいた時点修正後の小樽市中長期財政収支計画における財政調整基金残高31億8,500万円と比べて、12億7,500万円の増となっております。

次に、中東情勢に関連した相談につきましては、現時点で市に寄せられたものはありませんが、相談窓口を設置している金融機関及び小樽商工会議所と相談状況に関する情報共有を行っております。

次に、報道がありました市内企業につきましては、担当者が定期的に行っている企業訪問において、当該企業についても令和7年12月に訪問しておりましたが、その際に相談や情報の提示はありませんでした。

次に、当該企業の従業員数につきましては、ハローワーク小樽より、雇用保険に加入している従業員が53名いると伺っております。また、雇用継続等に関し相談があった場合の支援体制につきましては、企業側の求めに応じて集団での就職相談会を実施するなど、ハローワーク小樽にて対応されると聞いております。

次に、中東情勢などに関する国や北海道からの支援情報の発信につきましては、国においては、中東

情勢関連対策ワンストップポータルを設置し、中小企業・小規模事業者向けの支援や、各省庁の相談窓口に関する情報を発信しており、北海道においては、燃料油や石油由来化学品・製品等の供給に関する情報提供窓口を設置し、事業者や消費者からの情報を受け付けております。

本市では、国や北海道の施策に関する情報を市のホームページに掲載し、また、4月に実施した小樽市商工業振興施策説明会においても、国が実施する支援制度や、小樽商工会議所が設置する相談窓口について周知したところであります。

次に、市内事業者への影響の把握につきましては、本年4月以降、継続的に市内事業者及び業界団体へのヒアリングや市内の経済団体、金融機関と情報交換を実施してきたところであり、その結果、製造業、建設業など幅広い業種において、原材料の価格上昇や受注量の制限による事業への影響があるという声をお聞きしております。

次に、市内医療機関からの物資不足等につきましては、現在のところ、医療機関の物資不足や物資確保等について、市に対する直接の問合せは受けておりませんが、一部の医療機関からは、医療用手袋であるニトリルグローブは国から供給されているものの、他のプラスチック製品は価格が大幅に引き上げられていると伺っております。

次に、市指定ごみ袋の買いだめによる店頭での影響につきましては、5月29日に、取扱量の多い販売店へ聞き取りを行ったところ、販売量は増加傾向にあるものの、目立った買いだめは生じていないことを確認いたしておりますが、市指定ごみ袋の不足が生じた場合には、透明または半透明の袋での対応など、市民の皆さんの生活に支障が生じないよう検討を行っているところであります。

次に、クルーズ船の寄港数が減った主な要因と、ここ数年行ってきた主な誘致事業につきましては、寄港数減少の主な要因としては、これまで毎年数回実施されていた、にっぽん丸による「飛んでクルーズ北海道」が、5月に引退したにっぽん丸の後継船の配船の都合により本年は休止となったことや、環境への配慮や、燃料費の高騰により航路が短くなったことなどが影響していると考えております。

また、ここ数年行ってきた誘致事業につきましては、過去には、海外見本市への出展や、海外船社の訪問も行っておりましたが、ここ数年は、今回行ったような招請事業のほか、国内においてプロモーションの実施、船社や船舶総代理店訪問などを行っております。

次に、連携事業に参画することになった経緯につきましては、今回の連携事業は、当初、青森県と函館市による事業として実施する予定でありましたが、招請する海外クルーズ船社から小樽港も視察したいとの意向が示され、本市に参画の打診があったものであります。

市といたしましては、当該船社が小樽港に寄港の多い小型探検船を所有し、日本にはまだ寄港実績がない船社であることから、有効な機会と捉え、急遽、本事業に参画することとしたものであります。

次に、視察時の反応や感触と今後、期待される点につきましては、船社側からは、小樽港について、港と観光地のアクセスがよいことや小樽市の歴史ある町並みに加えて、知名度の高い札幌市や自然豊かな余市町、仁木町と近接していることから、観光のバリエーションが豊富であることなどが好評で、全体として高い評価を得られたと受け止めております。

また、今後の期待につきましては、第1には、本事業により寄港につながることを期待しておりますし、加えて、今回3日間にわたり滞在いただいたことで、船社の考えやニーズについて多くの情報を得ることができましたので、今後はこれらの知見を誘致活動に生かし、寄港数の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

○9番（橋本布美絵議員） 生活保護受給者の自立支援について。

生活保護受給に至る理由には、障害やひきこもり、ニート、難病、独り親、高齢者等、様々あります。働きづらさを感じている就労困難者の数は、公益財団法人日本財団の推計では国内で600万人に上り、そのうち適切な支援があれば270万人が就労可能とされています。

本市の生活保護受給者は、市内の高齢化率も高いことから、高齢者の割合が多いとは思いますが、私は以前、若くして持病により働けなくなり、生活に困窮した方の相談を受けたことがあります。その方は、できれば生活保護を受けずに頑張りたいと生活していました。しかし、経済的に通院ができなくなり、持病が悪化。友人が心配する中で、相談につながりました。その方と、まずは健康になることが大事である等のお話をする中で、できれば働き、自立したいとの気持ちが強いことが分かり、陰ながら応援したいと思いました。

いわゆる生活保護からの卒業は、仕事に就くことがゴールではないとも思います。しかし、人口減少、生産年齢人口の減少が進む中、生活困窮者やひきこもりなどの層が社会で自立することは、福祉の課題にとどまらず、地域経済維持のために社会の一員として活躍してもらうことも、今後のまちづくりに必要であるとも考えると、そこに至るためには、たくさんの時間や労力が必要であっても、一方的な受益者とするのではなく、地域の担い手へという視点を持った支援が必要ではないでしょうか。

生活困窮者自立支援制度ができて10年が過ぎました。これまで、経済的貧困のみならず、コミュニケーションの力、人間関係の貧困が可視化され、声なきSOSに向かい合う中で、単に就労のみがゴールではないことが見えてきました。

令和7年度で、本市が行っている被保護者就労準備支援事業の利用者数と支援の内容、そのうち実際に就労等につながった人数をお示ください。

釧路市が行っている生活保護利用者自立支援プログラムについて、会派で視察をしてきました。このプログラムでは、就労による生活保護の脱却だけではなく、健康的な生活を自ら管理する「日常生活の自立」、社会とのつながりを築き維持する「社会生活の自立」、新たな仕事に就いたり、増収を図ったりして、経済的に自立した生活を送る「就労の自立」という3段階に分け、本人の状況に応じた目標設定を行います。健康を保ち、健やかに暮らせること、地域や社会とのつながりを持ち活躍ができること、そして自分らしく生きられること、就労前の寄り添いに力が入れていることが分かります。

様々な働きづらさを感じている就労困難者の自立支援には、当事者がその人らしく生きるための支援が必要です。このプログラムでは、平成15年に厚生労働省のモデル事業として始まり、当時、全国平均をはるかに上回る受給率であった母子世帯に対し、地元大学と協力し受給している世帯と、していない世帯に対しアンケート調査を行い、受給者の傾向を調査しました。

調査では、受給世帯の母親の低い自尊感情や、管理・監督的な指導により意欲を失っていることが判明し、エンパワーメント（自発的な行動促進）を重視する方針に転換したという背景があります。

小樽市での生活保護受給者の自立支援では、どのような取組をしていますでしょうか、お示ください。

自尊感情を高め、エンパワーメントを醸成するために、必要なことの見極めが必要です。例えば、学歴等に課題がある場合は、履歴書の内容を補う就労訓練や資格取得なども必要ではないでしょうか。

昨年度末での、生活保護受給世帯の数と世帯類型別の世帯数をお示ください。

生活保護を受給している母子世帯の自立支援上の課題をお示ください。

本市での自立支援におけるエンパワーメントの醸成に関して、取り組んでいることをお示してください。

生活保護世帯の独り親等に限らず、就労困難者世帯の子供には体験格差なども生まれます。親は、体験を望む子供の気持ちに寄り添いたいものです。しかし、子供の貧困について研究している方が、日本は海外に比べると、子供が最低限ここまで享受すべきであるとの生活の基準値が低いと話しています。勉強やスポーツに比べると、絵画、音楽といった趣味や旅行などのレジャーは、あったほうがよいが、持てなくても仕方がないとの傾向が高いと言います。体験格差は、将来どのような影響が出るのかは個人差もありますが、貧困の連鎖を起こさないためにも、当事者への聞き取りや寄り添いが必要ではないでしょうか。

本市でも、子供への学習支援を行っていますが、令和7年度の利用状況を中学生・高校生別にお示してください。また、子供の体験格差を埋める支援や取組について、本市としてのお考えをお示してください。

生活保護受給者が就労の自立を目指すには、地域企業などの協力も必要です。自尊感情を高めて、労働意欲を醸成するために、鉏路市のプログラムでは、介護ヘルパーの補助員を被保護世帯の母親に呼びかけ、参加者の状況に合わせてプランを立て、3週間から6か月の期間、補助作業を行いました。

事業所や利用者からの感謝の言葉に触れ、自分が必要とされている実感を得ることで、自分は支えられている側に立っているが、支える側にも立てるのだと思えたと言います。この補助作業は20人が参加し、そのうち16人が資格を取得し、そのまま就職もしたそうです。

また、千葉県では、障害者手帳がない就労困難者が、手帳保有者向けの就労継続支援A型、B型事業所などで就労訓練を受け、一般就労を目指した事例などもあります。

就労訓練の段階に応じた支援には、地元企業との連携も必要だと思いますが、どのような取組をしているでしょうか。また、本市の自立支援を受けた方の感想などがあればお示してください。

支援する場合の組織体制についてお聞きます。生活保護のケースワーカーは、1人で多くの方の担当を受け持っていると思います。本市では、生活保護世帯の高齢者比率が高いと思いますが、ケースワーカーや会計年度任用職員などの担当業務を、例えば高齢者担当と稼働層担当などに分けるなど、職員と会計年度任用職員の配置や作業内容の細分化等で、職員の負担が軽減される体制づくりも大切ではないかと考えます。

現在ケースワーカーの人数と、1人が受け持つ世帯数をお示してください。

ケースワーカーが、業務の中で職員の声を反映するような仕組みはありますか。あれば、どのような声が反映されたかを御説明ください。

生活保護を受けている場合は、その生活の状況を把握し、複合的課題があっても、支援につなぐことができます。しかし、生活保護受給に至る前での相談体制も重要であります。現在、本市では、たるさばで様々な困り事の相談を受け付け、重層的な支援をしています。

令和7年度の新規相談件数と、相談の中で割合が多い相談をお示してください。就労に関する相談では、どのようなケースが多く見られるのか、お示してください。

本市でも、近年、競技者、経験者が増えているモルックは、フィンランドのソーシャルファームが商品化したブランドです。ソーシャルファームとは、一般の労働市場で働くことが難しい方たちに、きちんとした雇用を提供する社会的企業のことです。障害者、ひきこもりの経験者、独り親、刑務所出所者、高齢者など、多様な就労困難者や働きづらさを感じている方が、一般の従業員と対等に働ける場をつくることを目的としています。

日本では、恩賜財団済生会が、ソーシャルファームジャパンを推進しています。ソーシャルファームの理念を基に、農業を行う企業などが増えてきています。小樽市では、北海道済生会との地域共生社会の実現に関する包括連携協定を結んでいますので、ソーシャルファームの考え方を共有していくことが地域共生社会の実現に寄与するものと考えます。

以上、第2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、生活保護受給者の自立支援について御質問がありました。

初めに、被保護者就労準備支援事業につきましては、3人の方が利用され、本人の自立指導、コミュニケーション能力等の開発、就労に向けた訓練、企業等でのボランティア体験などを支援し、お一人がボランティア活動を通じた社会参加につながったところであります。

次に、本市の自立支援における取組につきましては、生活保護における通常ケースワークに加え、自立支援相談員による面談や助言を行うほか、本人からの希望があれば、ハローワークと連携しながら、就業指導員による求人情報の提供や助言などの支援を行っております。

次に、昨年度末での生活保護受給世帯数などにつきましては、生活保護受給世帯数は2,968世帯であり、類型別に申し上げますと、高齢者世帯が1,808世帯、母子世帯が102世帯、障害者世帯が316世帯、傷病者世帯が348世帯、その他が394世帯となっております。

次に、生活保護を受給している母子世帯の課題につきましては、子供が小さい場合、保育所などの託児場所が決まらないため、求職活動が十分に行えないことや、就業の稼働時間が制限されることから、経済的自立が難しいことなどであります。

次に、エンパワーメントの醸成につきましては、全ての生活保護受給者に対し、通常のケースワークの中で行ってはおりますが、特に自立への意識が希薄な方に対しましては、自立支援相談員や庁内関係各課が連携し、例えば、日常の生活リズムの改善や部屋の整理整頓を促すなど、一人一人の状況に応じ、寄り添いながら、主体性を持って生活を送ることができるよう取り組んでいるところであります。

次に、本市で行っている学習支援につきましては、経済的な理由によって塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない中高生を対象に、学習と生活を支援する、おたる子ども未来塾を令和元年度から開設しており、令和7年度末の登録者数につきましては、中学生が41名、高校生が8名となっております。

また、子供の体験格差につきましては、将来の選択肢を狭めるなど、子供の将来にも影響を及ぼす懸念があると認識しており、生まれ育った環境にかかわらず、全ての子供が能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できることが望ましいものと考えております。

次に、就労訓練における地元企業との連携等につきましては、就業指導員を通じ、ハローワークが地元企業と連携して行っている就労支援制度のプログラムにつなげ、地元企業での訓練を受けられるようにしております。

支援を受けた方からは、できることが増えて、自信につながったなどの感想をいただいているところであります。

次に、ケースワーカーにつきましては、本年4月1日現在では37名であり、1人当たりの担当世帯数は、地区別に担当者を配置しているため、担当する世帯数にばらつきはありますが、平均すると80.2世

帯となっております。国が定めるケースワーカーの配置基準は80世帯に1人となっております、現時点では、この基準を満たしております。

次に、ケースワーカーの声につきましては、各ケースワーカーからの意見やアイデアを係長職である査察指導員を通じて聴取し、毎週開催している査察指導員会議などにおいて検討の上、必要に応じて業務に反映させております。

最近では、生活保護システムの標準化に伴って発生した業務手順の変更などにおいてアイデアが出され、業務負担の軽減化とミスの未然防止につながられた事例があります。

次に、令和7年度におけるたるさぼの新規相談件数等につきましては、新規の相談は234件で、そのうち経済的困窮に関するものが140件あり、全体の約6割を占め、最も多くなっております。

次に、就労に関する相談につきましては、単に失業、経済的困窮という理由にとどまらず、長引く引きこもりや心身の健康不安、過去の就労における挫折経験、さらには周囲の人間関係からの孤立といった複合的な課題を抱えているケースが多く見られます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

○9番（橋本布美絵議員） 労働者協同組合について。

小樽市官民連携プラットフォームの運用が始まりました。少子高齢化、人口減少に伴う地域機能の維持は、住民の生活ニーズが多様化・複雑化する中、本市にとっても様々な面で課題を抱えています。官民連携プラットフォームは、まさに本市が掲げる民の力との協働であり、今後に期待をしています。

しかし、それと同時に、サービスを提供する側、支援の担い手不足が限界を迎える前に、これまでの組織形態とは違った観点での取組が必要ではないでしょうか。

市民からの相談で、いつも悩ましいのは、やはり除雪・排雪の問題です。私も議員になってからたくさんお話を伺ってきました。特に高齢者の単身世帯は深刻です。降雪の状況では、福祉除雪などの現状受けられるサービスではカバーし切れていないのが実情です。

今年の冬に自宅の近所で、ある企業の有志で集まり、除雪のボランティアをしている方々と出くわしたことがありました。三、四十歳代と見られる男性のチームは大変頼もしく、このように地域課題に取り組む方々がいるのだと感動しました。

しかし、ボランティアや地域の助け合いも、高齢化の現状には限界があります。そのような中、何かよい仕組みはないのかと考えてきました。人口減少は避けられない、支援が必要な方は増えていく中で、誰も生きがいを感じながら働き、同時に地域課題の解決に結びつけるような、そんな方法はないのでしょうか。

公明党は、これまで労働者協同組合の推進に力を入れてきました。労働者協同組合とは、簡便な手続で発起人が3人から設立でき、労働者が組合員として全員が出資し、それぞれの意見を反映しながら、自らが労働に従事することを基本原理とし、対価を得ながら持続可能な地域コミュニティの活性化を推進する新たな選択肢です。

労働者協同組合法は、2020年12月に超党派の議連による議員立法により、全会一致で制定された法律です。公明党が中心になり、坂口力元厚生労働大臣の時代から全党、全会派に呼びかけて、法制化の作業を続けてきた経緯があります。

公明党の協同労働推進委員会の報告によると、この労働者協同組合制度がスタートして見えてきた地

域ニーズについては、例えば、本業を持ちながら、仲間と協力しながら自分らしく働く場をつくりたいというニーズ、自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため地域づくりを仕事にしたいというニーズ、企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしたいというニーズ、さらに、障害福祉や高齢者ケアの専門家から志を同じくする仲間とともに自分たちで運営にも関わりながら自分たちがやりたいケアを行うというニーズなどに応えるものとなっているとあります。

現在、全国ではどれぐらいの労働者協同組合が設立されていて、北海道ではどのような事例がありますでしょうか。また、現在、小樽市で労働者協同組合が設立された実績はありますか。

厚生労働省では、ろうきょうオンラインセミナーなどを行い、地域共生社会の推進に取り組んでいます。労働者協同組合は、地域の困り事を外部に委託することだけで解決するのではなく、地域内でなりわいとして循環させ、社会的投資、収益率を上げるとともに、税収と人的資本を地域にとどめることにもなるのではと考えます。

現在、設立されている法人では、7割以上が新規設立です。地域課題解決をビジネスチャンスとして捉えている側面もあり、起業手段としても有効性が見てとれます。また、法的な柔軟性などから、企業組合やNPOからの組織変更した例も増えてきています。

労働者協同組合の仕組みには、自治体や、ほかの民間企業の組織形態と協働、補完する意味で有用であると思いますが、見解をお示してください。

茨城県つくば市では、市長自ら動画で発信するなど、労働者協同組合設立を強力に進めています。市に専門の窓口を設置し、セミナーなども開催しています。また、組合の主たる事業所が市内であること、市内で事業を行っていることなどの条件に該当する組合には、運営費補助金を出してバックアップもしています。また、法人化することで信頼も高まると考えます。茨城県初の組合設立は、つくば市であり、農業の担い手不足を解決するために設立されました。

仮に、本市でつくば市のような取組を進めていく場合、どのような課題があると考えますでしょうか。

全国の事例を見ますと、高齢者・子供の居場所づくり、水道の検針、酒蔵、イタリア野菜の生産・加工・販売、家事代行、カフェ運営など、多種多様に展開されています。専門職による障害福祉施設の運営や、ヘルパーをしていた仲間で設立し、ケアの質を追求するなどの事例もあります。その多くは自治体のセミナーなどに参加することがきっかけになっています。

本市にとって、人口減少による人手不足、人口の社会減、移住促進等、いずれの課題にも働く場所の壁があります。生きがいと地域課題の解決を適正な収入を得ながら行え、本市にとっても人的資本をとどめることとなる、今求められている形ではないかと考えます。

第2項目めでは、生活保護受給者の自立支援には、民間の企業などの協力が必要ではないかと質問しましたが、釧路市でも協力団体として労働者協同組合があります。また、一般企業では働くことに困難を感じている方のソーシャルファームとしての受皿にもなり得る可能性があるのではと思います。そして何より、どの事例を見ましても、そこには地域のために働きたいとの思いと、自身の得意なこと、興味があることを、志を共にした仲間と楽しみながら運営し、それぞれの意見反映が重視され、組合員全員が主体者となって地域に関わっていることが分かります。

また、相互理解の場として、実際に不登校やひきこもり傾向にある子供の居場所づくりを行っている組合事例もあり、将来的には自立支援を必要としている方の働き方の選択肢にもなるのではないのでしょうか。

労働者協同組合の効果や必要性について、市長の見解をお示してください。

以上、第3項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、労働者協同組合について御質問がありました。

初めに、全国の組合の設立数につきましては、令和8年6月1日時点で38都道府県、190法人となっております。また、北海道での設立事例につきましては、介護サービスや生活支援サービスを主要事業とする組合等、19法人となっております。

なお、本市での設立実績については、現時点ではありません。

次に、労働者協同組合の有用性につきましては、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことが可能であることから、既存民間事業者等が実施する各種サービス等では補えない地域の課題を補完する手段としては有用であると考えております。

次に、茨城県つくば市と同様の取組を進める場合の課題と組合の効果や必要性につきましては、労働者協同組合は、少子高齢化が進む中、幅広い分野における多様なニーズを解決する新たな担い手として有用であると認識しておりますが、現状、本市においては十分な知見はなく、今後、つくば市をはじめ、先進自治体の取組を調査してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

○9番（橋本布美絵議員） 女性デジタル人材の育成について。

今定例会での私の質問は、全て地域と関わり支え合いながら、市民として地域に貢献し、それぞれが望む形で、経済的にも豊かになれるための提案であります。

令和7年第2回定例会でも、女性への支援として、女性の就労の課題について質問しました。女性が働くための労働環境や男女の賃金格差、性別役割分担意識の解消などが必要との答弁をいただき、認識について確認することができました。

本年3月に閣議決定しました第6次男女共同参画基本計画は、男女平等の実現と社会全体の活性化を目指した日本の中核的指針であります。これから予想される環境の変化や社会情勢を踏まえた、これまで以上に強化された内容であり、女性の意思決定層への参画拡大や女性の所得向上・経済的自立に向けた環境のさらなる整備が求められています。

共働き・共育ての実現やワーキングケアラーの増加を見据えた雇用環境の整備。本市にとっても、男女共同参画を推進する上で、女性へ学びと成長の機会を提供し、地域社会の中で確かな役割を担う地域の課題解決の柱となる人材育成を期待します。

今後、本市では、第6次男女共同参画基本計画を受けて、小樽市としてどのような検討がなされるでしょうか。

2040年には、1人の高齢者を支える現役世代が1.5人になると言われていますが、実際の20歳から64歳の現役世代全員が稼働し、納税しているわけではありませんので、実際はもっと少なくなります。人口を急激に増やすことができないのであれば、働く人を増やすしかありません。しかし、日本における人口減少の要因に、団塊ジュニア世代の未婚率が高いことが言われます。就職氷河期時代の世代は、収

入が不安定で結婚したくてもできない人や、ワーキングプアなどの背景があります。少子化の中で、ワーキングケアラーも増え、高齢者も働くことが求められていますが、そのような立場に優しい就業環境を提供できているとは言えません。

昨年の代表質問でも、女性への支援として、女性のデジタル人材育成について質問しました。女性が働く上で、就労形態がライフイベントによって変化してしまうL字カーブの解消には、性別役割分担意識の解消の必要性の認識や、女性が働き続けるための条件整備に関する調査結果が、結婚、出産、育児に関係なく仕事を持つほうがよいと考える方が増えていて、仕事と子育ての両立などのワーク・ライフ・バランスの実現のため、就業の場において待遇面の改善など、より働きやすい環境の整備が求められているとの認識、さらに、リスクリングの必要性について、DXの加速化により、業務における様々な場面でデジタルスキルが求められているようになっているなど、企業の労働者を取り巻く環境が急速に変化する中、リスクリングは女性のキャリアアップや再就職にもつながるものであり、その必要性は増してきている等の答弁があり、認識の確認ができました。

現在も、全国には、働きたいが働けない女性が310万人いるとの試算もあります。第6次男女共同参画基本計画にも、共働き・共育ての実現や、ワーキングケアラーの増加を見据えた雇用環境の整備などが示されたように、女性の活躍推進はさらに重要性を増していると考えますが、女性が働きやすい雇用環境の整備に当たり、本市ではどのような課題があると考えているか、お示しください。

デジタル分野における女性活躍の推進と官民連携DX女性活躍コンソーシアムへの参画についてお伺いします。

以前、予算特別委員会でも触れましたが、長野県佐久市では、デジタル田園都市国家構想交付金、通称デジ田交付金を活用し、令和5年度からCosmosta+を開設しています。IT経験や経済状況にかかわらず、誰もがデジタルスキルを習得し、就労につなげることができる学び直しのプラットフォームです。IT基礎スキル、SAP、ウェブデザインの3コースを展開し、オンライン中心で、子育て、介護との両立にも配慮されています。さらに、行政、企業が修了生の発注者となり、学びから仕事につながるルートを自治体が設計していることが特徴です。今年度も募集しています。

こうした佐久市などの取組を支えているのが、官民連携DX女性活躍コンソーシアムです。女性のデジタル人材育成、地域企業のDX推進、就労支援、賃金格差の是正を目的とし、現在19自治体と連携、3,000名以上にリスクリング機会を提供し、9.3億円超の報酬創出を実現しています。

市内の男女賃金格差の現状や、女性がデジタルスキルを習得することによる経済的自立の重要性について伺います。女性の多くは非正規雇用で、ライフイベントの影響はありますが、労働の質が伴っていない側面もあると考えます。

政府が新・女性デジタル人材育成プランを策定し、地方創生と賃金格差解消を掲げる中、本市における女性のデジタルスキル習得支援について、どのように考えていますでしょうか。

官民連携DX女性活躍コンソーシアムでは、IT企業や大学が連携して、無料講座や就労支援を行います。本市もこうした外部組織と連携し、官民一体となった推進体制を構築すべきではないでしょうか。

デジ田交付金は、その後、新しい地方経済・生活環境創生交付金、さらに地域未来交付金へと交付金の趣旨が引き継がれていますが、リソースが不足する自治体でも取り組みやすい制度であります。市民の利便性向上や、具体的な就労数などに関して、本交付金を活用して持続可能な支援体制を整えることが可能ではないかと考えます。

誰一人取り残されないDXを目指すことをゴールとするならば、支援が行き届きにくい層への配慮と

いう意味でも、子育てや介護、中高年層といった多様な背景を持つ女性たちが、時間や場所を選ばず学べる環境を整備し、オンライン申請の拡充やリモート就労支援を進める必要があると考えます。

これまで本市においてデジ田交付金、またはその後の後継交付金を活用した件数と代表的な活用事例をお示しください。

女性のデジタル人材育成の推進について、官民連携DX女性活躍コンソーシアムなどの外部組織との連携について、どのように考えますでしょうか。

最後に、私の友人の女性についてお話しします。彼女は会社員をしながら、副業としてホームページ制作をしています。将来を見越し、経済的にも必要性を感じ、独学で学び、現在5年目です。独学では幾度も失敗をしながら、時間や費用などで疲弊した。ただ、店舗を構えるような大きな投資もなく始められるメリットと、市にとっては税収が増える活性化につながらると思う。もっと小樽市の女性には自信を持ってほしいと話してくれました。自治体には、きっかけと背中をそっと押してくれる仕組みなどに期待を寄せてくれました。

実際には、市だけでは難しいことと思います。今後、北海道や国への働きかけ、連携しながら、本市の課題解決に潜在人材が活躍できる仕組みづくりに期待を申し上げます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、女性デジタル人材の育成について御質問がありました。

初めに、国の第6次男女共同参画基本計画に対する本市の検討につきましては、第3次小樽市男女共同参画基本計画の中間見直しにおいて、新たに6次計画に加わった女性の所得向上や経済的自立、デジタル人材の育成などに取り組んでまいります。

次に、女性が働きやすい雇用環境整備の課題につきましては、市内企業は慢性的な人手不足の状況にあり、人員配置に余裕がない状況が続いていることから、周囲の負担増を懸念して、育児休業や介護休業などの制度を取得しづらく、制度の形骸化が懸念されることや、テレワークなどの柔軟な働き方の導入も十分に進んでいないことなどが考えられます。

次に、女性のデジタルスキル習得の支援につきましては、女性に限らず、労働者のキャリアアップや再就職に当たり、デジタルに関する知識・能力を身につけることはプラスになると認識しております。そのため、現在は、厚生労働省の受託事業である地域雇用活性化推進事業の取組の一つとして、パソコン講座やICT活用セミナーを実施しており、令和6年度以降では、パソコン講座は3回、延べ45名の受講者のうち女性が34名で、そのうち就職に結びついたのが13名、ICT活用セミナーは1回、18名の受講者のうち女性が14名で、そのうち就職に結びついたのが3名となっております。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金の活用につきましては、令和3年度の制度創設以来、その後継の交付金も含め、11の事業において活用してきており、代表的な事例といたしましては、保護者と保育所の連絡などに活用できる保育アプリの導入などを行った、おたる子育て応援デジタル化事業や、地図上で市の保有する各種情報を可視化した、公開型GIS導入事業などであります。

次に、女性の人材育成の推進に関する外部組織との連携につきましては、女性の人材育成は必要なことと考えておりますので、御提案いただいたコンソーシアムも含め、先進自治体の事例調査を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

○9番（橋本布美絵議員） 確認も含めて幾つか再質問させていただきたいと思います。

労働者協同組合についてお聞きしたいのですが、現在、小樽市ではまだ事例はなく、道内でも19法人あると伺いました。お話ししました茨城県つくば市も、数年前から始めたばかりという感じで、まだそんなにたくさんあるわけではないのですが、一個一個の事業が非常に個性もあって、また、やる気に満ちているというか、地域に関わりながら地域課題を解決し、しかも、なりわいとして維持できるというシステムが非常に分かりやすく、また簡単にできるということで、一般の会社を興そうなどという意識のない人にも、かなりいい影響が与えられるのかと思います。

このような地域課題を解決する上で、この方法以外にも、予算を割く以前に、しっかりこういった情報提供などをしていくことも必要かと思うのです。その辺は質問からは少しずれますが、御答弁からそういう必要性も感じていると認識しているという印象を受けたので、そこを確認させていただきたいです。

あと、女性のデジタル人材育成に関しての御答弁で、実際にパソコン講座3回で45名参加のうち女性が34名と非常に参加率が高くて、その後、このパソコンのスキルを使って就職につながった方が13名いると理解していいのかを確認させてください。

以上、再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、労働者協同組合について、情報提供を進めていってはどうかというお尋ねだったかと思いますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、この労働者協同組合法というのは、令和4年に施行されたばかりということで、私どももまだ十分な知見を有していないわけであります。

あらかじめ用意した資料で確認させていただきますと、橋本議員が御指摘されたように、柔軟な働き方ができることや、事業分野もかなり幅広く想定されているということで、現実的に会社をつくることに比べると、比較的簡易な形で組織を編成できて、社会貢献ができるということで、概念については理解させていただきました。

これから、私どもも茨城県つくば市の取組などもしっかり調べさせていただいた上で、まずは、労働者協同組合に対する認識を深めて、その上で有用性が確認できるようであれば、情報発信も積極的に行ってまいりたいと考えております。

それから、女性のデジタル人材の育成について再質問がありましたけれども、私どもが取り組んでいる女性のデジタル人材の育成の中から幾つか紹介させていただき、そして講座を通じて就職に結びついたケースを紹介させていただきました。基本的には、受講したことが直接的な背景となって採用されたかまでは私どもも把握しておりませんが、結果として受講者のうち一定程度が就職できたと把握はしております。その背景については、詳しく調査しておりませんので、お許しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 橋本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）（拍手）

○13番（中鉢淳二議員） 令和8年第2回定例会、自由民主党を代表して質問させていただきます。

まず、石狩湾新港洋上風力発電と水産業の振興についてであります。

石狩湾新港洋上風力発電について質問いたします。

石狩湾新港洋上風力発電所は、令和6年1月1日より商業運転が開始をされました。11万2,000キロワットが14基で接続容量9万9,990キロワットと、8万世帯以上の電力を賄う着床型の洋上風力であり、ゼロカーボンシティを表明する本市にあって、まさしくシンボリックな存在になっていると思います。

まず、洋上風力発電所が本市に与える恩恵について伺います。

この洋上風力発電設備がもたらす税金には、固定資産税が考えられると思いますが、税金として本市に納められるものがこれ以外に存在するのか、あればお示しください。

また、一般的に洋上風力発電所がその地域にもたらす税金以外の経済的なメリットはどのようなものがあるのか、お示しください。

固定資産税について質問いたしますが、海上には土地や家屋はなく、一般的には固定資産税は設定されていないと思いますが、洋上風力の場合は、固定資産税は海上の占有面積に対して課税されるものなのか、風力発電の設備を償却資産として課税されるものなのか、お答えください。

風力発電の設備が償却資産として課税されるのであれば、償却資産としての耐用年数は何年に設定されているのでしょうか、お尋ねいたします。また、耐用年数を経過した場合、本市に税金は入らなくなるという認識でよいのかも、お尋ねいたします。

この石狩湾洋上風力発電の市に納められる税額について公表ができるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、今後の洋上風力発電についてですが、令和5年に経済産業省は、北海道石狩市沖を洋上風力発電の有望区域として整理しております。その区域を小樽市漁業協同組合が漁業権を持つ海域との位置関係をお示しください。

本年2月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく第1回北海道石狩市沖における協議会が行われたようですが、本市も石狩湾の沿岸自治体、石狩湾に漁業権を有する六つの漁業協同組合と共に参加されたと聞いております。

令和5年に有望区域として整理されてから、かなり時間が経過しての開催となっておりますが、今回の協議会は初回ということで、活発な議論ではなく、意見交換や要望などがされたとお聞きしております。どのような内容であったのか、概略的にお答えください。

本市がゼロカーボンシティを表明する中で、洋上風力においては、プラスの要素もあれば、懸念材料もあると思いますが、現時点での新たな石狩市沖での洋上風力発電に対してどのように考えているのか、市としての見解をお尋ねします。

次に、水産業の振興についてであります。

石狩湾洋上風力発電所の稼働への洋上風力発電所実現までの道のりの中では、本市もその事業に対し理解を示し、漁業権が設定されていない地域での大規模な着床型洋上風力発電でありましたが、全国的には、当時実例が少なく、隣接するエリアに漁業権を持つ小樽市漁協の組合員の方も影響をおそれる方もいた中、理解が進められたものであると認識しております。

本市は、今年度より宿泊税を導入し、本年度は2億100万円の税収見込みとしており、観光振興に資する10の事業に対して活用を予定しております。宿泊税は、法定外目的税として、その使途に限定しております。国際観光文化都市として、観光は本市にとって基幹産業であり、多くの方が観光に携わっております。

本市の基幹産業はと問われたときに、観光と並んで挙げられるものに水産業もあると思いますが、漁業から水産加工業を含めての水産業は、本市にとって基幹産業と言えるものであるのか、本市の産業の中でどのような位置づけで考えているのか、見解をお尋ねいたします。

水産業、とりわけ漁業においては、本市は進んだ取組ができているとは言い難いと思います。海で獲る採捕漁業が主であり、祝津沖などで採苗器によるホタテの浮遊幼生を採取し、かごに入れて3.3センチメートルから3.5センチメートルの大きさに育てて道内の漁協に出荷されていますが、採苗については、一昨年は不調であり、また、育苗の段階においても、海水温の高温化で壊滅的な被害を受けました。

また、海水の高温化では高値で取引されるウニもその漁獲量に占めるバフンウニの割合は1％程度となっており、身入りが芳しくないとお聞きしております。

本市の漁業は、自然界の変化に十分に対応し切れておらず、海水の高温化により、魚種交代が起きている中で安定して取れる魚種も限られています。「獲る漁業から育てる漁業へ」と言われて久しくたっておりますが、本市ではそれが進んでおりません。

そこで、本市の漁業、水産加工業を含めた水産業の課題をどのように捉えているのか、見解をお尋ねいたします。とかく、市内で、小樽市は観光には力を入れているとお聞きすることはありますが、小樽市は水産業に力を入れているとは、残念ながらあまり聞くことはありません。小樽市の産業として支援していくべきと考えます。

隣の余市町では、ムール貝、カキを養殖し、ブランド化する動きがあります。また、それらを地域のワインなどと合わせ、食、観光の相乗効果を生んでおります。食と観光は切っても切れない、不可分の関係であり、小樽ブランドの魚種、シャコ、にしん、ウニなどは、残念ながら通年で漁獲可能なものではありません。そのうちのにしん、ウニについては、放流事業を行ってのものであり、稚魚、稚ウニは、それぞれ羽幌町や泊村から購入し放流したものであり、ほかの地域に依存している状況にあります。

栽培漁業について、かじを切っていしないと、小樽の水産業はほかの地域より既に大きく遅れを取っており、水産業の衰退へと進んでいきます。本市であれば、陸上養殖であっても、人工海水ではなく、天然の海水を用いた養殖も可能で、漁業権が設定されていない海域であれば、海水の利用に制限なくさらに容易であるはずであります。

小樽市の観光と食を密接に結びつけ、通年味わえる本市にとってのブランドフィッシュをつくるべきと考えます。これら栽培、養殖に関心を持つ事業者は多く、痩せウニを集めて陸上で給餌し畜養を行いたい、トラウトサーモンの養殖を行いたいなど話には聞きますが、なかなか実現していないようであります。

それを支援する養殖に活用ができる補助制度としては、都道府県や市町村、水産業協同組合法の定める漁協や水産加工協などの水産業協同組合などが事業実施主体となる場合に水産庁が行うもののほか、地方自治体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組に対して内閣府が行うものがあります。

ウニでは、ウニノミクス株式会社が、ノルウェーの技術を用いて国内はもちろんのこと、世界各地で高品質なウニの畜養試験を始めており、全世界的な動きになりつつあります。ウニを食する国も和食文化の広がりに合わせて増えており、驚くことにウニの消費量第2位はフランスで、欧米でも消費が急激に増えております。今後、ウニの養殖、畜養はもうかる漁業として拡大するものと見込まれます。

市として、このような栽培や養殖漁業を行うに当たって、積極的な姿勢で側面から支援するべきと考えますが、本市の栽培、養殖事業に対する姿勢、考えを伺います。

また、本市が抱える水産業の問題の一つとして、危険な高島の旧魚揚場老朽化問題もあります。高島の旧魚揚場について、施設所有者である市として今後どのようにされるおつもりなのか、お伺いいたします。

祝津、塩谷、忍路の3漁港の整備の話も北海道主導で進んでいると聞いております。この3漁港の整備の進捗について、市としてどのようなことを把握していますか、お示ください。

るる想定される水産業の課題を列挙いたしました。とりわけ漁業においては、ほかの業種と比べて1人の漁業者だけが漁獲量が増える、もうかるということはなく、同じ海を共有する者同士は一蓮託生であります。つまりは、小樽市の漁業に対する政策や投資が滞れば、小樽市の漁業自体が低迷し、衰退を招くと考えます。

であるからして、漁業者の努力だけではなく漁協や自治体などが行う施策が重要なわけであります。将来にわたり持続可能な事業を継続して行うには、それぞれの課題に対応した施策を積極的に進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

また、宿泊税とは性質が異なり、洋上風力発電の税収は一般会計に組み込まれるものですが、私は税収分の一定程度でも海で得たものを海に返す、還元するという考え方を持つことができないかと思っておりますが、それについての見解をお尋ねいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、石狩湾洋上風力と水産業の振興について御質問がありました。

初めに、洋上風力がもたらすメリットについてですが、まず、洋上風力発電設備による税収につきましては、固定資産税以外にはありません。

次に、洋上風力発電所が地域にもたらす経済的メリットにつきましては、一般的に、洋上風力発電設備は部品数が多く、関連産業の裾野が広いと言われていることから、今後、国内でサプライチェーンの整備が進むと、地元企業の受注機会や雇用の創出などの効果があるものと考えております。

次に、洋上風力発電設備の固定資産税につきましては、風力発電設備を償却資産として課税しております。

また、耐用年数につきましては、主な設備として、風力発電機が17年、ケーブルが25年となります。

なお、償却資産は、事業の用に供することができる間は、取得価格の5%を最低限度の評価額として課税するため、耐用年数の経過後も引き続き課税するものとなります。

次に、洋上風力発電設備にかかる税額につきましては、個別の事業者の税務情報となるため、地方税法の守秘義務規定により公表することはできません。

次に、有望区域と今後の洋上風力発電についてですが、まず、石狩市沖の有望区域と小樽市漁業協同組合が漁業権を持つ海域との位置関係につきましては、有望区域は、石狩湾新港から北東の石狩市沿岸に位置し、小樽市漁業協同組合が持つ漁業権の海域は、単有漁業権の海域が石狩湾新港から南西の小樽市沿岸に、共有漁業権の海域が石狩湾内に設定されており、有望区域と漁業権が設定されている海域に重なりはありません。

次に、本年2月に開催された北海道石狩市沖における協議会につきましては、北海道などにより構成される事務局から、洋上風力発電の推進に対する基本的な考え方や区域概要の説明後、意見交換の中で、構成員から、発電設備設置に係る漁業への影響調査や漁業に影響が生じた場合の対応などの要望がありました。

次に、石狩市沖の洋上風力発電に対する市の見解につきましては、地球温暖化が進む中、カーボンニュートラルの達成に向けて、再生可能エネルギーを導入していくことは、重要なことと考えております。

一方、漁業活動に影響を与える可能性があることから、その影響の範囲を適切に把握するとともに、対応方法についても、法定協議会の中で十分な議論が必要だと考えております。

このため、漁業協同組合を中心とする漁業関係者の意見を十分に踏まえ、洋上風力発電と漁業の両立について法定協議会において慎重に協議することが必要だと考えております。

次に、水産業の課題と振興についてですが、まず、本市の水産業の位置づけにつきましては、直近の令和5年の経済構造実態調査では、水産食料品製造業の製造品出荷額等は製造業全体の約13%、従業員数は約18%、事業所数は約15%を占め、令和7年の漁獲量は約2万トン、漁獲金額は約44億円となっていることから、水産業は本市の基幹的な産業の一つと考えております。

次に、本市の漁業、水産加工業を含めた水産業の課題につきましては、近年の地球温暖化に伴う海水温の上昇による主要魚種の漁獲量の減少や、それに伴う水産加工業における原料価格の高騰、労働力不足などによる水産物の安定供給の確保などが課題と考えております。

次に、本市の栽培漁業、養殖漁業に対する姿勢につきましては、以前より、海洋資源の減少を抑制するための磯焼け対策や、にしんや、サケ、マスの資源確保のための助成などを行っており、今後においても、漁業関係者と協議しながら、水産物の安定的な資源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、高島の旧魚揚場につきましては、本市で除却を行うこととしており、除却後の跡地については、小樽市漁業協同組合と今後の活用について協議を進めているところであります。

次に、3漁港の整備の進捗につきましては、北海道後志総合振興局において、祝津漁港、塩谷漁港、忍路漁港のそれぞれの課題や要望について漁業者よりヒアリングを行っており、本市も地元自治体として同席しております。

また、漁港の整備につきましては、ヒアリングで得られた課題に対応する整備計画案を策定し、北海道の事業評価や水産庁との協議を重ねながら、事業化に向けて進めていく予定と伺っております。

次に、水産業の課題に対応した施策につきましては、これらの課題については、第7次小樽市総合計画に位置づけたものであるため、漁業関係者と協議しながら、環境整備に取り組んでまいります。

また、漁業振興に係る財源については、国等の補助金を活用するなど、その確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

○13番（中鉢淳二議員） 第2項目めの質問に移ります。

均衡ある発展と行政サービスについて。

まず、小樽市立地適正化計画の都市機能施設について質問いたします。

本市では、昨年3月に小樽市立地適正化計画が策定されました。人口減少が全国的に続く中にあり、近々ではなく、長期的かつ将来的にこのまちの形、将来像を考えるに当たり必要な計画であると理解しております。どこに住んでいても格差のない交通サービス、生活サービスなどの住環境、公共サービスが望まれるわけですが、小樽市立地適正化計画では、中心拠点、高次地域拠点、地域拠点、生活拠点などを設けております。

そのような拠点で行政の所有する都市機能施設の配置に偏りがあると思われませんが、まず、市として現在行政が所有する都市機能施設の配置について偏りがあるとの認識を持っているのか、お尋ねいたします。

小樽市勤労女性センターなどがウイングベイ小樽内への移転により、JRで移動できる地域の方にも利便性が一定程度高まった一方、都市機能の配置については地域ごとの状況に差があるようにも感じます。

こうした中で、市として、都市機能施設の適正な配置や地域バランスについてどのように考え、今後どのような方針で取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小樽市銭函市民センターについてであります。

迫市長は、銭函地区を人口、産業の面で可能性のある地域として過去に言及していますが、地域の核となる地域にとって数少ない公共施設である小樽市銭函市民センターですが、新築を含めた更新が後ろ倒しになっていました。そうした中で、このたび、小樽市銭函市民センター整備基本方針案を拝見いたしました。その中では、抽象的な表現ながらも「福祉出張相談所」「おたるまちなか図書館」などの言葉に地域の声を反映していただいていること、そして市長のこれまでの銭函地域に言及したものが具現化していく過程が見てとれました。ここでの細かな質問はいたしません、今後も地域の声を拾っていただきたいと思います。

ここに来て、待てば海路の日和ありで、道営住宅銭函団地の2棟の解体工事が始まりました。隣接地には、銭函保育所に旧銭函デイサービスセンター跡地もあり、国道5号に面し、その向かいには銭函小学校、銭函交番もあります。現在の市民センターよりも敷地は広く、現在の市民センターで抱える駐車場の問題も解消でき、一帯は銭函のまちづくりの核となり得る好立地であると考えます。

また、現在の小樽市銭函市民センターの建て替えの期間の利用者の問題も解消されます。現在の市民センターよりもアップグレードされた市民センターになり、アクセスやロケーション、地域の核となるよい施設ができるのであれば、地域の方も多少の遅れは納得されると思います。

先ほど挙げました旧銭函デイサービスセンターは令和4年10月の運営終了後、活用されずにいます。今後どのように活用するお考えなのでしょうか。活用方針が決まっていればお示しください。

小樽市銭函市民センター整備に当たっては将来に目を向け、小樽市役所銭函庁舎くらいの意気込みで道営住宅跡地での施設整備に臨んでいただきたいと思います。

そこで、新しい小樽市銭函市民センターを道営住宅の跡地へ方針転換することが可能なのか、お伺いいたします。

また、市長の銭函地区のまちづくりに対する考え方をお伺いいたします。

次に、小樽塩谷インターチェンジ周辺についてであります。

平成30年12月に後志自動車道が余市インターチェンジまで供用開始されました。市内には小樽塩谷インターチェンジが設置されました。小樽塩谷インターチェンジは国道5号の渋滞緩和や、札幌圏との広域交通アクセスの向上を目的として整備されたものと認識しておりますが、小樽塩谷インターチェンジの現在の利用台数を把握していればお示してください。また、国道5号の渋滞緩和に十分機能したと考えるのか、認識をお伺いいたします。

ほかのインターチェンジ周辺には、物流関係の事業者や倉庫などを見かけますが、小樽塩谷インターチェンジ周辺では、それを見かけることはありません。小樽塩谷インターチェンジの供用開始後、その周辺に関連して用途地域の見直しなどを行ったのか、お尋ねいたします。また、この当該地域やその周辺において、物流事業者の事業所、倉庫などの立地が可能なのかなど、土地利用上の位置づけについて併せてお尋ねいたします。

市内では、銭函工業団地の立地率なども高く、広い土地を求める事業者もあると推察いたしますが、その状況に鑑み、塩谷地区の自然豊かな特色を損なわないよう希望しますが、事業者の進出ができる余地を設けるべきではないかとも考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、本市の農業についてであります。

塩谷地区は農業も行われている地域であります。今年度、新規就農者に対し、最大200万円の補助をする制度、小樽市新規就農者支援制度がスタートいたしました。

農業を始めるイニシャルコストは農業者の大きな負担であり、スタートでつまずくと軌道に乗るまで長い時間を要することから、農地の購入から設備、器具までに使える今回の補助金はとても画期的なものであると思っておりますが、小樽市新規就農者支援制度を始めるきっかけや狙いはどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

農地の存在は、山林と住宅地との緩衝地域ともなり、最近多い熊の出没に対して効果があるもので、農家の方が離農して耕作放棄地になると熊が住宅近くまで降りてくる可能性も高まります。また、近年農作物の被害も増えていると思いますが、農家の離農が進むと農作物を狙う動物が増え、それまで分散している被害が農家の件数に反比例して、被害が集中する例を多く聞きます。

そこで、直近で被害による農作物の被害額と捕獲数をお示してください。また、忍路2丁目と蘭島2丁目に限定した理由はどのようなものでしょうか。そして、令和元年以降の農家数と新規就農者数を把握していればお答えください。

本市の遊休農地や耕作放棄地は増えている印象を持ちますし、そもそも農地から農地以外への農地転用も増えていると推察いたしますが、本市にとって、過去最大の耕地面積と現在の耕地面積をお示ください。

多くの新規就農者が望まれるわけですが、今年度の新規就農者への支援制度の現時点での利用の状況や見通しもお答えください。

塩谷地区をはじめ、忍路、桃内、蘭島地区などが特色を生かした自然豊かで第一次産業を中心とした産業が輝く地域となることを願っております。

次に、市境などの遠隔地の消防・救急の体制について質問いたします。

消防や救急、これらは市民の命を守る大事な行政サービスですが、平成26年7月、おたるドリームビーチで飲酒をしていた運転手による4名が死傷した痛ましい事故は、本市銭函3丁目でのものですが、最初に現場に到着したのは、手稲警察署のパトカーであったとお聞きしております。

また、数年前ですが、道道1号線の市境である朝里峠付近で車両火災が発生した際、札幌市からも消防車などが出動していたと聞きました。私の住む地域の銭函交番は張碓峠の頂上から銭函5丁目まで市内最大のエリアを担当しており、冬場の事故が多いエリアでもあり、吹雪の中などで事故処理に対応する姿に頭が下がる思いなのですが、警察では自動車警ら隊が管轄範囲を設定することなく広域のパトロールをしており、警察署、交番などの遠隔地でも即応が可能です。

消防車両も同様の対応が可能かと思いますが、夜間には待機する消防署所から出動することになるかと思いますが。

そこで、消防署所の中で最も広い面積を管轄している署所はどこになりますか、お答えください。

また、消防署所などの設置について、全国統一的な厳格なルールはなく、各自治体に委ねられていると思いますが、本市では消防署所の設置基準などを定めているのか、定めている場合、どのような基準なのか、お答えください。

市境などの遠隔地では、出動から到着まで時間を要すると思いますが、小樽市内で消防署所から出動した消防車両が到着に最も時間を要すると見込まれる地域はどこで、その到着までの想定時間をお答えください。

本年4月1日から後志共同消防指令センターが運用開始されたことで、後志の各町村との情報共有、連携が従前よりも円滑に進むものと思いますが、消防車両の到着までに時間を要する市境の遠隔地から119番通報が入電した際、近隣の消防署との対応について、その市境が後志地域と石狩地域との違いをお示しください。

工業団地などでは、工場などの大規模施設も多く、危険物の取扱いも行っている事業所もあり、通常の火災だけではなく、爆発などの危険性もはらんでおります。石狩湾新港地域の工業団地は小樽市側も石狩市側も分譲、稼働ともに好調であるようです。

そのような状況下で、銭函4丁目、5丁目の工業団地と消防との合同訓練は実施しているのでしょうか、お答えください。

事業者が自衛の消防組織をつくっているところもあるやにお聞きますが、銭函3丁目の銭函工業団地でもそのような自衛の消防組織を持つ事業所があるのか、分かれば数をお示しください。

銭函4丁目、5丁目では、消防、救急で石狩市の消防が先に到着するケースもあるかと思いますが、令和3年から7年までの5年間の銭函4丁目、5丁目での消防車両の出動件数の総数と、そのうち本市の消防車両が先に到着した件数を把握していれば、お示しください。

種々、工業団地のとりわけ消防の側面について取り上げましたが、消防車両の到着まで時間を要する銭函4丁目、5丁目について、事業所内での傷病や大型車の交通量が多く、冬期間は事故も多い国道337号の要素を含めた消防の在り方をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

小樽市立地適正化計画が進行しておりますが、人口だけを尺度とせず、地域のよさや特色、産業を生かし、均衡ある発展と行政サービスを行っていただきたいと考えます。消防、救急に限らず、今後の近隣自治体との連携による行政サービスの充実の可能性について市のお考えをお伺いいたします。

次に、本市施策の世代間の均衡について質問いたします。

市民の方から市政についてお話を伺うと、多種多様な御意見をいただきます。聞く方のその立ち位置によって違うのが、世代での認識の違いであります。4割近くと高齢化率の極めて高い本市で若い方にお聞きすると、施策が高齢者寄りではないか、若い世代へ訴求する施策が少ないのではとお聞きしますし、高齢者の方にお聞きすると、若い人向けの施策が多いという傾向のお話をお聞きします。

2期8年の迫市政の中で、保育料の引下げ、放課後児童クラブの利用料の無償化、小・中学校全普通

教室へのエアコンの設置、おやこの集いの場の開設、先進不妊治療費の助成の開始のほか、産後ケア事業の拡充など子育て世代への施策が多く実施され形になり、今後は小樽公園の整備などが行われるわけですが、人口減少を最大の課題と掲げている市長にとっては、その課題解決に向けて子育て世代に厚く施策を実施したという認識という理解でよいのでしょうか、市長の見解を伺います。

この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、均衡ある発展と行政サービスについて御質問がありました。

初めに、小樽市立地適正化計画の都市機能施設についてですが、まず、行政が所有する都市機能施設の配置につきましては、本市は港湾都市として発展する中で、市の中心部に主要な行政施設を整備するとともに、まちの広がりに合わせて各拠点となる地域へ必要な行政施設を配置してきたところであります。

このような背景から、市の中心部に多くの行政施設が配置されているものと認識しております。

次に、都市機能施設の今後の方針などにつきましては、現状の行政施設は、まちの広がりに合わせて適正に配置されてきたものと考えております。

また、小樽市立地適正化計画におきましても、各拠点において既存施設の充実を図っていくことを基本としており、各地域で必要な機能を維持しつつ、拠点間の交通ネットワークの確保により、持続可能なまちづくりを進めていく方針としております。

次に、小樽市銭函市民センターについてですが、まず、旧銭函デイサービスセンターの活用につきましては、現時点では決まっておりません。

次に、小樽市銭函市民センターの整備予定地を道営住宅跡地に方針転換することにつきましては、道営住宅跡地は、国道に近接するものの、取付道路の狭さや敷地内の中央に銭函保育所への通路があることに加え、敷地内の段差解消など解決すべき課題がある一方で、現在地での建て替えは、隣接するしらゆり公園との一体整備も可能であり、施設と公園の利用に当たって相乗効果を創出できることから、現在地での建て替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、銭函地区のまちづくりにつきましては、銭函地区は札幌市に隣接し、豊かな自然環境と調和したゆとりある良好な住環境に加え、海水浴場やスキー場などのレジャースポット、二つの工業団地など、多彩な資源を有する市内では数少ない転入超過が続く地区であることから、今後も、その特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽塩谷インターチェンジ周辺についてですが、まず、小樽塩谷インターチェンジの利用台数などにつきましては、東日本高速道路株式会社から、令和8年4月の利用台数は1万5,186台と伺っております。

また、渋滞緩和効果につきましては、同社が令和5年に実施した工事完了後の後志自動車道の事業評価によりますと、国道5号から1日当たり約3,400台が後志自動車道へ転換しており、渋滞緩和が図られたと報告されております。しかしながら、インターチェンジ整備による渋滞緩和効果がどの程度あるかは不明であります。

次に、小樽塩谷インターチェンジに関連した用途地域の変更などにつきましては、平成30年の供用開始以降、用途地域の変更などはありません。

次に、小樽塩谷インターチェンジ周辺における土地利用につきましては、小樽塩谷インターチェンジ及び隣接する地域は、市街化調整区域に位置していることから、原則として事業所等の建築は認められておりません。

また、直近の市街化区域は第一種住居地域であり、事業所等については床面積の合計が3,000平方メートル以下であれば建築が可能となっております。

次に、塩谷地区への事業者の進出につきましては、現行の都市計画における規制に基づいて判断することが基本となります。

今後、具体的な事業等の相談があった際には、事業内容を十分に確認した上で、各種法令のほか、小樽市都市計画マスタープランや小樽市立地適正化計画などとの整合性を踏まえ、建築の可能性について総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、本市の農業についてですが、まず、新規就農者支援制度を始めるきっかけや狙いにつきましては、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足により、遊休農地の発生が懸念されることから、本市の将来的な農業の担い手の確保と農地を維持し、持続可能な農業の実現を図るため、令和6年度に策定した地域農業経営基盤強化促進計画において指定した地域に、新規就農を促すために当制度を創設したものであります。

次に、農作物の被害額と捕獲数につきましては、本市の野生鳥獣による農作物の被害状況調査における令和6年度の農作物被害額は484万5,000円となります。また、捕獲数は、エゾシカが292頭、熊が7頭、タヌキが90頭、アライグマが85頭となります。

次に、新規就農者支援制度の補助対象区域につきましては、小樽市農業振興地域整備計画の中で、忍路、蘭島方面は、野菜、果樹、花きの生産を主体的に推進し、将来にわたり農地として確保する重点区域としていることから、忍路2丁目と蘭島2丁目を対象としたところであります。

次に、農家数につきましては、5年に1度実施される農林業センサスの結果では、令和2年は112戸、令和7年は68戸となっております。

新規就農者数につきましては、令和元年はミニトマト農家が1軒、令和5年は多品目農家が1軒、令和6年はワイン用ブドウ農家が1軒と花き農家が1軒の計2軒となっております。

次に、最大の耕地面積と現在の耕地面積につきましては、本市の統計で記録として残っている中では、昭和35年の2,009ヘクタールが最大で、令和7年の農林業センサスの結果では52.61ヘクタールとなっております。

次に、現時点での新規就農者支援制度の利用状況と見通しにつきましては、現在のところ申請に至ったものはありませんが、電話での問合せが1件あったところであります。

今後につきましては、新おたる農業協同組合や後志総合振興局後志農業改良普及センターなどに当制度について説明するなど、広く制度の周知を図っていききたいと考えております。

次に、市境などの遠隔地の消防・救急の体制についてですが、まず、最も広い面積を管轄している消防署所につきましては、朝里出張所となっております。

次に、消防署所の設置基準につきましては、本市では、国が定める消防力の整備指針に基づき消防署所を配置しており、独自の消防署所の設置基準は定めておりません。

次に、消防署所から消防車両の到着に最も時間を要する地域につきましては、銭函5丁目樽川ふ頭地域で、到着までの想定時間は約24分となっております。

次に、消防車両の到着までに時間を要する市境から119番通報を入電した際の近隣の消防との対応につきましては、後志共同消防指令センターが災害などの発生場所を特定し、その場所が後志地域の場合

は、災害発生場所を管轄区域とする消防本部に出動を指令し、石狩地域の場合は入電した119番通報を札幌圏消防指令センターに転送しております。

いずれの市境におきましても発生場所が特定できない場合は、本市及び隣接する消防本部の消防車両が出動することとしております。

次に、銭函4丁目、5丁目の工業団地と消防との合同訓練につきましては、実施いたしております。

次に、銭函3丁目の銭函工業団地の自衛の消防組織を持つ事業者数につきましては、消防法の規定により設置された自衛の消防組織を届出や消防の立入検査などで確認しており、その事業者数は39件であります。

次に、令和3年から5年間の銭函4丁目、5丁目への消防車両の出動件数の総数と、本市の消防車両が先に到着した件数につきましては、5年間の出動総数は204件で、そのうち本市の消防車両が先に到着した件数は196件となっております。

次に、消防車両の到着までに時間がかかる銭函4丁目、5丁目の消防の在り方につきましては、この地域は消防署所から遠距離であることから、事業所内で傷病者が発生した場合に備え、救急車の到着まで適切な対応が行えるよう、他の地域と同様に応急手当の普及啓発を行っております。

また、国道337号の交通事故や工業団地での火災などへの対応として、北海道広域消防相互応援協定に基づく相互応援や近隣消防本部との合同訓練による災害対応力の強化などに努めており、本市の消防力に加え、民間事業所や関係機関との連携・協力が必要であると考えております。

次に、近隣自治体との連携につきましては、各自治体がそれぞれの強みを生かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を超えた連携がますます重要となるものと考えており、本市を含むさっぽろ連携中枢都市圏の児童が、本年5月から試行的に札幌市の病児保育施設を利用できるようになるなど、新たな広域連携の取組も進めております。

今後も、さらなる広域連携による行政サービスの充実に模索してまいりたいと考えております。

次に、本市施策の世代間の均衡についてですが、施策の実施につきましては、世代にとらわれず、必要な施策を実施してまいりましたが、特にこの4年間においては、最重要課題と位置づけた人口減少対策の柱の一つとして、子育て世代への支援に取り組んだところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

○13番（中鉢淳二議員） 国勢調査の結果と人口、人材不足について質問させていただきます。

昨年、総務省が行った国勢調査の速報結果や厚生労働省の行っている人口動態統計が公表され、北海道の人口が500万人を割り込み、道都札幌市にあっても人口が減少し、都市部においても本格的な人口減少局面へと入った印象を持つ結果でありました。

高市早苗総理大臣も調査開始後、過去最低の出生数を受け「静かなる有事」と表現しました。少子化は、数十年にわたりこの国の課題とされておりますが、なかなか改善には向かっておりません。

国勢調査は自治体の定点観測のようなものであり、今までの調査結果の蓄積もあり、市政に大きく反映できる材料となると思いますが、国勢調査の速報値はどのような項目が公表されているのか、お尋ねいたします。

市役所正面入り口に掲示されている本市の人口の桁数が一つ減ってしまうのを危惧しておりますが、

本市の直近10年の人口減少について、社会動態と自然動態の傾向をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

前回の調査は、令和2年の調査であり、新型コロナウイルス感染症流行の期間でもありました。本市観光業を中心に、それらを遠因とする産業が大きなダメージを受けたタイミングでありました。

国勢調査の中には従業地を尋ねる質問項目がありますが、速報値にその項目が含まれていない場合、前回の令和2年と前々回の平成27年とで、本市を従業地としている人数と、その中で本市を居住地としている人数、加えて本市を居住地として本市以外を従業地としている人数をそれぞれお示してください。

それらの数字が今後どのように推移すると考えているのか、見解もお尋ねいたします。

交流人口、関係人口については増加傾向にあると思います。人を連れてくることも大事ですが、出生数の減少、労働人口の流出を防ぐことが前提であり、さきに人材不足についても触れましたが、どの業界でも人材不足で、最も深刻な人材不足は生まれてくる子供自体なのだと思います。

そこで、直近5年の出生数をお示してください。

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画を見ておきますと、生涯未婚率の推移が掲載されておりました。令和2年の数字で男性が32.6%、女性が24.6%とあります。現在は、私もそれに含まれるわけですが、どちらも男性で全国平均と全道平均から6.9ポイント、女性は全国平均から8.2ポイント、全道平均から5.4ポイント高くなっております。

また、合計特殊出生率の数値も低下傾向にあります。高齢化の中でこの若者世代の数値は、本市の人口対策にとって重要視すべき数値であり、婚姻の低下は一般的に少子化につながるものと考えますが、この数値の背景にはどのような理由が考えられるのか、お尋ねいたします。

少子化を改善するための施策にはどのようなものがあるのか、お示してください。

人口問題について出生数や婚姻も関わるものと思います。それらを経験した職員の皆さんの意見も重要ですが、未婚や子育てを経験していない職員の皆さんの意見こそ強く反映されるべきとも考えますが、実態はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、探究的な学習と職業体験について質問いたします。

次に、子供を市外に流出させない取組ですが、5月28日の北海道建設新聞の記事で「後志トンネルの現場見学小樽未来創造高校1年生130人」という記事を見ました。総合的な探究の時間「小樽學」の一環で、天神工区にて現場を見学し、工事概要や工法などの説明を受けたそうであります。地域の置かれている状況を理解し、建設業に関心を持つよい機会になったと思います。

本年、小樽市銭函工業協同組合は50周年を迎え、10月に組合の事業者十数社に職業能力開発大学校を加え、組合企業の認知度向上を図ることを目的とした「ものづくりの楽しさ」を体験してもらうイベントを行うということであります。こちらも地域の事業者とその仕事内容を知り関心を持ち、今まで触れたことのない職業を知ることで、職業観のようなもののきっかけ、または醸成などに役立つものだと思います。

しかし、NPO法人小樽職人の会では、市内事業者10社が紋章の刷り込み、和菓子作り、ステンドグラス製作、木工、金箔貼り、染色などで制作体験の機会を提供していますが、お話をお伺いすると、製作体験は市外、多くは道外の小樽市に修学旅行などで訪れる学生で、地元の学生の利用はほとんどないという実情もあるようです。

小・中学校における探究的な学習は、主に総合的な学習の時間における探究的な学習で行われるようではありますが、教科書では得られない児童・生徒たちが疑問を持ち、問題を見つけ、課題を設定し、解決に向けて行動を起こすための学びの在り方を指します。生徒が主体的に自身で情報収集し、分析、考

察し、課題解決へとつなげるもので、そのテーマは地域社会の課題、環境問題、多文化共生など幅広い分野に及ぶようであります。

探究的な学習のテーマを地域についてとすれば、地域を学び、郷土愛を育むきっかけになるものと考えますが、道立、私立の高校の事例は多く見られる一方、小・中学校での事例はあまり見るできません。

そこでお聞きします。

市内の小・中学校での現在の探究的な学習の取組では、主にどのようなテーマで行っているのか、お尋ねいたします。

文部科学省が令和12年の学習指導要領改訂に向け進めているものでありますが、学ぶ者にとっても教える側にとってもテーマの幅が広く質の高い学びになるとは思いますが、教科書で教える学習との違いに戸惑い、苦勞される部分もあろうかと思えます。探究的な学習の課題と意義についてお尋ねいたします。

また、いろいろな企業や職業を知るきっかけとして職業体験があり、小樽市で働き小樽市に住み続けることにもなろうかと思えますが、職業体験を小・中学校単位で取り組んでいる事例があれば、その事例を御紹介ください。

小樽商工会議所の方にお聞きしますと、地元への就業率も課題としてありますが、定着率も低いという問題意識を持っておられました。早い段階で職業を知り、その仕事内容、求められるスキルや適性、資格などを知ることがミスマッチからの離職を防ぎ、定着率につながるものと考えます。

この項最後に、市では今後、若者の地元定着に向けてどのように取り組んでいる考えなのか、お示しください。

第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、国勢調査の結果と人口、人材不足問題について御質問がありました。

初めに、国勢調査等の分析と人口減対策についてですが、まず、令和7年度国勢調査の速報値につきましては、総務省統計局が、本年5月29日に総人口、男女別人口、世帯数の4項目を公表したところであります。

次に、人口動態の推移につきましては、社会動態については、10年前は年約800人だった社会減が、直近4年間では年200人台にまで抑制されてきておりますが、年代別では20歳代の若い世代、地区別では札幌市への転出超過が依然として大きいことから、この抑制が課題であると考えております。

自然動態については、少子高齢化の進展により、自然減が年々拡大傾向にあり、子育て世代人口の減少と低い出生率が続いていることから、この改善が課題であると考えております。

次に、国勢調査における従業地集計結果につきましては、平成27年と令和2年の結果で申し上げますと、本市を従業地としている人数は5万3,134人から4万7,512人へ5,622人の減、そのうち本市を居住地としている人数は4万1,516人から3万5,873人へ5,643人の減、本市を居住地とし、市外を従業地とする人数は8,625人から8,172人へ453人の減であります。

また、令和2年の調査はコロナ禍であったことや、令和7年の速報値には該当項目が含まれていない

ことから、現時点で今後の推移を見込むことは難しいと考えております。

次に、直近5年の出生数につきましては、令和3年が417人、令和4年が385人、令和5年が357人、令和6年が311人、令和7年が309人となっております。

次に、合計特殊出生率の低下傾向につきましては、様々な要因があるものと認識しておりますが、本市が令和5年に実施した調査においては、実際の子供の人数が理想の人数より少ない理由として、子育てや教育にかかる費用が高いという回答が最も多かったことから、経済的負担が理由の一つとして挙げられます。

次に、少子化を改善するための施策につきましては、若い世代の方々が、子供を産み、育てたいと望んだ場合に、安心して実現できる環境をつくる必要があると考えております。

そのため、本市では、これまでも保育料や放課後児童クラブの利用手数料、子供の医療費などの家計負担の軽減のほか、ウイングベイ小樽に、おやこの集いの場を開設し、子供の居場所の充実を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってきております。

今年度からは、5歳児健康診査を開始したほか、保護者の就労要件を問わずに保育所等を利用できるこども誰でも通園制度を開始したところであります。

次に、未婚や子育て経験のない職員の意見反映につきましては、職員提案制度を活用し、幅広い職員から提案を受け、事業の担当部署において検討を行った経過はあるものの、現時点で実施に至ったものはありません。

次に、探究的な学習と職業体験についてですが、若者の地元定着につきましては、本市の企業が十分には知られておらず、就職先の選択肢に挙がりにくいことが大きな課題であると認識しております。

そのため、市内の高校、大学などの教育機関と連携し、小樽ジョブナビや合同企業説明会などを通じて生徒や学生の皆さんに市内企業の魅力を知ってもらい、興味を持った企業の方のお話を直接聞く機会を設けることや市内企業を見学するバスツアーなどを通じて、実際に企業を訪問し、働く現場を体験してもらおう取組を、内容の工夫や充実を図りながら引き続き実施することで、若者の市内企業への就職を後押ししてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、国勢調査の結果と人口、人材不足問題について御質問がありました。

探究的な学習と職業体験についてですが、初めに、小・中学校での探究的な学習の主なテーマにつきましては、小学校では地域の自然や歴史、産業、福祉などをテーマに工場や福祉施設を見学して調べる活動を行っております。

中学校では、観光や医療、保育など、自己の将来を見据えたテーマを設定して、職場訪問や職業体験を行っております。

次に、探究的な学習の課題と意義につきましては、児童・生徒が自らの学習テーマを設定することや、必要な情報を収集し分析することのほか、他者に分かりやすく伝えることの難しさなどが課題であると認識しております。

探究的な学習の意義については、児童・生徒が実社会の中から問いを見だし、情報の収集力や分析力、表現力を培うとともに、主体的、協働的に取り組む中で、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養うことになると認識しております。

次に、職業体験を小・中学校単位で取り組んでいる事例につきましては、小学校では、工場や店舗の

見学を通して、働くことの楽しさや仕事のやりがいなどを学ぶとともに、車椅子や視覚障害の疑似体験を通して、共に支え合う福祉の仕事などを学んでおります。

中学校では、販売店や飲食店での接客体験などを通して、他者への気配りやコミュニケーション能力の大切さを実感するとともに、公共機関や医療機関での作業体験などを通して、社会への貢献について学んでいる事例があります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

○13番（中鉢淳二議員） 第4項目、SNSでの情報発信について質問いたします。

私は、小樽市議会の広報委員でございますが、市議会としてもSNSの情報発信をしておりますが、ルールの中でなかなかビューワーが増えず、委員は頭を悩ませております。我々の市議会活動に対する理解をしていただきたいところですが、私たちの活動もさることながら、市民の方には本市の施策に対する理解を深めていただきたいと思います。

本市も紙媒体での情報発信は行っていますが、新聞購読者の減少もあり、情報量の多い細かな情報ではなく、身近な情報に関しては、SNSが情報発信には非常に効果的であると考えます。恐らく本市も紙媒体を補完するというよりは、近年はむしろSNSなどの補完をする媒体が紙媒体になっている状況なのかもしれません。

若い人は、情報収集のメソッドは多く持っているものの市の情報に関心が薄く、高齢の方は市の情報に関心は高いものの情報弱者で、タイムリーな情報取得が不得手なのだと思います。そのような中、数あるSNSの中でも最も利用率が高いのがLINEであり、スマートフォンを持つ70歳代でも7割が利用しているというデータもあります。

つまりは、情報の発信にはLINEが最も適しているということであると思いますが、本市職員が職務上、管理・運用するSNSのアカウント数について、LINEやフェイスブックなどといったSNSのサービスごとにお示しください。

私も幾つかの本市のSNSをフォローしておりますが、本市のLINEについては情報の発信が充実している印象を持っておりません。熊の出没は、当初は住所だけでしたが、マップで場所が確認できるようになり、実用性も高くなっていると思いますが、本来、市が積極的に発信すべき内容を発信できていないと思います。

熊も市民の生命を守るための情報であります。今年1月下旬の大雪が降った際、市のLINEでは大雪に関する情報は発信されていなかったと思います。私は、大雪で玄関が開けられない高齢者世帯はないだろうか、暖房やボイラーなどの給排気口が雪で埋まり、一酸化炭素が室内に充満している家庭はないだろうかなど、心配になりました。

本市のLINEの情報の発信基準はあるのでしょうか、基準があればお示しください。

本市のLINEの発信頻度についても何か基準を設けていますか。また、LINEのメッセージ配信について、令和7年度の月平均の配信件数をお答えください。その数について、登録者が求める配信量という観点において過不足はあると考えているのかもお示しください。

高齢者のLINE利用は、家族や仲間との連絡などに使うことが多く、連絡ツールとしての意識が強く情報ツールとしての意識は低いように、周囲の高齢者を見て感じます。

市としてLINEの友だち登録を促す活動をされていますか、お尋ねいたします。

また、登録者数の目標設定なども行うべきかと考えますが、設定を行っていればその数値、していなければ登録者数の目標設定を行うべきであるかどうかについて見解をお伺いいたします。

小樽市が行っているシニアスマートフォン教室は、昨年度、何回開催され、何名の方が参加されたでしょうか、総数をお答えください。

そのスマートフォン教室の中では、SNSについて触れると思いますが、その際に広報広聴課が管理する小樽市公式アカウントへのLINE登録も促すべきかと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

登録がゴールではなく、読んでもらい、理解してもらうことがゴールと考えると、まずは命を守る情報、本市の施策の紹介、そしておたる潮まつりや市内のイベント情報や、手宮公園の桜が満開になりましたでもよいと思いますが、地域の情報など、硬軟織り交ぜつつ、迅速に対応できるSNSの特性を生かし、登録者が求める情報を発信していくべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、SNSでの情報の発信について御質問がありました。

初めに、SNSのアカウント数につきましては、フェイスブックが15、Xが12、ユーチューブが20、インスタグラムが15、LINEが2、スレズが1、noteが2となっております。

次に、LINEの情報発信基準につきましては、小樽市公式SNS運用要綱で定めており、市政に関する情報や災害に関する緊急情報等を発信することとしております。

次に、LINEの発信頻度の基準につきましては、特段の定めはなく、令和7年度の月平均の配信件数は、約8件でありました。

昨年に実施した広報に関する満足度ニーズ調査では、本市からの情報量が少ないという御意見は1件であり、多くの方は配信量に過不足を感じていないと考えております。

次に、LINEの友だち登録の促進につきましては、広報おたるにQRコードを掲載しているほか、FMラジオでの周知を継続的に実施しております。

また、現在、登録者数の目標設定は行っておりませんが、LINEの効果的な運用を行う上で、効果測定は必要と認識しており、利便性向上に向けた見直しを行う中で、目標設定についても検討しているところであります。

次に、シニアスマートフォン教室につきましては、令和7年度に20回開催し、参加者は総数で213人となっております。

また、公式LINEは高齢者の皆さんにとっても情報を伝える有効な手段であり、シニアスマートフォン教室では、LINEの使い方もメニューの一つでありますので、その中で公式アカウントの登録を促してまいりたいと考えております。

次に、LINEによる情報発信につきましては、登録者への迅速な情報提供などの特性を生かし、緊急情報やイベント情報など、多様な情報を配信していきたいと考えております。

なお、登録者は、関心が低い情報を受け取ると、配信をブロックする可能性があることから、本市では、登録者が望む分野に応じた配信が可能となるセグメント配信の導入について検討するなど、市民の皆さんの利便性向上に向けた見直しを行っており、LINEでの情報発信については工夫を重ねてまい

りたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

○13番（中鉢淳二議員） 1項目だけ再質問をさせていただきたいと思います。

本市の農業についてであります。

示していただきました農地面積は、かなり少なくなっているわけでございます。また、新規就農の方は、令和5年が1名、令和6年が2名ということで、ここ近々では多少いるわけではございます。蘭島2丁目と忍路2丁目に限定された計画のお話はお伺いしましたが、限定していると、新規就農者はなかなか増えないのではないかと思うわけです。農業を振興していこうという考えであれば、この辺の拡大についての考えはどのように思っておられるのか、質問させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（武田隆児） 中鉢議員の再質問にお答えいたします。

新規就農者の関係での再質問でございましたが、現在、計画に基づいて、新規就農者の地域を限定しております。これは、市内の地域の農業として二つの地域で進行していくことを計画に定めてございますので、その中で、新規事業ということで行っているところでございます。

実際、その制度を利用した実績は、現在はまだないのですが、問合せが少し来ている状況ですので、そういった状況も踏まえながら、今後、検討していきたいとしております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時54分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 酒井隆裕

議員 下 兼 薫

令和8年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和8年6月16日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 第2回定例会、みらい会派を代表して質問いたします。

初めに、おたるプレミアム付商品券事業におけるスマートフォンアプリ型電子商品券の導入について質問いたします。

近年の物価高騰は、市民生活に大きな影響を与えております。特に、食料品や燃料費、電気料金など、日常生活に直結する分野で価格上昇が続いており、家計負担は増加しております。また、地域経済においても、人件費や原材料費の高騰により、中小事業者を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、多くの自治体では、市民生活支援と地域経済活性化を目的として、プレミアム商品券事業を実施しております。本市においても取り組まれておりますが、市民からは大変好評であり、地域経済への一定の効果もあったものと認識しております。

一方で、現在、主流となっている紙媒体の商品券については、幾つかの課題もあると考えております。

まず、行政側の課題として、商品券の印刷費、発送費、販売管理費、換金事務、問合せ対応など、多くの事務経費負担があります。

また、加盟店側においても、紙券の管理や換金手続、枚数確認などの負担が発生しているほか、換金までに一定の時間を要するケースもあると聞いております。

さらに、利用者側からも、販売所まで行かなければならない、購入時に並ぶ必要がある、財布の中でかさばる、お釣りが出ず使いづらい、紛失リスクがあるなど様々な声があります。

そのような中、現在、全国の自治体では、スマートフォンアプリを活用した電子商品券の導入が急速に進んでおります。電子商品券は、専用アプリやQRコード決済などを活用し、スマートフォン上で購入から決済まで完結できる仕組みであります。既に多くの自治体で導入されており、北海道内においても導入事例が増えております。

電子化のメリットとして、まず挙げられるのが、市民の利便性向上であります。スマートフォンで24時間購入できるほか、店舗ではQRコードを読み取るだけで簡単に利用できるため、紙券を持ち歩く必要がありません。また、1円単位で利用できる仕組みも多く、紙商品券で課題となる端数が使いづらいといった問題も改善されます。

また、加盟店側においてもメリットがあります。紙券の場合は、受け取った商品券を保管し、枚数を確認し、換金手続を行う必要がありますが、電子化することで、決済情報が自動管理され、換金処理も迅速化されます。小規模事業者ほど事務負担軽減の効果は大きいと考えます。

さらに、行政側においても、電子化により大きなメリットがあります。印刷費や郵送費などのコスト削減に加え、利用状況をリアルタイムで把握できるようになります。これまで紙商品券では把握が難しかった地域経済の動きをデータとして可視化できることは、今後の経済政策を考える上で非常に大きな意味を持つと考えます。また、偽造防止や紛失リスクの低減など、安全性向上の面でも電子化の効果は大きいと考えます。

一方で、電子化を進めるに当たっては課題もあります。特に、高齢者などデジタル機器の操作に不安を感じる方への配慮は重要であります。スマートフォンを持っていない方やアプリ操作が苦手な方に対して、十分なサポート体制を整える必要があります。また、加盟店側についても、機器導入や操作支援が必要となる場合があります。

しかし、こうした課題は、導入を見送る理由ではなく、どのように支援しながら進めるかという視点で考えるべきであります。国においても、行政DXやキャッシュレス推進が進められており、地域経済のデジタル化は今後さらに加速していくものと考えます。おたるプレミアム付商品券事業は、単なる消費喚起策ではなく、地域経済DXを進める入り口にもなり得る重要な取組ではないかと考えます。

そこで、以下質問いたします。

本市として、現在の紙媒体の商品券について、どのような課題認識を持っているのか伺います。

次に、商品券事業に係る事務コストについて、紙媒体と電子商品券では費用構造が異なると考えますが、それぞれの特徴や違いについてどのように認識しているのか伺います。

次に、全国の自治体で導入が進むスマートフォンアプリ型電子商品券について、本市として、これまでどのようなことを調査・研究されてきたのか伺います。

次に、電子商品券導入によって期待されるメリットについてですが、市民の利便性向上に加え、事務負担軽減や分析高度化など、多くの効果が期待できると考えております。特に市民側においては、24時間いつでも購入できることや、スマートフォン一つで利用できる利便性は大きいものと考えます。

目的、内容は違いますが、昨年、北海道お米・牛乳子育て応援事業の取組では、支給方法に選択肢があり、とても利用しやすく感じました。その支給方法の一つに商品券もありましたが、そのほかに電子クーポン、北海道米の三つの中から選ぶことができました。

中でも、私としては電子クーポンが利用しやすく、私自身も選ばせていただきましたが、他の子育て世代の方に聞いてみると、聞いた方の全員が電子クーポンを選んでおりました。本市のおたるプレミアム付商品券についても、子育て世代から聞き取りをすると、商品券を利用することに少し抵抗がある方もいて、電子クーポンだったら購入したいという意見がほとんどでした。

このようなことから、やはり若い世代は特にスマートフォンを利用した支払い方法が日常的であり、紙の商品券にはあまり興味が持てない方も多くいます。また、電子商品券では、1円単位で利用できる仕組みも多く、紙券で課題となる端数問題の解消にもつながります。紙商品券ではお釣りが出ない、端数が使いにくいといった課題解決にもつながるのではないかと考えます。

電子商品券による市民の利便性向上についてどのように認識されているのか、見解をお聞きいたします。

さらに、加盟店側のメリットも大きいと考えます。紙券では、受け取った商品券の確認や換金手続が必要ですが、電子化により決済データが自動管理されるため、事務効率化につながります。加盟店側の

事務負担軽減について、市はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

電子化によって利用データを把握できる点も重要であります。例えば、どの年代が利用しているか、どの地域で消費されているのか、どの業種で利用されているのかなど、地域経済分析が可能となります。電子商品券によって得られるデータを今後の取組に活用することもできるのではないかと考えますが、見解をお示してください。

本市の高齢化率は高く、デジタル機器に不慣れな高齢者やスマートフォンを持たない方もいることから、完全電子化ではなく、紙媒体との併用がよいと考えます。札幌市もその一つの自治体ではありますが、子育て世代、若年層にとって、より魅力ある取組にするためには、本市としても電子化は必要と考えます。

紙媒体と併用したプレミアム付商品券事業におけるスマートフォンアプリ型電子商品券の導入について、今後、前向きに検討していくお考えがあるのか、市長の見解を伺います。

次に、その補完策についてお聞きいたします。

先ほども述べましたが、おたるプレミアム付商品券事業には一定の課題も存在しております。特に、商品券を購入できる人と購入できない人との間で、支援の受け方に差が生じるという点であります。

そのような中、近年ではキャッシュレス決済を活用したポイント還元事業に取り組む自治体が増えています。知内町では、町内店舗でd払い、auPAYを利用した場合に10%から20%のポイント還元を行うキャッシュレスポイント還元事業を実施しております。特に、地元店舗では20%還元とし、地域内消費を強く後押ししております。中標津町でも同様の取組として、なかしべつで買って食べよう！中標津町キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンという事業で、約1か月間の期間を定め、同様の事業を行ってまいりました。

このようなポイント還元型の施策には、幾つかの大きなメリットがあると考えます。

まず、1点目は、必要なときに必要な分だけ利用できるという点です。プレミアム付商品券の場合は事前購入が必要となりますが、ポイント還元型であれば、通常の買物をした際に後から還元されるため、まとまった現金を用意する必要がありません。これは、現金負担が難しい世帯にとっても利用しやすく、支援の公平性向上にもつながるものと考えます。

2点目は、地域経済への継続的な消費喚起効果です。商品券の場合、利用期間中に一気に使われる傾向がありますが、ポイント還元事業は、また還元されるなら利用しようという継続的な消費行動につながりやすく、地域店舗への来店頻度向上も期待できます。

3点目は、キャッシュレス化の推進であります。国もデジタル化、キャッシュレス化を進めておりますが、本市においても、観光都市としてインバウンド対応や利便性向上の観点から、キャッシュレス環境整備は重要であります。

そこで質問いたします。

他都市で実施されているようなキャッシュレス決済を活用したポイント還元事業について、どのような見解をお持ちなのか、また、物価高騰対策は、実施することだけではなく、誰が利用しやすいかという視点も重要であり、ふだんからスマートフォンで決済し、紙の商品券が使いづらい市民に対して、また、おたるプレミアム付商品券事業の補完策として、より多くの市民が利用しやすいポイント還元事業を今後、検討すべきではないかと考えますが、見解をお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、おたるプレミアム付商品券のスマートフォンアプリ導入について御質問がありました。

初めに、現在の紙媒体の商品券についての課題認識につきましては、利用者側としては、購入時の待ち時間や販売所へ出向く必要があること、お釣りが出ないことによる使い勝手の面での不便さ、加盟店側としては、商品券の枚数確認や換金手続きに係る事務負担などの課題があるものと認識しております。

次に、商品券事業に係る事務コストにつきましては、紙媒体においては、商品券などの印刷費、購入申込みなどに関わる郵送費、販売や換金に関わる管理経費などが主な費用として発生する一方、電子商品券においては、システム利用料や運用費、決済手数料などが生じ、紙媒体とは異なる費用構造になるものと認識しております。

次に、スマートフォンアプリ型電子商品券の調査・研究につきましては、アプリ事業者や導入自治体から制度設計や運用方法、実施事例などについて情報収集を行っております。

次に、電子商品券導入による市民の利便性向上につきましては、24時間いつでも購入可能であること、スマートフォン一つで利用可能であること、1円単位での利用が可能であることなど電子商品券導入のメリットを把握しており、紙媒体の商品券における課題の解消にもつながることから、市民の利便性向上に資するものと認識しております。

次に、加盟店側の事務負担軽減につきましては、商品券の保管や枚数確認が不要となることに加え、換金手続きの簡素化などが図られるものと認識しております。

次に、商品券の電子化によって得られるデータの活用につきましては、アプリ事業者からは、年代などの利用者属性、利用日時などのデータを取得することが可能になると聞いており、これらのデータは、消費動向の把握などに活用できるものと考えております。

次に、紙媒体と併用したスマートフォンアプリ型電子商品券の導入につきましては、利用者の利便性の向上や加盟店の事務負担の軽減、さらには地域のデジタル化の推進といった効果も見込まれることから、紙媒体の商品券と電子商品券を併用していくことは、有効な手法であると考えております。

一方で、デジタルに不慣れな高齢者への対応や加盟店の理解といった課題があるため、導入に当たっては、こうした課題への対応も必要があるものと考えております。

次に、キャッシュレス決済を活用したポイント還元事業につきましては、消費喚起やキャッシュレス化の推進といった効果がある一方で、付与されたポイントが市外でも利用可能な仕組みとなっていることから、地域内の消費に十分結びつかない可能性もあるものと認識しております。

そのため、ポイント還元事業の実施につきましては慎重に検証する必要があり、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、小池二郎議員。

(19番 小池二郎議員登壇)

○19番(小池二郎議員) 次に、小樽公園運動場、通称花園グラウンド周辺の所管と整備についてお聞きいたします。

まず、現在の所管についてであります。

小樽市総合体育館、花園グラウンド、そして、先日ネーミングライツが決定したエムデジ桜ヶ丘野球場につきましては、教育委員会生涯スポーツ課の所管であると認識しております。一方で、小樽公園そ

のものや総合体育館と花園グラウンドの間にあるトイレは、建設部公園緑地課の所管となっております。

しかし、今回質問するに当たり、現地を確認し、また関係者の方からお話を伺う中で、花園グラウンド周辺については、所管の区分が非常に不透明になっているのではないかと感じました。具体的には、小樽市総合体育館と花園グラウンドの間に設置されているベンチ、グラウンド周辺の樹木、縁石、さらには周囲を走るジョギングコースについてであります。

先日、花園グラウンドの道路側の樹木の倒木があったと伺いました。幸い事故には至らなかったようですが、タイミングによっては歩行者やグラウンド利用者、また車道に倒れた場合など、たまたまでは済まされない被害が及んでいた可能性もあり、大変危険な事案であったと考えます。倒木に気づいた小樽市総合体育館を運営している指定管理者であるシンコースポーツ北海道株式会社の方は、どちらの所管であるか分からず、生涯スポーツ課へ問合せし、対応してもらったと伺いました。つまり、日常的に現場近くで関わっている方ですら、どこが管理責任を持っているのかが分かりづらい状況にあるということであります。

また、小樽市総合体育館前にあるベンチにつきましては、私の記憶でも、かなり以前から破損した状態となっております。現在、12基ほど設置されておりますが、そのほとんどが老朽化し、座面が壊れ、実際には座ることができない状態となっております。私は、以前からこの場所を通るたびに気になっておりましたが、単に古くなっているというより、長期間ほぼ放置されてきた状態ではないかと感じます。

また、ベンチだけではなく。縁石が破損している箇所や雑草が伸びたまの箇所も見受けられました。周辺の花壇や樹木についても、もし所管が明確であるならば、本来どちらかの部署が責任を持って維持管理を行っているはずではないでしょうか。しかし、現状を見る限り、どちらが所管であるにせよ、十分な整備や維持管理が継続的に行われてきたとは言いがたい状況であると考えます。

また、私はこれまで花園グラウンドは小樽公園の中にあるグラウンドという認識を持っておりました。しかし、今回調べる中で、必ずしもその整理が明確ではないのではないかと感じました。つまり、小樽公園の一部としてのグラウンドなのか、それとも小樽公園に隣接する独立したスポーツ施設という位置づけなのかということであります。この整理によって、維持管理や所管の考え方も変わってくるものと思われま。

そこでお聞きいたしますが、花園グラウンドについて、市としてどのような位置づけとしているのか、お示してください。

次に、他の公園との違いについてお聞きいたします。

市内には、グラウンドを併設している公園が複数あるかと思います。その中に、公園緑地課が管理するグラウンドと生涯スポーツ課が管理するグラウンドがありますが、どのような基準や要因で管理が分かれているのか、お聞きいたします。

また、生涯スポーツ課管理のグラウンドについて、どのような維持管理をしているのか、お示ください。

次に、小樽市総合体育館と花園グラウンドの間にあるベンチ、樹木、縁石、そして小樽公園内のジョギングコースにつきまして、それぞれどの部署が所管しているのか、その理由についても併せて明確にお示ください。

次に、ベンチの設置経緯についてお聞きいたします。

現在破損しているベンチであります。当然ながら、もともとは目的を持って設置されたものと考え

ます。ジョギング利用者の休憩、小樽市総合体育館利用者の待機、あるいは市民の憩いの場として設置されたものではないかと思われます。

そこで、このベンチを設置した経緯と目的についてお示してください。

また、ベンチは長期間破損した状態であり、縁石の破損や樹木の管理についても十分ではないと感じております。特に、先日の倒木については、重大に受け止める必要があります。もし人身事故が起きていた場合、市の管理責任が問われる可能性もあるのではないのでしょうか。事故が起きてからではなく、起こさないためにどうすべきかについて質問いたします。

これまで、これらの樹木の点検、ベンチの安全確認、縁石の破損確認などについて、どのような維持管理を行ってきたのか、お示してください。また、点検頻度や異常発見時の対応体制についてもお聞かせください。

次に、ベンチの今後についてであります。

私は、この場所のベンチは必要な設備であると考えております。ジョギングをしている方の休憩場所として、また、小樽市総合体育館の開館を待つ方の待機場所として以前は実際に利用されていた姿を見っております。現在は壊れているため、あまり利用されていませんが、それは必要がないからではなく利用できない状態だからであります。したがって、単純に撤去するのではなく、修復または更新すべきと考えます。今後の方針についてお聞きいたします。

また、仮に修繕または更新を行う場合、どの程度の費用を見込んでいるのか、お示してください。

さらに、その費用負担についてであります。

市内の公園には、寄贈されたと思われる設備が現在も見受けられます。昔のことで、その経緯は分かりませんが、地域貢献の一環として寄附が行われてきたのではないかと思われます。現在でも、市に対し寄附を行う事業者はありますし、今回、小樽桜ヶ丘球場のネーミングライツを取得された株式会社エムデジの方にお聞きすると、地域貢献への思いが強いと伺っております。

そこで、例えば木製ベンチであることから、市内の木材関連事業者などに対し、地域貢献として協力をお願いするなど、ベンチの更新は寄附や協賛を活用した整備を検討できるのではないのでしょうか。市の見解をお聞きいたします。

次に、ジョギングコースについてお聞きいたします。

今年もおたる運河ロードレース大会が開催され、多くの方がエントリーしております。非常によい取組であり、市民の健康増進やスポーツ振興の観点からも重要であると考えます。

一方で、その練習環境については十分とは言えないのではないのでしょうか。おたる運河ロードレースは競技場を走るものではなく、公道を走る大会でありますので、日常的に歩道などで練習されている方も多く見受けられます。しかし、一般歩行者や自転車との接触リスクなど安全面での課題もあると考えます。

その中で、花園グラウンド周辺のジョギングコースは、練習場所としても重要な役割を担う場所であると考えます。先日、現地を確認したところ、側溝のグレーチングが外れている箇所、標識が曲がったままになっている箇所などがあり、安全面や維持管理面に不安を感じました。

そこで、これまでどのような維持管理を行ってきたのか、なぜ標識が曲がったままとなっているのか、今後どのように改善するお考えなのかについてお聞きいたします。

来年8月の開園に向け、今年度から本格的に小樽公園の再整備が始まりますが、公園本体だけではなく、周辺道路、柵、階段、樹木、沿道環境、雑草処理なども含め、一体的に整備を進める必要があると考えます。また、整備後の維持管理についても大変重要であります。せっかく整備を行っても、その後

の維持管理が不十分であれば、今回のように長期間放置された状態になってしまう懸念があります。

そこで、再整備に合わせ、周辺環境も含めて整備を行う考えはあるのか、小樽公園一帯の維持管理体制をどのように考えているのか、また他の公園と同様の管理水準なのかについてお示してください。

小樽公園の再整備や、今後、予定している小樽市新総合体育館の建設などは、本市として大変大きな事業でもあり、この地域一帯は次世代につながる大切な場所でありますので、整備後のことも考え、維持管理をしっかり行っていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽公園運動場周辺の所管と整備について御質問がありました。

初めに、花園グラウンドの位置づけにつきましては、小樽市都市公園条例において、小樽公園の運動場と位置づけていることから、花園グラウンドは小樽公園の公園施設であります。

次に、公園に併設されているグラウンドの管理につきましては、小樽市都市公園条例で運動場と位置づけているグラウンドは生涯スポーツ課が管理し、それ以外のグラウンドは広場として公園緑地課が管理しております。

次に、小樽公園再整備に合わせた一体的な整備につきましては、再整備以外の施設の老朽化も進んでいることから、今後、より効果的な整備となるよう検討してまいりたいと考えております。

また、整備後の小樽公園一帯の維持管理体制及び管理水準につきましては、再整備エリアについては、様々な遊具の設置に加え、多くの来園者が見込まれることから、従来の公園管理とは異なる対応が必要になるため、今後、他都市の事例などを参考に管理方法について検討してまいりたいと考えております。

再整備エリア以外の維持管理方法につきましても、体制や水準について、改めて検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽公園運動場周辺の所管と整備について御質問がありました。

初めに、生涯スポーツ課所管のグラウンドの維持管理につきましては、生涯スポーツ課では、小樽公園、平磯公園、からまつ公園のグラウンドを所管しており、維持管理は生涯スポーツ課職員が定期的に巡回を行い、設備や用具の点検、必要に応じた補修を行っているほか、草刈りなどを実施しております。また、からまつ公園の芝管理は業者に委託しております。

次に、小樽市総合体育館と花園グラウンドの間にあるベンチなどの所管と理由につきましては、ベンチや樹木、縁石については、平成元年の国民体育大会開催地の会場整備に合わせ、昭和63年に寄贈されたものであり、ジョギングコースについては、昭和59年10月に北海道が道民の健康、体力づくり事業の一環として設定したコースであることから、いずれの施設も生涯スポーツ課が所管しております。

次に、ベンチを設置した経緯と目的につきましては、昭和63年に市内及び余市町のライオンズクラブ7団体から連名で、平成元年の国民体育大会開催に合わせ、国体参加者や観覧者の休憩の場として寄贈されたものと認識しております。

次に、樹木などの維持管理、点検頻度及び対応体制につきましては、小樽市総合体育館指定管理者や

生涯スポーツ課職員が巡回時に目視により樹木やベンチ、縁石などの状況の確認を行っております。点検頻度については、週1回程度の日常的な巡回に加え、悪天候後などに臨時巡回を実施しております。また、異常を発見した際は、生涯スポーツ課が窓口となり、現地を確認し、緊急性や危険性を総合的に勘案し、対応することとしております。

次に、ベンチの補修等の今後の方針につきましては、ベンチごとに異なる破損状況や劣化の程度を把握し、修繕または更新に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、ベンチの修繕などに必要な費用につきましては、仮に寄贈していただいた12基のベンチを全て更新する場合、1基当たり約30万円、全体で360万円程度の費用が見込まれます。また、部分的な修繕の費用につきましては、今後、必要に応じて見積りを依頼し、試算してまいりたいと考えております。

次に、寄附や協賛を活用したベンチの整備につきましては、財源の確保や市民の皆さんの公園への愛着を深める観点からも有効な手法であると認識しており、寄附や協賛の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、花園グラウンド周辺のジョギングコースの維持管理につきましては、公園全体を所管する公園緑地課と連携を図りながら、日常的な点検を行い、軽微な破損で職員による対応が可能なものについては、随時修繕を行っております。

なお、コース上には基礎部分の経年劣化等により傾いている標識があることを承知しており、順次補修等の対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）

○19番（小池二郎議員） 次に、市有財産の処分の在り方とスポーツ器具等の整備について質問いたします。

本市における、今後の小樽市総合体育館や市役所庁舎の建て替え、再整備に伴い発生する備品等の市有財産の処分の在り方について、また、税外収入の確保及び資源循環の観点から質問いたします。

現在、本市では、小樽市新総合体育館の整備や将来的な庁舎整備の議論が進められておりますが、こうした大規模公共施設の更新に当たっては、多数の机、椅子、ロッカー、棚、照明器具、スポーツ器具、事務機器など、膨大な不用備品が発生することが想定されます。しかしながら、これらの備品は市民の税金によって購入された貴重な市有財産であり、本来であれば、公費をかけた廃棄よりも、まずは売却や譲与などによる有効活用を優先すべきと考えます。

近年、全国の自治体では、不用備品を単に廃棄するのではなく、官公庁オークション、リユース事業者、フリマアプリ等を活用し、税外収入の確保や廃棄物削減につなげる取組が広がっております。例えば、徳島県徳島市では、不用品処分について原則売却とする考え方を採用し、所管課任せではなく、契約管理部門が統括して売却を支援しております。また、メルカリShopsを活用し、行政備品を販売しているとのことです。

さらに、近年では自治体と民間リユース企業との連携も進み、ジモティーやメルカリなどを活用した不用備品の譲与、売払いによって、廃棄コスト削減と税外収入確保の両立を図る事例も増えております。

一方で、本市においては、これまで不用備品についてどの程度売却や譲与が行われてきたのか、市民には見えづらい状況にあります。特に、今後、予定される小樽市新総合体育館や市役所庁舎の整備で

は、大量の備品の更新が発生することが想定されることから、従来どおり不用になったから廃棄するという発想ではなく、市民共有の財産をいかに最後まで有効活用するかという視点への転換が必要ではないでしょうか。

そこで質問に入りますが、まず、本市における過去3年間で処理した備品の廃棄件数、売払い件数、譲与件数について、それぞれどのような状況となっているのか伺います。また、実績について十分に有効活用が図られていると認識しているのか、併せて伺います。

次に、現在の本市の備品処分において、廃棄、売払い、譲与の判断はどのような基準で行われているのか、お示してください。また、判断は各所管課に委ねられているのか、それとも契約管財課が一定のチェックや関与を行っているのか、お示してください。

次に、今後、小樽市新総合体育館や市役所庁舎の整備が行われた場合、大量の不用備品が発生する可能性があります。例えば、市民や町内会、スポーツ団体、福祉施設、学校、NPO法人、さらには市内事業者などへ譲与を広く検討するべきではないでしょうか。

また、スポーツ施設で使用されていたベンチ、机、椅子、ロッカー等については市民ニーズも一定程度あるものと考えます。市は、これらを単純廃棄するのではなく、売払いや譲与を優先するべきと考えますが、市の見解を伺います。

次に、現在、多くの自治体では官公庁オークションや民間フリマサービスを活用した不用備品の処分が進められておりますが、本市においても官公庁オークションやメルカリShops、ジモティー等を活用し、不用備品の売払いや譲与を積極的に行うべきと考えますが、市の見解を伺います。

特に、民間サービスを活用することで、従来であれば廃棄していた備品に新たな価値が生まれ、税外収入の確保だけではなく、廃棄コスト削減や脱炭素社会への貢献にもつながるものと考えます。また、中古品の再活用やリサイクルに関するノウハウを持つ事業者も存在しており、官民連携によるリサイクルの仕組みづくりも可能ではないでしょうか、見解をお示してください。

次に、現在の自治体運営においては、単なる節約ではなく、資産をどう生かすかという経営的な視点が重要になっております。しかしながら、仮に売払いや譲与を十分検討せず安易に廃棄を選択しているのであれば、それは市民共有の財産を最大限活用しているとは言い難いのではないのでしょうか。不用備品の売払いや譲与を促進するためには、廃棄ありきではなく、まず売払い、譲与を検討するという考え方を全庁的に共有する必要があると考えます。

そこで、市として、一定金額以上の備品については廃棄前に売却の可能性をチェックする仕組み等、確認制度を設けるなど、不用備品処分に関するガイドラインを整備し、売払い、譲与を優先する考え方を明文化するべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、小樽市総合体育館に設置されているスポーツ器具等の整備について伺います。

現在の小樽市総合体育館は、建設から長い月日が経過しておりますが、建物本体のみならず、設置当初から使用されているスポーツ器具や設備についても老朽化が進行しているものと考えます。実際に現在の総合体育館は、建設から50年以上が経過しており、同時期に設置された器具についても半世紀以上使用され続けているものがある一方、現在使用していないものもあります。

近年では、全国的にも体育施設における設備老朽化による事故や部活動中の器具破損事故なども報告されており、今まで事故が起きていないから大丈夫という考えではなく、事故が起きる前に予防的に更新していく視点が必要ではないのでしょうか。特に、スポーツ器具は一步間違えれば重大事故につながる可能性もあり、子供たちや利用者の安全確保は、最優先されるべきと考えます。

私が度々質問している教育委員会主催のトランポリン教室についてですが、毎年多くの小学生が参加

しており、人気の教室ではありますが、使用されているトランポリン器具は、けが防止のためのサイドのカバーが破損しているなど、恐らく現小樽市総合体育館の建設時に整備された器具だと思いますので、安全面についてはとても心配しております。もちろん、この状況については所管部に伝えておりますが、今後どのように考えられているのでしょうか。

そこで質問に入ります。

まず、小樽市総合体育館に設置されているスポーツ器具等の設備について、市として現在どのように老朽化状況を把握しているのかについてですが、設置から50年以上経過している器具や耐用年数を超過している設備はどの程度存在するのかなど、そもそも点検されているのでしょうか。

また、小樽市総合体育館で活動している体操クラブで使用している器具も市の所有物であります、同様に総合体育館を建設した当時の器具もあり、かなり老朽化しております。スポーツ器具だけでなく、利用した後に使うモップなどの掃除用品等もあり更新されておられません。また、日差しよけのためのカーテンはぼろぼろな状態の箇所があり、隙間から光が差してしまっています。

このようなスポーツ器具や備品等の点検体制、安全確認はどのような頻度で行われているのか、また、劣化状況の把握や更新判断についてどのような基準で対応しているのか、お示してください。

小樽市総合体育館は、指定管理者制度において指定管理者がおりますが、スポーツ器具の点検、更新においてはどちらが受け持っているのか、また、どのように定められているのか、お示してください。

次に、今後の小樽市新総合体育館整備に合わせ、器具や設備についても計画的に更新を進めるべきと考えます。今、器具庫にある器具を新総合体育館の器具庫にそのまま移動することは考えられません。新総合体育館への移行前であっても、危険性が高い器具や老朽化した器具については先送りせず、必要な更新を行うべきと考えますが、見解をお示してください。

いま一度、利用者が安全かつ安心して競技ができる環境整備を考える必要があるのではないのでしょうか。また、小樽市新総合体育館の整備に向け、スポーツ器具の整備も同時に進めていかなければなりません。

スポーツ施設は、市民の健康づくりや子供たちの成長を支える重要な公共施設です。市民が安心して利用できる環境整備に向け、計画的な器具更新と安全管理の徹底を強く求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市有財産の処分の在り方とスポーツ器具等の整備について御質問がありました。

まず、過去3年間の備品の処理件数につきましては、令和5年度は廃棄が81件、売払いが2件、譲与が2件、令和6年度は廃棄が66件、売払いが2件、譲与がゼロ件、令和7年度は廃棄が32件、売払いが10件、譲与がゼロ件であります。

備品は、庁内での有効活用を図った上で、不用となった備品を廃棄しておりますが、財源確保の観点からも売払いをさらに進めていく必要があるものと考えております。

次に、備品処分の判断基準につきましては、現在、明確な基準はありませんが、処分する備品の状態に応じて、廃棄、売払い、譲与としております。なお、その判断は備品を管理している各所管課で行っております。

次に、売払いや譲与を優先する考えにつきましては、利用可能な備品は庁内での再利用を優先し、利

用見込みがない場合には売払いをしているほか、譲与については、小樽市財産条例により、公益上必要があると判断される場合に可能としております。

今後とも、不用となった市有財産の有効活用を図るため、売払いや譲与に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、官公庁オークションなどを活用した不用備品の処分につきましては、民間での需要が見込まれる備品については、財源確保の観点からも有益な手法であると考えますので、他自治体の導入事例などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、官民連携によるリサイクルの仕組みづくりにつきましては、事業者との連携による再活用やリサイクルの観点から、どのような仕組みづくりができるのか、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、不用備品の処分に関するガイドラインの整備につきましては、不用備品の処分について各所管課の指標となるガイドラインの整備が必要であると認識しており、その整備に向け、他自治体の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、市有財産の処分の在り方とスポーツ器具等の整備について御質問がありました。

初めに、スポーツ器具等の点検体制及び更新判断の基準などにつきましては、小樽市総合体育館に設置されている体育器具は、指定管理者が日常の目視点検に加え、年3回、専門業者に保守点検を依頼しており、摩耗や変形、破損など、危険な状態であると判断された器具は、直ちに使用を禁止することとしております。

更新の判断については、保守点検時の劣化状況や使用頻度、費用などを総合的に判断しております。

また、消耗品等については、指定管理者が必要に応じて更新しております。

次に、小樽市総合体育館のスポーツ器具の点検、更新につきましては、体育器具の日常の目視点検や専門業者への保守点検の委託は指定管理者が受け持ち、備品として登録している体育器具の更新は、市教委が費用を受け持つこととなっております。

備品等の保守管理に係る指定管理者の役割については、指定管理者と締結している基本協定書において明記しております。

次に、危険性が高いスポーツ器具や老朽化した器具の更新につきましては、小樽市新総合体育館の整備時期にかかわらず、保守点検の際、体育器具が危険な状態であると判断された場合は使用を中止し、劣化状況や使用頻度、費用などを踏まえ、総合的に更新の判断をすることとしております。

したがって、小樽市新総合体育館への移行を待つことなく、状況に応じて必要な更新を行うとともに、使用が可能であり安全性が確保できるものについては、適切にメンテナンスを行いながら使用していく予定でおります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）

○19番（小池二郎議員） 最後に、小樽市立病院における医療費未納問題、そして近年増加する外国人患者による医療現場への影響について質問いたします。

まず、本市は北海道を代表する観光都市として、国内外から多くの観光客を受け入れております。特に、近年は円安や国際線の回復などを背景に外国人観光客が急増しており、市内の宿泊施設、飲食店、観光施設は活気を取り戻しております。

一方で、その影響は観光分野だけではなく、医療現場にも及んでいると考えます。急病や事故、体調不良などで医療機関を受診するケースは増加しており、小樽市立病院においても救急搬送や外来受診など、外国人患者への対応機会は確実に増えているのではないかと推察いたします。

しかしながら、言語の壁、保険制度の違い、支払い意識の差異などから、医療費未納が発生しているのではないかとの声も聞かれております。

小樽市立病院は、市民の命と健康を守る最後のとりでであります。経営面においては厳しい状況が続いております。その中で、本来回収されるべき医療費が未納となれば、病院経営への影響は決して小さくありません。また、医療費未納が増加すれば、その負担は最終的に市民負担や税金による補填につながる可能性もあり、公平性の観点からも大きな課題であると考えます。

そこで、小樽市立病院の対応について質問いたしますが、初めに、小樽市立病院における医療費未納の現状についてであります。

過去3年間における医療費未納額及び未納者数について、年度別に伺います。また、そのうち、外国人観光客と思われる患者の未納額はどの程度あるのか、把握している範囲でお示ください。

次に、未納となる主な要因について、どのように分析しているのかについてですが、経済的困窮によるものなのか、制度理解不足によるものなのか、あるいは連絡不能や所在不明などによるものなのか、現状の認識をお聞かせください。

次に、未納をできるだけ防止する対策についてですが、現在、小樽市立病院では未納防止のためにどのような取組を行っているのか、お示ください。例えば、保険資格確認の徹底、保証金の取扱い、クレジットカード決済、支払誓約書など、具体的な対応についてお示ください。

また、外国人患者に関しては、短期滞在で帰国してしまうことにより、請求そのものが困難となるケースもあるのではないかと考えますが、多言語対応やパスポートによる本人確認はされているのかなど、実態についてお示ください。

また、外国人患者が加入している海外旅行保険の活用状況についてもお示ください。海外では、日本の医療費を補償する旅行保険に加入しているケースも多いと聞いておりますが、保険会社との連携や請求支援体制はどのようにされているのかなど、対応についてお示ください。

外国人患者は、言語だけでなく医療制度の違いも考えられます。例えば、医療の受診の仕方に関する常識に大きなギャップがあり、未払いにつながるケースも考えられます。特に会計について、海外では日本のように後払いではなく、診察、検査、処方事は事前に会計しなければ受診できない国もあります。そのような医療制度の違いについて、しっかり説明することや病院内の多言語表示も必要ではないかと考えますが、見解をお示ください。

次に、救急医療への影響について伺います。

外国人患者の増加に伴い、救急搬送件数や夜間救急受診件数に変化はあるのか伺います。また、言語対応に時間を要することで、医療従事者への負担増加や診療時間の長期化などは発生していないのか、お聞かせください。

医療費の未納は、外国人だけではなく、未払いの患者が再度受診することで、未納金が増えてしまうおそれもあります。しかしながら、医師や看護師は、未払いの患者ということが共有されていないため、その患者が急を要さない計画的な入院や手術、検査入院等を決める際、その患者自身が判断

する材料の一つとして大変重要であり、未収金を抑制するためにも必要と考えますが、未払いの患者が入院等をする際、どのような対応をされているのか、現状についてお示してください。

今後も観光客増加による医療現場への影響や未払い患者への対応については、小樽市立病院が安心して適切な医療を継続できる体制を守るためにも必要であり、医療費未納への対策強化や外国人患者対応の整備など、未払いを抑える取組や回収の強化が必要と考えます。

2024年度の日本の外国人患者数は約14万4,000人と増加傾向にあり、全国的にも医療費の未払いについては議論されております。厚生労働省には、訪日外国人に20万円以上の未払いがあった場合、出入国在留管理庁に情報共有され、次に入国する際の審査が厳格化される仕組みがあり、さらに、今年度からその金額が1万円以上に引き下げられるなど、国においても取組が強化されていることは大変ありがたいと思いますが、本市においても、未払いをできる限り減らす取組について強化していただきたいと思っております。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（有村佳昭） 小池議員の質問にお答えします。

ただいま、小樽市立病院の医療費未納について御質問がありました。

初めに、当院における過去3年の医療費未収納金額及び未納者数につきましては、令和5年度は2,252万2,035円で1,136人、うち外国人観光客と思われる分は27万1,975円で3人でした。令和6年度は2,343万5,660円で1,221人、外国人観光客と思われる分はありませんでした。令和7年度は2,761万9,220円で1,374人、うち外国人観光客と思われる分は75万9,890円で7人でした。

次に、未納となる主な要因につきましては、経済的困窮によるものと把握しております。

次に、未納防止対策についての具体的な対応につきましては、当院では、健康保険証の資格確認を徹底するとともに、入院においては、成年者でかつ保証能力のある方を保証人とする入院保証書を提供していただくこととしております。

このほか、夜間や休日における救急外来では、受診時に連絡先等を確認するほか、支払い方法や支払予定日を記載してもらう項目を設け、未納防止対策を行っております。

次に、外国人患者に対する多言語対応につきましては、当院では13か国語と手話に対応した多言語通訳サービスを活用しております。

また、本人確認の方法につきましては、必ずパスポートを確認し、その写しを保管しております。

次に、海外の旅行保険会社との連携や請求支援体制につきましては、外国人観光客と思われる患者の場合は、まず、病院で御自身が医療費を支払います。帰国後、自ら保険会社に請求されているものと考えられます。

したがって、当院が直接海外の保険会社と連絡を取るということはありません。

次に、医療制度の違う国からの観光客患者への説明や院内の多言語表示の必要性につきましては、当院では、現時点では多言語表示はしておりませんが、今後、必要に応じて対応してまいります。

現在は、外国人観光客と思われる患者の診察受付をする際には、多言語通訳サービスを活用しながら、英語表記の書面により医療費や支払い方法についての説明の上、同意のサインをいただいております。まずは、外国人患者には職員側から声がけを行い、スムーズに総合案内や受付に導ける体制を徹底することで対応してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客の増加に伴う救急搬送件数及び夜間救急受診件数の変化につきましては、直近3年間では、当院全体の合計件数は4,000件台後半で推移しておりますが、外国人観光客と思われる患者におけるこれらの合計件数は、令和5年度が57件、令和6年度が65件、令和7年度が73件であり、件数全体に対する大きな変動要因にはなっておりません。

また、言語対応等による職員の負担増加や診察時間の長期化は見られますが、先ほど申し上げました多言語通訳サービスの活用により軽減が図られているものと認識しております。

次に、未払い患者が入院等をする際の未収納金を抑制するための対応につきましては、当院では、入院前に医療事務職員が入退院受付において高額療養費制度などの説明を行います。その際、高額療養費の自己負担分であっても支払いが困難な患者がいた場合には、無理のない範囲で医療費をお支払いいただけるよう、分納などの個別相談に柔軟に対応しながら未収金の抑制に努めております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

○19番（小池二郎議員） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

小樽市立病院の医療費未納についての最初の質問で、過去3年間の未納額をお示しいただきまして、毎年約2,000万円以上あるということで驚きました。

この金額は単年度の未納額であって、累積の金額ではないという認識でよいのか、また、2,000万円以上の未納金が毎年積み上がっているという認識でよいのかだけ確認させてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（有村佳昭） 小池議員の再質問にお答えいたします。

この数字は単年度のものでございます。それが積み上がって現在に至っているかといいますと、実際にはそうではなくて、特に支払いが滞る悪質な場合の総額は、開院以来、現在までに3,200万円ほどの未納がありますが、弁護士に依頼して回収作業を進めて、そのうちの約49%、半分程度は回収しているというのが現状でございます。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、質問いたします。

本市は今、人口減少と少子高齢化という極めて深刻な構造的課題の最中にあります。直近の国勢調査速報値では約10万400人であり、これまでと同様の減少が確認されました。これは1920年に初めて国勢調査が行われて以降、最も少ない人口であり、本市が間もなく10万人という大きな節目を割り込もうとしている現実に、我々は確かな危機感を持って向き合わねばなりません。

さらに、目を世界に転じれば、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、ロシアによるウクライナ侵攻や中東の不安定な国際情勢が泥沼化し、これらに伴うコストプッシュインフレや円安傾向が市民生活や

市内経済を激しく直撃し続けています。

混迷を極める社会情勢の中で、直面する諸課題に的確に対応しながら、いかにして小樽市の未来を開いていくのか。加えて、この定例会は、迫市長2期目最後の定例会という非常に重要な節目でもあります。

それを踏まえて、4年間の総括と持続可能な行財政改革のビジョンについて伺います。

まず、この4年間、市長が政策として取り入れた新規事業も多くあると考えますが、その中で、特に得られた効果が高かったと総括される事業について御説明ください。必ずしも定量的データだけでなくとも、市民の反応や現場の変化など、効果があったと考える理由も添えてお話しいただけますでしょうか。

また、行政施策は、単年度で目に見える数字として表れるものばかりではありません。中長期的な視点に立ち、あるいは、その先の未来を見据えて戦略的に種まきをしてきた事業こそ、これからの小樽市を支える強固な土台になると考えます。その文脈で、まさに今後の実りを期待する事業について、どのようなものであるか、お答えください。

小樽市の行財政を議論する上で、避けて通れない最重要課題が人口減少であり、毎定例会、議会議論のテーマとなっています。出生数と死亡数の差である自然減については、全国的な少子化、高齢化の潮流にあらがうことは難しく、地方自治体単位の努力で即座に解決できるものでないことは理解しております。しかし、転入、転出の差である社会減の抑制や若者の還流、移住定着促進については、市の雇用政策や都市の魅力発信、産業支援によって一定のコントロールが可能な領域でもあると考えます。

本市の社会減に歯止めをかけるという点において、ここまでの成果と課題をどのように受け止めているのか、市長の見解を伺います。

人口減少は、単に総数が減るという問題にとどまりません。むしろ課題として大きいのは、それに伴って生じる年齢構成の極端なゆがみです。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が示す地域別人口推計は、本市が近い将来に直面する衝撃的な未来を予見しています。中でも、2040年の推計値が多くメディアで取り上げられました。そこで議論される未来予測は、本市の持続可能性そのものを揺るがす数字となっています。

自然減が進むことで人口ピラミッドの形も変容していきますが、社人研推計における2040年の本市の人口推計及びその際の年齢3区分構成比、年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合についてデータをお示しいただき、予想される問題についても御説明ください。

次に、現在の中東情勢や構造的な円安に伴う物価高騰への対応と、国政における財政方針の転換が本市に与える影響について伺います。

国内外の諸問題により実質的な円の価値が目減りしている現在、地方自治体の予算執行においても、同じ1億円、同じ10億円の予算を用意したとしても、資材の高騰や労務単価の上昇によって、実際に執行できる事業量や工事の規模が縮小してしまうというジレンマを抱えています。

急激な物価高騰や労務単価、資材価格の上昇を勘案した際、実質的な市民サービスや都市インフラの質を落とさないための予算組みの在り方について、市として、今後どのように対処していくべきとお考えか、伺います。

こうした中、国政においては責任ある積極財政をうたう方針が議論されており、これまでのような地方を縛る緊縮財政の在り方から脱却し、地方への大胆な財政出動を期待する声が全国の自治体から上がっています。もしこれが実現し、地方交付税等の国からの財政配分が手厚くなるのであれば、本市にとっても大きな追い風であり、大いに歓迎すべきトレンドです。

しかし、その実、国では28年ぶりにプライマリーバランスが黒字化し、予算額の絶対値は大きくなっても、物価の高騰等も勘案すれば、相対的には緊縮の継続であるような印象であります。

ここで伺います。

国が示す総合経済対策などの動向を踏まえ、どこに力点を置くのか、今後の財政運営に対する基本姿勢を伺います。

とはいえ、地方都市のほとんどは自主財源だけでは運営できず、小樽市にとってもそれは例外ではありません。国からの財政出動は必要としつつ、本市自体の財政の足腰がどうなっているのか、客観的なデータを踏まえて冷静に見極める必要があります。地方自治体の財政は、自前で稼ぐ市税等の自主財源と、国や北海道から配分される依存財源に分かれますが、本市の財政構造がどのようなバランスで成り立っているのかを市民に分かりやすく説明することは、開かれた行政の第一歩です。

令和4年から令和6年の間での本市における自主財源の割合の現状に対する認識について、説明を求めます。

この財政比率を踏まえた上で、やはり懸念されるのは、間もなく10万人を割り込もうとしている人口減少に伴う将来的な市税収入の減少です。生産年齢人口が減れば、個人市民税も固定資産税も中長期的にはシビアな減収試算をはじき出さざるを得ません。だからこそ、目先の収支状況に一喜一憂するのではなく、構造的な歳出改革のロードマップを明確に描き、着実に進捗させていくことが求められます。

人口減少に伴う中長期的な市税収入の減収試算を見据え、本市における予算配分の在り方と行財政改革のロードマップの現在の状況はどうか、伺います。

歳出削減のロードマップにおいて、最も大きな議論を呼ぶのが、老朽化が進む公共施設のファシリティーマネジメントです。本市には過去の人口ピーク時に建てられた多くの箱物が存在しますが、これらを全て維持することは実質的に不可能です。一方で、庁舎の建て替えや市民ニーズに応えるための施設整備など、避けては通れない大型プロジェクトも控えています。

小樽市新総合体育館の入札不調もあった中、今後の公共施設のファシリティーマネジメントに伴う中長期的な財政負担の平準化及び庁舎や複合施設の整備等の財源確保に向けた小樽市中長期財政収支計画の時点修正について、現在、どのような見通しを持って考えているのか伺います。

こうした公共施設やインフラの維持・更新を円滑に進めていくためには、単にお金が足りないから削るという縮小均衡の議論だけでなく、中長期的な財政運営の健全性を示す客観的な指標が必要です。

本市の実質公債費比率や将来負担比率といった健全化判断比率の令和4年からの3か年の推移と、これらが今後の大型プロジェクトの足かせにならないのか、見解を伺います。

限られた行財政リソースを最大化するための選択と集中においては、昨今、政府や民間においてデジタルやAIを徹底活用して歳出の無駄を省く日本版DOGEの動きが大きな注目を集めています。民間並みのスピード感と客観的データをもって事業を選択するという視点は、地方自治体の行革においても極めて示唆に富むものです。本市が長年継続してきた各種の補助金、助成金事業についても、聖域なく効果検証を行い、時代にそぐわないものは見直し、あるいは統廃合を進めていく判断も必要です。

今後の市政運営に向けて選択と集中をより徹底する中で、既存の補助金や助成金事業の見直しについて、現在、市としてどのような方針を持ち、検討を進めているのか、お示しください。

また、歳出の見直しをより精緻に進めるためには、行政側の査定だけでなく、行政が保有するあらゆるデータを民間や市民に開放し、外部の知見を借りながら行政の無駄をあぶり出すオープンデータ化の推進も不可欠であると考えます。

行政改革の一環として、市の財政データや事業評価シート等について、二次利用しやすい形でのオー

ブンデータ化をさらに推し進め、民間活力や外部の目を入れることで、さらなる業務の効率化、スマート化を図るお考えはあるか伺います。

行政が主導するトップダウンの行財政改革の一方で、限られた財源を真に市民が必要とする場所に分配するためには、ボトムアップの市民参画の仕組みをアップデートしていくことも重要です。

世界や国内の先進自治体では、市民が直接予算の使い道を提案、議論し、投票等によって決定する参加型予算の導入が進んでいます。これは単に行政の予算決定プロセスを透明化するだけでなく、市民一人一人に自分たちの税金がどう使われるかという当事者意識を育み、行政への関心を高める強力なツールとなり得ます。

市民が予算の使い道を提案、決定する、そうした参加型予算の導入等による市政への主体的な関わりなど、これまでよりも一歩進んだ行財政運営に臨むまちも出てくる中で、本市も先進的な取組を行っていただきたいと考えます。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢と本市の諸課題について御質問がありました。

初めに、この4年間における効果的な新規事業につきましては、主なものを申し上げますと、放課後児童クラブにおける利用手数料の無償化により登録児童数が増加したほか、ウイングベイ小樽におやこの集いの場を開設し、利用が好調であることなど、子供の居場所が充実してまいりました。

また、厳しさを増す夏の暑さに対応し、速やかに全小・中学校の普通教室に冷房設備を整備したことで、学習環境の改善が図られたものと考えております。

さらには、地図上で市の保有する各種情報を可視化した公開型GISシステム、でじ樽なびの運用開始や、御家族が亡くなられた際の手続をワンストップで行えるおくやみ窓口の開設により、市民の利便性が向上したものと考えております。

次に、今後の実りを期待する事業につきましては、小樽公園の再整備が完成いたしますと、子供の居場所がさらに充実し、人口対策に寄与するものと考えております。

また、祝津・天狗山両地区の市街化調整区域において、観光資源を生かした開発を可能とする小樽市観光開発計画の策定により、新たな民間投資を呼ぶことが期待でき、さらには、社会情勢の変化に対応した用途地域等の見直しにより、土地の有効活用が図られることを期待しております。

これらにより、人にも企業にも選ばれるまちづくりをさらに推し進めることができるものと考えております。

次に、社会減の抑制につきましては、安心して子育てできる環境づくりや、移住と起業の促進、港や歴史などの本市の強みを生かすまちづくりを進めたことにより、この4年間、毎年、社会減が200人台に抑制されていることは一定の成果と受け止めております。

しかしながら、年代別では20歳代の若い世代、地区別では札幌市への転出超過が依然として大きいことから、この抑制が課題であると考えております。

次に、2040年の推計人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」によりますと、本市の総人口は7万1,968人、構成比は年少人口が6.2%、生産年

齢人口が44.2%、老年人口が49.7%となっております。

現在と比べて人口が約3割減少するとともに、高齢化率が約42%から約50%へ上昇することにより、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティー機能や公共交通機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念されます。

次に、物価高騰下における予算編成につきましては、新たな国の交付金等の積極的な活用や自主財源の開拓、民間資金の導入など、これまで以上に財源確保に取り組みながら、必要な事業に関わる予算を確保してまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営の基本姿勢につきましては、まずは中小企業の経営や市民生活を維持するための支援に力点を置くほか、まちの発展に必要な事業を推進し、地域経済の成長や暮らしの安全の確保を図り、市税収入が増える好循環を生み出すことで、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度から6年度の自主財源の割合につきましては、年々自主財源は増加傾向にある中で、現状はおおむね32%前後で推移しておりますが、地方交付税等の依存財源の割合が高い構造となっていることから、自主財源の割合を高めていくことが課題であると認識しております。

次に、予算配分の在り方と行財政改革の取組状況につきましては、人口減少に伴う市税収入の減など、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、行政ニーズの課題解決に向けて必要な予算はめり張りをつけて配分する必要があると考えております。

また、小樽市中長期財政収支計画においては、持続可能なまちづくりに向けた財政運営を進めるため、歳出における経費の削減はもとより、歳入においても新たな自主財源の確保など、収支改善の取組を継続しているところであります。

次に、小樽市中長期財政収支計画における収支の見通しにつきましては、令和7年度の決算見込みを受けて収支は改善するものの、昨年度に行った時点修正では、計画に登載していない施設もあり、改めてシミュレーションを行う必要があるものと考えております。

今後、その結果を踏まえ、事業実施時期の平準化を図るなど、過度な財政負担の集中を避けるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、健全化判断比率の令和4年度から3か年の推移につきましては、実質公債費比率はおおむね4%前後、将来負担比率はおおむね26%前後で推移しております。いずれも国が定める早期健全化基準や財政再生基準を下回っておりますが、大型建設事業により、これらの比率は上昇することが予想されることから、国が定める基準を超えないように、実施時期の平準化や規模等の精査を行ってまいりたいと考えております。

次に、補助金や助成金事業の見直しにつきましては、平成27年に策定した補助金等の見直しに関する指針に基づき、毎年度、予算編成時に内容を精査し、その公益性や必要性、妥当性、有効性などの観点から検証を行っているところでありますが、指針自体も策定から一定期間経過していることから、今後は、指針も含め補助金自体の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

次に、オープンデータ化推進による業務の効率化、スマート化につきましては、オープンデータの種類をより充実させることで、事業者や大学等によるデータ分析の促進が期待され、本市の業務効率化につながるケースもあるものと考えことから、今後も、事業者等が必要とする市政情報を探りながら利活用が促進されるオープンデータ化を進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 次に、次世代に向けた経済と産業の戦略について伺います。

本市が持続していくためには、基幹産業である観光産業の高度化はもちろんのこと、それを下支えする市内中小企業の経営基盤強化、そして次世代を担う新たな産業の創出が不可欠であると考えます。

しかし、足元の市内経済に目を向けますと、世界的な原材料高騰やエネルギー不足、化学製品やプラスチックの原料となるナフサの不足・価格高騰が、市内の製造業や建設業、各種産業に深刻な影響を及ぼしています。こうした危機に対し、基礎自治体として市民生活や市内経済を守るために何ができるのか、真剣に考えていかなければなりません。

まさに「経済の血液」とも表現されるナフサですが、私たちの身の回りにあるあらゆるプラスチック製品や化学繊維に形を変えています。例えば、建築の分野では、発泡スチロール、ウレタン等の断熱材や、塩化ビニル製の配管、床材などに広く用いられており、その供給が滞ることで、建設現場での資材調達の遅れや工期の長期化といった直接的な悪影響が生じます。

また、医療の現場では、使い捨ての注射器や手袋、点滴チューブといった消耗品の多くがナフサ由来であり、人工透析に不可欠な透析膜にも使用されています。このように、ナフサの需給は私たちの命に直結する医療体制の維持にも影を落としています。

さらには、農業の現場においても、冬期の営農を支えるビニールハウス用の農業用フィルムの価格高騰はもとより、出荷や作業時に必要な消耗品が市場から枯渇、あるいは著しく値上がりしているという切実な声が農家の方々からも聞こえてまいります。

政府の発表によれば、国内のナフサ全体の流通量は統計上一定程度満たされているとされ、中東の代替で南米やアフリカからの調達により、例年の約8割の量の確保と、プラスチック樹脂ペレットが一定量プールされていることなどを根拠としたものであるということです。

しかし、ナフサは法定の国家備蓄の対象外であり、代替確保した南米やアフリカ産のナフサと中東産のものでは含まれる成分の比率が異なるため、特定の成分が予定どおり抽出できず、生産バランスが崩れてしまう、結果として、量は届いたが、現場が求める製品が造れないという事態が生じるわけです。今後、供給が復活したとしても、一度崩れた需給バランスや世界的な原油価格の動向を踏まえれば、価格の高騰が長期化することは想像に難くありません。

市が主導してナフサそのものを物理的に確保できるわけではありませんが、国や北海道による大枠の経済対策とは異なる、地域密着の自治体だからこそ果たすべき役割があると考えます。

そこで、ナフサ不足や価格高騰が市内事業者の経営に対してどのような影響を与えているか、ナフサを用いた部品や製品、資材を使用する市内事業者の調達コストをどれほど押し上げているか、市として情報の集約やヒアリングなどの調査を行うことも必要ではないかと考えますが、現時点で市が把握している状況と、今後の実態調査の意向について伺います。

コストが上がる分を製品価格やサービス価格に適切に転嫁することは、企業の存続において極めて重要であります。しかし、価格を引き上げれば消費の抑制を招き、逆に値段を据え置けば原価高騰により利益が圧迫され、どちらにしても事業者はじり貧の状況に追い込まれます。現時点でも、市内中小企業からは限界を訴える悲鳴にも近い声が寄せられています。

原油不足やサプライチェーンの混乱による原材料高騰により、経営危機に瀕している市内の中小企業に対し、制度融資における利子補給や信用保証料の補助など、事業者向けの支援策を講じることについてお考えを伺います。

ちょうど、この質問を通告した後、国の重点支援地方交付金約5,600万円が示されました。政府は、来月には代替ルートが安定する、秋には需給が緩和するという希望的観測を発表し、現場はその言葉を信じて高価なシンナーを買い、借金して操業を何とか維持しています。

国からは、現場の中小企業が二重発注や在庫の抱え込みを行うことで需要が増し、品薄になっているという発表もありました。これは中小企業が強欲だからではなく、昨日まで1缶4,000円だったシンナーが、あっという間に1万円になり、しかも、次はいつ入るか分からないと卸売事業者から宣告されているからです。そんな状況を勘案せず、発注の重複という現象だけを捉えて、現場のモラルハザードのせいだと論理のすり替えが起きていることには大変な違和感を覚えます。

そのような中で、市内企業の経営危機を乗り越えることは、同時にそこで働く市民の雇用を守ることにはほかなりません。

特に現在の突発的なナフサショックのような事態に当たり、市内産業の雇用維持と不本意な雇止めや倒産を未然に防止するため、関係機関との連携について、現在、どのようなことを行っているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

ここまでの質問は、主に民間事業者の経営に関するものでありましたが、次に、市が発注する公共施設の建設工事に対する影響について伺いたいと思います。

ナフサをはじめとする原材料価格の高騰が、市が発注する土木工事、建築工事の資材、特にアスファルト混合物や塩化ビニル管などの調達価格に与えている影響について伺います。あわせて、急激な調達価格の上昇や、資材の調達困難などによる入札不調や、それに伴う工事遅延のリスクへの対応の考え方を伺います。

さらに、このような物価高騰や資材不足の局面が中長期的に常態化する可能性も見据えるならば、これまでの個別最適な調達手法だけでなく、新たなアプローチが必要との声もあります。

市内の中小企業や建設業者が共同で資材を調達、備蓄し、輸送効率を向上させるような共同購買・共同物流の仕組みづくりも方法論の一つに挙げられます。こうした新たな取組に関する見解をお示ください。

次に、事業者の支援と雇用を守るという点に関連して、地域の産業にとっての大きな課題である後継者不足と事業承継について伺います。

この件については、我が会派でも以前から質問を行ってまいりました。全国の地方都市と同様に、後継者が決まらないことや、経営者が60歳代になっても、そもそも事業を将来的にどうしていくのか検討していないというケースも多く見られたということでありました。

そこで、直近の動きについてお聞きします。本市の特色ある地場産業、技術を守るための取組の一つとして、事業承継があると思いますが、事業承継に関する直近3年間の取組状況をお示ください。

また、そうした産業が現代のライフスタイルや新たな顧客ニーズに合わせた新商品開発へと挑戦していく際、市としてどのような後押しを行っているのか、お示ください。

このように、地場の産業の伝統を守ることと同時に、次世代産業の創出、誘致にも取り組まなくてはならないと考えております。

本市でも従前から取り組んでこられたIT企業やサテライトオフィスの誘致等におけるデジタル関連産業の進出件数について、コロナ禍以降の状況をお示ください。

半導体関連企業やデータセンターの誘致も、地方の政策的なトレンドとして話題に上がるものの、立地条件や環境、エネルギー政策など、様々な要素が加わることから高いハードルとなってきました。

しかしながら、DXの広がりやAIの急激な進歩により、テック関連のスタートアップも以前より行

いやすくなっています。本市においても、その潮流の中で新たな動きをつくることができれば、市内経済にいい刺激を与えられるのではないかと考えています。

重要なのは、デジタル技術と本市に優位性のある資源を組み合わせることで、独自性を持たせることであると考えます。本市においてどのような取組を行っているのか、御説明をお願いします。

これからの時代、小樽市の経済が持続していくためには、これまで培ってきた伝統的な地場産業を守り、次世代への事業承継や後継者とのマッチングを丁寧にコーディネートすることと、小樽市移住・定住促進「ひと旗」プロジェクトのように、スモールビジネスを始めるサポートをすること、それに加えて、先端技術やデジタル、新分野のビジネスによるイノベーションを興すこと、それぞれのレイヤーの取組が必要不可欠であると感じています。この伝統と革新のバランスを取りながら、小樽市の経済・産業の骨太な青写真を行政が民間の力を巻き込みながら描いていくべきと考えます。

本市の経済・産業の将来像について、市長のお考えをお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済・産業について御質問がありました。

初めに、ナフサの不足や価格高騰が市内事業者に与えている影響の把握と今後の実態調査につきましては、本年4月以降、継続的に市内事業者及び業界団体へのヒアリングや、市内の経済団体、金融機関と情報交換を実施してきたところであり、その結果、製造業、建設業など幅広い業種において、原材料の価格上昇や受注量の制限による事業への影響があるという声をお聞きしております。

今後も、ヒアリングや関係機関との情報交換を継続し、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業者等への支援につきましては、現在、高圧電力を使用している事業者や公衆浴場及びクリーニング事業者を対象とした支援を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しているところであり、今後は、追加の交付が示された同交付金などの活用も含め、必要な支援対象や内容、実施時期などについて検討してまいります。

次に、市内産業の雇用維持等の関係機関との連携につきましては、小樽商工会議所主催の中東情勢等に関する情報交換会などにより、経済団体や金融機関と連携して必要な情報を収集しております。

次に、本市発注の工事への調達価格の影響につきましては、資材メーカーや市内建設業者などへの聞き取りによりますと、アスファルト混合物や塩化ビニル管などの複数の建設資材の調達価格が上昇している状況であり、一定の影響は生じているものと認識しております。

また、入札不調などのリスクへの対応につきましては、現在のところ、調達価格の上昇などが原因と考えられる入札不調などは発生しておりませんが、入札の実施に当たっては、資材価格や資材調達状況の動向を把握しながら、適切に設計に反映させ、入札不調などのリスクを最小限に抑えてまいりたいと考えております。

仮に入札不調となった際には、その原因を速やかに把握し、資材価格や工期の見直しを行うなど、再入札の実施に向けて迅速な対応に努めてまいります。

次に、物価高騰や資材不足への新たな取組につきましては、事業者間での共同購買や共同物流の取組は、資材の安定確保やコストの抑制、輸送の効率化といった観点から、有効な方策の一つであると考え

ております。

次に、事業承継に関する取組状況につきましては、小樽市中小企業等実態調査を基にしたヒアリングなどを実施し、必要に応じて専門の支援機関である北海道事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなどの対応のほか、セミナーの開催、市内金融機関等におけるリーフレットの配架により、事業承継に関する周知、意識啓発の取組を行ってきたところであります。

次に、現代のライフスタイルや新たな顧客ニーズに合わせた新商品開発への後押しにつきましては、一般社団法人小樽物産協会への委託事業の小樽産品販路拡大支援事業や、厚生労働省からの受託事業の地域雇用活性化推進事業において、新商品開発の伴走支援を行っております。

また、中小企業者等が地域産業の振興に寄与する新技術及び新製品の開発を行った場合に、当該開発に要した経費の一部を助成する小樽市新技術及び新製品開発助成事業を行っております。

次に、コロナ禍以降のデジタル関連企業の進出件数につきましては、令和4年度に1社、令和8年度に1社が進出しております。

次に、デジタル技術と本市に優位性のある資源を組み合わせた取組につきましては、DXの普及によりAI技術は進歩しておりますが、本市においては、地域の強みを生かしたデジタル活用は十分に進められていないことから、官民連携プラットフォームを活用し、新たな技術を持つ事業者とも連携を図りながら、本市にとって優位性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の経済・産業の将来像につきましては、地域経済の発展は、まちの活性化のための重要な要素であることから、地域資源の強みを生かした高付加価値化や、産業の担い手の確保、育成に関する取組を進め、安定した雇用を創出し、市内経済と市民生活の好循環を生み出すなど、時代のニーズを捉えた新たな企業を含め、地域経済を支える中小企業が元気に事業を続ける環境をつくっていくことが必要であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）

○18番（高橋 龍議員） 次に、地域を守る医療や介護、社会保障のセーフティーネット構築について伺います。

本市が直面する構造的課題は、言うまでもなく全国平均を大きく上回るスピードで進む高齢化と少子化です。市民が長年住み慣れたこの小樽市の地で、最期まで安心して尊厳ある老後を迎えられ、同時に次世代が安心して子供を産み育てられる環境をつくるためには、持続可能で切れ目のない行政施策の展開が不可欠です。

まず、高齢者福祉の根幹を支える介護サービスの基盤強化について伺います。

現在、本市の介護現場における最大の障壁は、深刻を極める人手不足であり、現場で直接ケアを担う人材がいなければ、サービスそのものが崩壊してしまいます。国の介護報酬改定や処遇改善加算などの措置だけでは十分と言えないことから、全国各地の地方都市と同様、小樽市においてもドラスチックな人材確保、定着策が求められます。

介護現場における深刻な人手不足の解消に向け、介護職員の処遇改善加算を届け出ている事業所と、外国人介護人材の受入れを行う事業者がどのくらいあるのか、市が把握している件数を伺います。

人材不足のしわ寄せは、当然のことながら施設の受入れ能力にも直結します。特別養護老人ホームや介護老人保健施設への入所を希望しながらも、待機を余儀なくされている高齢者や、その御家族の精神

的、肉体的負担は重いものがあります。

本市の状況として、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの近年の入所申込者数の推移の傾向と要因についてお示ください。

次に、住み慣れた自宅での生活を維持するための在宅介護サービスの充実について伺います。

ヘルパーの高齢化や燃料費高騰等により、在宅を支える事業所の経営体力が奪われつつあります。その上、介護報酬の改定による減収など、体力のない事業所にとっての影響は大きいものと認識しています。

本市の訪問介護事業者等から課題の聞き取りなどを行っていただければ、お示ください。

在宅介護の基盤が揺らぐことは、そのまま家族介護者への負担増へとつながります。介護者の負担軽減、レスパイトケアの拡充や介護離職の防止などの課題解決に目を向けていただきたいと思います。

また、施設に入所した高齢者が、リハビリを経て再び住み慣れた自宅や地域での生活に復帰できるような循環型の仕組みを機能させることも、福祉財政の適正化と本人の尊厳保持の観点から重要です。

老健や介護施設からの一時退所、自宅復帰を促すための訪問リハビリテーションの充実に向け、国が定める介護報酬の上乗せ以外に市独自の助成制度を設けるなど、インセンティブは設定できないでしょうか。

厚生施策が対象とすべきは、高齢者の身体的健康だけにとどまりません。現代社会のゆがみとも言える孤立やひきこもり、各種の依存症といった、見えにくいリスクに対しても、行政のセーフティーネットは漏れなく機能しなければなりません。

まず、長期化、高年齢化が指摘されるひきこもり当事者やその御家族への対応です。重層的支援体制整備事業の関連でも、8050問題が例示としてよく用いられますが、その解決がどうなっているかということは、表では語られないことも多いことと思います。

ひきこもり状態にある当事者やその御家族に対し、無理な就労支援を急ぐのではなく、まずは社会との緩やかなつながりを取り戻すための居場所の確保など、必要な措置を少しずつ進めていかなくてはならないと考えます。現状の取組を御説明ください。

また、ひきこもりの方に対し、どのような支援を行うかなど、近年の支援の特徴的な点をお示ください。

様々な社会課題も、生活スタイルの変化などにより、必要とされることも変わってきています。成人の社会的孤立や生活困窮の背景にあることも多いアルコールやギャンブル等の依存症からの回復支援についても、単なる自己責任で片づけるのではなく、医学的、福祉的なアプローチが必要です。

アルコール依存症やギャンブル依存症の回復支援を行う地域の民間自助グループに対する本市の活動支援の現状についてお示ください。

また、依存症としての病識がないまま、物質依存と行動依存を強めていき、顕在化したときには日常生活に支障を来しているというケースも多く存在します。特に家族や近所の方との関係が希薄であるなど、一定の傾向のようなものも存在していると認識しています。アルコールなど物質依存だけではなく、ギャンブルや、場合によっては窃盗などの行動に対する依存もあり、そうしたものは外から見えにくいものでもあります。

そのような問題も、当事者が自分で専門医療機関へとつながることができればいいですが、病識を受け入れられない方も多く、一筋縄ではいきません。

そこで伺います。

本人からの相談以外で、例えば地域からの情報提供があった場合など、支援をどのように行っていま

すか、課題なども含めて御説明ください。

ここまで高齢者福祉や現代的な依存症、孤立対策にわたり、個別の課題を伺ってまいりました。これらの施策は全て、市民が安心してこの小樽市で生きるための一つの大きなセーフティーネットとしてつながっていかねばなりません。

迫市政2期目の4年間を振り返ったとき、厚生分野においても着実に歩みを進められてきたと思います。その上で、人口減少が加速する本市においては、より持続可能で、かつ柔軟な社会保障の再構築が、ここからの小樽市にとって重要なテーマになると考えております。

人口減少、超高齢社会の荒波の中で、市民一人一人の命の尊厳を守り、誰一人取り残さない包括的なセーフティーネットの構築について、この4年間の取組の成果を市長自身はどう総括されているか、伺います。

また、ここからの中長期的な未来において、本市における福祉施策をどのように持続させ、発展させていくお考えか、伺います。

結びになりますが、人口減少とは単なる数の縮小ではなく、社会構造そのものの変容です。かつて小樽市を支えた産業構造、雇用形態、家族の在り方、生活設計、これら全てが根底から揺さぶられている中で、私たちは何を守り、何を変えるのか。

エレファント・イン・ザ・ルームという言葉があります。直訳すると部屋の中の象ですが、社会心理学における多元的無知という概念と近いものです。何かというと、個々が内心おかしいと思っていても、周りの多くの人は受け入れていると思い込むことで、結果的に誰もそれを指摘しないという状況を指します。

今、必要なのは、既存の枠組みを問い直し、縦割りの思考を超えて、地域が持つ複数の資源を組み合わせ、新しい価値を生み出すことです。そのためにも、市の組織や地域という部屋の中に象がいた場合には、何か象がいるのだけだと、指摘できるような土壌をつくっていかなくてはなりません。そうした不必要な慣習から脱却することで、市民参画が生まれ、官民連携が生まれ、イノベーションにつながっていくのであらうと考えます。

迫市長のここまでの御尽力に敬意を表するとともに、小樽市が再びにぎわいを取り戻すためにも、本市の行政改革と発展に期待しております。

以上、再質問を留保して、立憲・市民連合の代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域福祉とセーフティーネット構築について御質問がありました。

初めに、職員の処遇改善等を行う事業所につきましては、市の把握数で申し上げますと、介護職員への処遇改善加算を届け出ている事業所は、本年5月末時点で185件、外国人介護人材を受け入れている事業所は、市が所管する地域密着型介護事業所のみの数ですが、昨年6月時点で10件となっております。

次に、介護保険施設の入所申込者数の推移につきましては、平成29年度は928件、令和2年度は527件、令和5年度は367件と減少傾向にあり、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅などの介護保険施設以外の住まいの多様化、国の方針による在宅介護への転換、職員の不足などが要因であると考えております。

次に、訪問介護事業者等に対する経営上の課題につきましては、市では、3年に1度の介護保険事業計画策定のため、市内の全介護事業所に対し、経営状況や事業展開の展望などを把握する目的でアンケートを実施しており、令和5年度の結果では、人件費や光熱費の高騰、利用者の減少、職員の不足と高齢化などが挙げられております。

次に、市独自のインセンティブにつきましては、高齢者の在宅生活を支える介護サービスは複数あり、特定のサービスのみを評価し助成することは適当ではないことから、新たな制度を設けることは考えておりません。

次に、ひきこもり当事者等に対する取組につきましては、ひきこもりの支援で、就労などの結論を急ぐのではなく、まずは家庭以外の場所で安心して自分らしく過ごせる場を確保し、社会との緩やかなつながりをつくることが重要であると認識しております。

そのため、たるさぼにおいて、当事者には、相談支援員が信頼関係を築いた上で、市内に複数ある地域共生カフェ等へ外出を促し、必要に応じて同行支援を行うほか、御家族には、地域活動支援センターやひきこもり家族相談会に関する情報提供などを行っております。

次に、ひきこもり支援の最近の特徴につきましては、当事者本人の社会参加や就労のみを支援のゴールとするのではなく、本人やその家族が、自身を肯定し、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになることを目標とするとともに、支援関係機関は、これらのことを尊重し、本人や家族に寄り添いながら伴走支援するというものであります。

次に、依存症の回復支援を行う民間自助グループに対する市の活動支援の状況につきましては、市内には複数の民間自助グループが活動しており、グループに対する特段の支援は行っておりませんが、所属する会員からの個別の相談には応じております。

次に、地域から情報提供があった際の支援につきましては、本人の家族や友人、地域包括支援センターなどから相談が寄せられた際には、内容を十分に聞き取り、必要に応じて専門医療機関や道立精神保健福祉センターを紹介するなど、適切な支援先へのつなぎを意識した対応を行っておりますが、課題といたしましては、支援を受ける必要性を本人に理解してもらえず、医療機関などへつなげられない場合があります。

次に、包括的なセーフティーネットの構築につきましては、複雑化・複合化する福祉の課題に対して、制度や分野の垣根を越えて包括的に支援できる体制づくりを目指し、重層的支援体制整備事業により、医療、福祉、介護、子育て、就労などの関係機関の連携強化や相談支援体制の充実、地域における支え合いの推進などを図ってまいりました。

これらの取組により、支援を必要とする方に対し、多機関が連携して支える仕組みづくりは着実に前進したものと考えております。

また、福祉施策の持続と発展につきましては、本市のまちづくりのテーマの一つである「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」の実現に向けて、少子高齢化や人口減少、厳しい財政状況などといった本市の実情を踏まえながら、国の動向を注視しつつ、各種制度の適切な運用や、市民の福祉向上と健康増進に寄与する事業の推進、関係機関の連携強化などに引き続き取り組むとともに、時代のニーズに柔軟かつ的確に対応しながら、市民の皆さんの暮らしに寄り添った施策を展開していくことが必要であるものと考えております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、人口減少の部分で、社会減のお話なのですからけれども、近年200人台で推移しているということ御答弁がありました。それを踏まえると、大きくはこれから若年層の流出対策をやっていかなければいけないという中身だったのかと思っているのです。

そうした意味で、現状、どういう方向性で、どういったことをやっていくべきとお考えなのかをお聞きしたいと思います。

公共施設の関係ですけれども、計画の新たな見直しが必要だとおっしゃっていたかと思うのです。既存の計画と比べてどういった形で進めていくのか、今のものを修正するのか、あるいは、ゼロベースになっていくのか、お考えを伺いたいです。あわせて、議会との関わりに関しても触れていただければと思います。

ナフサに関してですけれども、市内の事業所、団体とヒアリングや情報交換をされているということでした。

このやり方は、どのような形式で行っているのか。つまり、情報交換としての場を設けるなどしてお話を聞いているのか、それとも、どこかの場で会ったときに、それぞれお話を聞かせてくださいという形であるのか、今行っていることの方向性をお示しいたきたいです。

加えて、そうしていただいた御意見やお話から得た情報の集約をしっかりとしていくべきかと思いますが、その辺りは現状で行われているのか。あるいは、まだ行われていないとすれば、そうした形で情報を集約して、今後の施策につなげていくお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（尾作考則） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

社会減が200人台で推移したことに対して、今後の抑制策はどういう方向性で取り組んでいくのかという御質問だったかと思えます。20歳代の若い世代、また札幌市への転出が多くなっているという傾向がありまして、現在も、市内企業の魅力発信や認知度向上などによって、地元の定着という視点で事業に取り組んでおります。創業支援やエコリフォームなど、若者加算を設けている取組もありますので、現在、これらで若い世代の定住や移住の促進に取り組んでおります。

しかしながら、人口動態上は、若い世代の転出抑制が、結果としてなかなか出てきていない部分も見られますので、仕事や住宅の面から何か別の方策がないかを今後、検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（笹田泰生） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

公共施設の見直しの方向性として、今の小樽市中長期財政収支計画を修正していくのか、それともゼロベースで考えていくのかと御質問がございました。こちらの部分につきましては、現在のものを修正していく方向で考えております。

なお、議会との関わりの部分につきましては、昨年11月末の時点で、時点修正ということで小樽市中長期財政収支計画を議会にもお示ししております。また、現在、各部に今後の財政需要ということで、例えば施設の整備の関係などをこれからいろいろとヒアリングを始めていく形になっております。それまでに数値等がある程度分かってくれば、当然、それを含めて小樽市中長期財政収支計画を時点修正した形で、今年も11月末の時点で再度、議会にお示ししたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（武田隆児） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

ナフサに関して事業者からのヒアリングのやり方につきましては、商工会議所、金融機関、小樽市それぞれで個別の事業者に対しまして、電話等を活用して聞き取りを行っております。それらを集約しまして、本答弁で申し上げました中東情勢に関する情報交換会に三者が集まりまして、情報共有を図っているということでございます。

状況につきましては、日々変化してございますので、引き続き情報につきましては共有を図っていきたいと思っております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 再々質問させていただきたいのですが、最後のヒアリング、情報交換に関してです。先ほど再質問でも少し触れさせていただいたのが、要は、いただいた御意見、情報を集約して、整理の上で、今後の市の施策に生かしていくことが、私としては必要ではないかと思っているのです。お答えの中でその部分の言及が薄かったと思ったので、改めてお答えいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

情報を集約した後に、今後、どのように施策に結びつけていくのかといったお尋ねだったと思っております。

引き続き、市内企業の情報収集には努めていかなければいけないし、また、小樽商工会議所が主催している、商工会議所、金融機関等との意見交換会などでも情報収集をしていきたいと思っております。

今朝の報道によりますと、19日にアメリカとイランの一定程度の停戦合意が行われると伺っておりますが、そういった中東情勢や国際情勢、あるいは物価高騰の状況といったものを総合的に勘案し、判断しながら、こういった施策につなげていくことが地元の企業にとって有効なのかについて、しっかりと庁内でも議論させていただきたいと思っております。まずは状況を把握したいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、最初に、住民の暮らしと平和について質問します。

初めに、イラン情勢の影響について質問します。

アメリカとイスラエルによる国際法違反のイランへの攻撃は、世界の平和と経済に深刻な影響を及ぼしています。

政府は、原油や石油製品の確保に支障はないとしていますが、お菓子メーカーや大手食品メーカー

は、インクなどの不足、高騰を受けてパッケージをモノクロに変更しています。株式会社帝国データバンクは、洗剤、接着剤など化学工業、ゴム製造、紙、飲料製品など、国内製造業の約3割が原油から精製されるナフサの調達リスクによる経営への影響を指摘するレポートを発表しました。株式会社東京商工リサーチは、ナフサの供給不足で塗装工業の倒産が急増し、年間では過去最多に迫る可能性も指摘しています。

本市でも、ナフサ不足による包装資材の高騰などが理由で、小樽市内の水産加工業が破産申請の準備に入ったと発表がありました。原油と関連製品不足は、医療、流通、農林漁業、交通、建設など、あらゆる分野に波及し、地域経済と市民生活に深刻な影響を与えています。

イラン情勢による地域経済への影響について、市長はどのような認識をお持ちですか。

北海道商工団体連合会が行った北海道全域の4月現在の調査では、406事業者のうち400件近い事業者が「影響がある」または「今後ありそう」と回答しています。影響内容は、仕入れ・資材の高騰が300件と最多です。

政府は、ナフサ不足は目詰まりで、解決できる。原油及び石油製品の日本全体としての必要な量は確保できていると繰り返し説明をしていますが、実際には、どこで目詰まりしているかなどの説明はなく、仕入れコストが上昇し続けています。先行きが見通せないことで国民の不安や混乱が生じています。

ナフサの安定供給に関し、現場へ届かない要因の特定と、供給の流れにおける障害の把握が急務です。国として一刻も早く、現状と今後の見通しを含む、きめ細やかな情報を公表する必要があると思います。市として、国へ情報の公表を求めていると思いますが、見解をお聞かせください。

イラン戦争によって物価高騰に拍車がかかり、あらゆる職種に影響が及んでいます。市内の中小業者・小規模事業者の経営と雇用が守られるようにするためには、国の支援が必要です。国会では、補正予算が可決され、本市の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分は約5,400万円と聞いていますが、不十分です。

本市として、コロナ禍に実施された持続化給付金、家賃支援給付金支援や従業員の雇用を持続できるよう、雇用調整助成金の拡充など実態に合った支援になるように、さらなる支援を国に求めるべきではないでしょうか。

小樽市内の建設関係者からは、今後シンナーが不足すると屋根の塗装をすることもできず、仕事があっても仕事ができない、クリーニング屋では、ドライ溶剤や衣類を入れる袋が確保できない、燃料販売店でも数か月前から仕入れの高騰で大変、漁業者からは、魚を入れる発泡スチロールやウニを入れるプラスチックのバックが値上がりしていて経営が厳しくなっていると、切実な声を聞いています。小樽市内でも、小売業や漁業関係、建設業界など幅広く影響が広がっています。

市では、4月以降、市内業者を訪問して影響調査をしており、5月以降も影響について把握すると聞いていますが、中東情勢の激化と長引く物価高騰で、コロナ禍以上に厳しい経営状態に陥る事業者が増えていくことが危惧されます。市内経済を地域で支える中小企業・小規模事業者のなりわいを守るために、緊急的な支援が必要です。

国の補正予算を活用することと併せて、本市として、ガソリン、軽油や光熱費の負担軽減する施策、家賃、リース料など固定費補助を行う緊急支援を求めます。お答えください。

医療・介護現場でも、診察に使う際のグローブが不足など、医療物資への影響が明らかとなっています。政府は、医療用手袋の備蓄4億9,000万枚のうち5,000万枚を放出するとしています。アメリカによるイランへの攻撃が長引くことになれば、一層深刻な影響になりかねません。

歯科では、歯科用の麻酔がなくなる可能性がある等の声も寄せられており、診療にも影響する事態となっています。

ある医療機関に聞きますと、ビニール手袋が割高になっており、厚生労働省では登録すれば手に入る手配が組まれているそうですが、在庫によっては登録ができない医療機関もあるので不安だという声も聞いています。小樽市立病院では、ポリ袋とごみ袋が品薄となっており、業者に仕入れをお願いしても、納品するのが大変になっているとも聞いています。

医療機関等へ財政出動と物資確保に向けた取組が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

先ほどお話ししたように、イラン戦争がもたらす物価高、資材不足から暮らしと営業を守るためには、一日も早い戦争の終結が必要です。

高市早苗政権は、4月21日の閣議決定で武器輸出を原則解禁して、紛争当事国への殺傷兵器の輸出を可能にしました。今後は、憲法第9条を改正する発言もあり、戦争ができるようにする準備を進めています。

日本共産党は、憲法第9条に基づき徹底した平和外交が必要だと考えます。憲法第9条の改憲に対して、各紙の世論調査でも、変えないほうがいいという世論が強まっています。本市でも、JR小樽駅前でデモが行われましたが、全国で何万人もの人々がデモに参加し、憲法第9条を守ってほしいとの声が広がっています。

改憲が優先課題として挙げられていない点について、市長は憲法第9条を守ることにについてどのように考えているのでしょうか。

報道では、米国とイランが戦闘終結に向けて合意に達したとされていますが、日本政府として、米国とイスラエルに対して停戦の確実な実行を強く求めるとともに、再攻撃しない保証の下に早期に戦争を終わらせるよう、国際社会と連携して外交努力を強めるべきです。

小樽市議会では、令和8年第1回定例会の中で、イラン情勢の平和的解決へ向け、外交努力を尽くすよう求める意見書案が全会一致で可決されています。

現在の情勢の下、市長として平和的解決に向けて外交努力をするよう政府に求めることが必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、特定利用港湾についてです。

平素から、自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるよう、特定利用港湾として小樽港を新たに対象にしたいと国から打診を受けています。日本共産党は、この間、平和な商業港である小樽港が特定利用港湾になれば、平時から有事まで切れ目なく軍事利用できる施設が確保されること、軍用物として相手国から攻撃目標にされる危険性について追及してきました。

昨年、市長は、不明な点があるとして、年内としていた国への回答を見送りにし、令和8年第1回定例会では、不明な点などを整理し、改めて国に確認する作業を進めると答弁しています。

現在の国への確認状況についてお知らせください。

特定利用港湾になっている苫小牧港では、昨年10月に、自衛隊、アメリカ軍、オーストラリア軍の合計約5万8,430人が参加した大規模な統合演習が行われました。今年1月の北海道大演習場で行われた米陸軍と自衛隊の実動訓練ノース・ウインド26では、カナダ陸軍が初めて参加し、参加人数は過去最多の約1,700人となりました。こうした米軍共同訓練は、規模が毎年拡大されています。特定利用港湾になれば、今後、訓練なども増える懸念があります。

特定利用港湾で訓練利用が行われている場合、どのように利用されているのか、また、地域住民に対しての周知はどのようにされるのか、把握している場合、お答えください。

市長は、特定利用港湾については、港湾関係者、地域住民等の理解を得ることが重要と発言されています。市民からは、特定利用港湾に対して不安の声もあり、特定利用港湾に反対する署名も市に届けられています。自衛隊などが平時から軍事利用できるよう整備する特定利用港湾をめぐり、自衛隊による利用が制度開始の令和6年4月から今年4月までに計1万1,906回に上ることが防衛省資料で明らかです。

昨年の自衛隊統合演習では、自衛隊が民間船を借り上げて、苫小牧港を出発し、パトリオットミサイルの発射装置や燃料などを平良港や石垣港に輸送、鹿児島港では、自衛隊施設以外の民間の港で初めてイージス艦に弾薬を積み込む訓練が行われました。

特定利用港湾になれば、港湾は弾薬や燃料などの補給拠点として利用され、戦争する国づくりの一環として、民間インフラの軍事利用につながる危険があります。

市民の安全を考えて特定利用港湾については断っていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、住民の暮らしと平和について御質問がありました。

初めに、イラン情勢の影響についてですが、まず、地域経済への影響につきましては、本年4月以降、継続的に市内事業者及び業界団体へのヒアリングや、市内の経済団体、金融機関と情報交換を実施してきたところであり、その結果、製造業、建設業など幅広い業種において、原材料の価格上昇や受注量の制限による事業への影響が生じ、厳しい状況が続いていると認識しております。

次に、ナフサの供給に関する情報の国への要望につきましては、国はナフサ由来の化学製品の目詰まりの状況に対し、関係業界と連携しながら解消に向けた対応を行っており、その状況は経済産業省などのホームページにおいて公表されておりますので、現時点で国への要望は考えておりません。

次に、国に対する支援の要望につきましては、4月28日に北海道が国に対して、中東情勢の緊迫化による影響の緩和に向けた緊急要望を行っておりますので、今後の国の動向を注視しながら、必要に応じて、北海道市長会を通じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

次に、中小企業者等への支援につきましては、現在、高圧電力を使用している事業者や公衆浴場及びクリーニング事業者を対象とした支援を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しているところであり、今後は追加の交付が示された同交付金などの活用も含め、必要な支援対象や内容、実施時期などについて検討してまいります。

次に、医療機関等への財政出動につきましては、市ではエネルギー価格や食材費等の高騰の影響を受けている医療機関や薬局の負担軽減に向けた対策として、国の臨時交付金を活用した支援金の給付を行っているところであります。

また、物資確保の取組につきましては、今般の中東情勢による医療物資等の供給への影響を踏まえ、国において、確保状況を調査し、医療現場に医療用手袋であるニトリルグローブを供給しているところであり、市としても、引き続き市内医療機関や関係団体から確保状況の聞き取りを行ってまいります。

次に、憲法第9条を守ることにつきましては、憲法の改正は憲法が定める手続に基づいて、まずは国会において議論されるものと認識しております。

次に、平和的解決に向けた外交努力を政府に求めることにつきましては、外交は国の専管事項であると認識しており、私が意見を述べることは考えておりません。

次に、特定利用港湾についてですが、まず、現在の国への確認状況につきましては、これまでに寄せられた市民からの御意見や国からの回答内容を踏まえ、市としての考え方を整理していくため、改めて国に確認が必要な内容を精査しているところであります。

次に、特定利用港湾における訓練利用につきましては、港湾室において、全国の特定利用港湾の状況を確認したところ、物資輸送や燃料補給を行うために港湾を利用しており、地域住民に対しましては、県や市など、地元自治体のホームページに防衛局からの情報を掲載し、周知している事例を把握いたしております。

次に、特定利用港湾の判断につきましては、市としての考え方を整理した上で、国への回答内容や時期も含めて改めてお示ししたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 市民の健康について伺います。

最初に、带状疱疹ワクチンについて質問します。

加齢、疲労、ストレスなどにより免疫力が低下すると、ウイルスが再活性化し、発症リスクが高まります。宮崎県皮膚科医会による疫学研究では、带状疱疹の患者数は年々増加傾向にあり、発症率は1997年から2020年までの23年間で約1.8倍に増加し、毎年約2%ずつ発症率が増えているとのことです。特に50歳以上で発症率が上昇し、80歳までに日本人の約3人に1人が罹患すると言われています。

带状疱疹は、带状疱疹後神経痛という強い痛みが続く場合や、後遺症として残ることもあります。さらに、心筋梗塞、脳卒中のリスクを増加させ、目の周りの皮膚に生じた場合は、視力低下や失明することもあります。带状疱疹ワクチン接種により、発症を予防させ、带状疱疹後神経痛の軽減につながるものがワクチン効果として証明されています。

带状疱疹ワクチン接種の意義について、市長はどのように考えていますか。

带状疱疹については、定期接種対象者に対しては、4月に個別に文書でお知らせしていると聞いています。

冒頭で話したように、症状によっては重症化することもあるので、定期接種以外の方に対しても、带状疱疹について広く市民に周知を行うことが必要と考えますが、今後の取組についてお聞かせください。

带状疱疹は、日常生活に支障を来すこともあるので、2025年4月から高齢者等带状疱疹予防接種が定期接種となりました。予防接種は、生ワクチン、組換えワクチンの2種類があり、組換えワクチンは2回接種が必要です。

生ワクチンの自己負担は1回2,500円、組換えワクチンは1回当たり9,600円、組換えワクチンは1回の接種で5年後も9割の予防効果がありますが、2回接種しなければいけないデメリットがあり、生ワクチンよりも高額です。

生活保護利用者や世帯全員が非課税の方であれば、自己負担額は免除となりますが、そのほかの高齢者にも、小樽市が補助して接種を推進すべきと考えますが、どうでしょうか。

定期接種の対象者は、65歳の方、または60歳以上65歳未満の方で、免疫機能に一定の障害を有する方

となっています。このほか、既に65歳以上である方への経過措置として、2025年度から2029年度までの5年間は、70歳、75歳、80歳と5歳刻みで対象者に加えられていますが、昨年66歳になっている方が定期接種を受けようとする、70歳まで待たなければなりません。

経過措置の期間中、既に65歳以上である方は、いつでも接種できるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

発症予防や重症化予防が期待できるワクチンは50歳から接種できますが、任意のため、全額自己負担です。ワクチン費用は生ワクチン1回8,000円から1万円程度、予防効果の高いとされる組換えワクチンは1回当たり2回接種すれば4万円から5万円と高額です。市民からは、ワクチンが高額なため気軽に接種することができないとの声を聞いています。

50歳以上の発症率が高くなっている、60歳未満を定期接種の対象とする必要があると考えますが、見解をお聞かせください。また、定期接種の対象年齢について、50歳も対象とするよう国に対して要望することを求めます。

全国では、50歳以上の任意接種に対して一部助成をしている自治体が増えています。道内では、2025年6月現在で助成している市は、函館市や根室市など10市、町村はニセコ町や赤井川村など82町村で合わせて92市町村が行っています。対象年齢を50歳以上としているのは80自治体あり、65歳以上は12自治体となっています。接種者の自己負担額は各市町村で違いますが、5,000円以上が一番多いです。

本市でも50歳以上の市民を対象に、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成をしていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

次に、起立性調節障害についてです。

起立性調節障害は、自律神経の不調で立ちくらみやだるさといった症状が出る自律神経の病気で、自律神経がうまく働かなくなることが原因です。

起立性調節障害の方は、血管を縮める自律神経がうまく働かないため、寝た状態から起き上がると、重力で足に落ちてしまった血液がたまり、全身にうまく巡らず、頭痛や立ちくらみ、腹痛などの症状が現れます。小学校高学年から高校生くらいの思春期に発症し、軽い症状を含めると、中学生の10人に1人は起立性調節障害にかかると言われていますが、認知度が低く誤解を受けるケースも少なくありません。

市長の起立性調節障害についての認識を伺います。

子供の起立性調節障害は、朝起きられないなど、不登校につながる要因の一つであることが知られています。市教育委員会によると、市内の起立性調節障害を抱える児童・生徒数は、小・中学校で2023年度は18人、24年度は24人、25年度は16人となっています。

起立性調節障害と診断された子供の保護者からは、こんな話を聞いています。朝、学校に行っても寝てしまうことがあり、養護教諭の方から医療受診を勧められて病気が分かったそうです。病気が分かった後は、学校の教員にも話したそうですが、教員からは、授業に参加できないこともあるのだから、周りに迷惑がかからないよう行動してなどと理解してもらえず、学校に行きたいのになかなか行けず、本人や家族が悩んだと聞いています。

起立性調節障害により、朝なかなか起きられず、目が覚めても倦怠感などで学校に行きたいけれども行けないといった悩みを抱えた子供がいることについて、教育長はどのように感じていますか。

朝は体調がよくなくても、昼から体調がよくなって、遅刻してから学校に行く子供もいます。サボりではなく体調が悪くて休んでいることを、教員や周りの児童・生徒に理解されず、心に傷を負うことになれば、その後の人生にも大きな影響が出ることになります。周囲の適切なサポートによって症状が改

善されることも報告されているので、学校における取組は重要と考えます。

教職員や周りの児童・生徒が正しく理解し、支援していくことが必要と考えますが、現在の市教委としての取組についてお聞かせください。

保護者の方からは、養護教諭から受診を勧められなかったら、朝が弱い子供だと思っていたので、その後も無理やり起こしていたと聞きました。この病気は、朝に深い眠り状態になることが多く、無理に起こそうとすると、脳血流が下がり、立ちくらみや失神の原因になるなど逆効果です。また、治るまでには数か月から数年ほどかかると言われています。

治療には、薬物療法、水分や塩分摂取、日中の横になっている時間の回避や周囲の理解とサポートも必要になるので、保護者の理解も必要不可欠です。

起立性調節障害に該当する可能性がある児童・生徒に対して、医療機関の受診を勧めることも必要と考えますが、見解をお聞かせください。

熊本県教育委員会や岡山県教育委員会、静岡県袋井市教育委員会では、学校における対応の指針となるよう起立性調節障害対応ガイドラインを作成しています。

本人も含めて、家族や学校関係者が病気について正しく理解し、関係機関が連携して適切な治療や生活改善を行えるよう、本市でもガイドラインを作成し、相談窓口や参考資料サイトなどを掲載してみようでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民の健康について御質問がありました。

初めに、带状疱疹ワクチンの接種についてですが、まず、ワクチン接種の意義につきましては、国の予防接種基本方針部会の資料によりますと、高齢者が罹患する带状疱疹及びそれに伴う神経痛を予防することで、ＱＯＬを改善することとされております。

次に、市民への周知につきましては、市のホームページで带状疱疹の概要についてお知らせしているところであります。

今後は、免疫力を低下させない生活を送ることにより、発症リスクを下げられることなどの情報について、市のホームページを通じて、周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、自己負担が生じる高齢者に対する補助につきましては、带状疱疹ワクチンは他のワクチンと比較して非常に高額であるため、自己負担が生じる課税世帯の高齢者についても、接種に関わる経費の半額以上を市が負担しているところであり、さらなる補助の導入は考えておりません。

次に、対象年齢の拡大につきましては、このたびの带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種として接種年齢が定められており、その対象者を法の規定を超えて拡大することはできないものと認識しております。

次に、定期接種の対象年齢につきましては、国が定期接種化を検討した際に、带状疱疹の罹患患者数が70歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に減衰することなどを考慮し、費用対効果の点を含めて、対象年齢を65歳としたものと認識しております。

本市といたしましては、国において、このように総合的な検討が行われたものと考えておりますので、対象年齢の引下げを要望することは考えておりません。

次に、50歳以上の方を対象とした接種費用の助成につきましては、本市では、定期接種以外の予防接

種を任意で受ける場合の接種費用については、交付税措置や国の補助等もないことから、全額を自己負担していただくこととしているところであり、定期接種の年齢に達しない方の带状疱疹ワクチンにつきましても、同様に考えております。

次に、起立性調節障害についてですが、その認識につきましては、起立性調節障害は、循環器系の自律神経の調節に不調を来すことによって、立ち上がったときに頭痛、めまい、倦怠感などの症状が出る思春期前後に多く見られる疾患であり、医療機関による適切な診断と学校や家庭での環境調整が必要な場合があるものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市民の健康について御質問がありました。

起立性調節障害についてですが、まず、起立性調節障害により悩みを抱えた児童・生徒がいることにつきましては、起立性調節障害は、自律神経の働きに関わる疾患であり、本人の努力不足や怠けによるものではないと認識しております。

学校に行きたいという思いを持ちながらも、症状によって登校が難しい児童・生徒に対しては、その苦しさや不安に寄り添い、心身の状況を理解した上で支援することが重要でありますことから、学校においては、本人や保護者との丁寧な面談を行いながら、医療機関とも連携し、一人一人の状況に応じた登校支援や学習支援を進めることが大切であると考えております。

次に、教職員や周りの児童・生徒が正しく理解し、支援していくことについての取組につきましては、起立性調節障害の児童・生徒は、朝起き上がることが難しいなどの不調が重なることで、遅刻や欠席、早退、不登校を伴う場合もありますので、本市においては、小樽市不登校対応マニュアルの中に、理解しておくべき疾病の例として位置づけるとともに、学校が適切な指導や支援を行うことができるよう、対応の流れを具体的に示し、周知しているところであります。

次に、医療機関の受診を勧めることにつきましては、学校においては、朝起きられないことや、体調不良や遅刻の増加、登校しても元気がないなど、児童・生徒の様子から、起立性調節障害の可能性が考えられる場合には、まずは保護者と丁寧に情報を共有し、児童・生徒の健康状態や生活状況を十分に把握した上で、スクールカウンセラーへの相談や医療機関への受診を勧めることが必要であると考えております。

次に、対応の指針となるガイドラインを作成し、相談窓口や参考資料サイトなどを掲載することにつきましては、本市におきましては、小樽市不登校対応マニュアルにおいて、起立性調節障害などの病気が主たる要因である場合における気づきのポイントや情報収集、必要に応じた医療機関との連携など対応の流れを示していることから、新たにガイドラインを作成することは考えておりませんが、各学校において適切な対応が行われるよう、本マニュアルについて改めて周知することに加え、道教委のリーフレットや他自治体のガイドラインについても、学校に対して情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 教育について伺います。

最初に、教育費についてです。

文部科学省の最新調査の子供の学習費調査によると、保護者が支出した1年間の、子供1人当たりの学習費総額は、公立小学校で約36万7,000円、公立中学校で約54万2,000円となっています。義務教育は無償にもかかわらず、学用品等が保護者負担となっているので、教育費における私費負担は年々家計を圧迫しています。日本共産党は、これまでいわゆる隠れ教育費について伺ってきました。

令和8年第1回定例会で酒井隆裕議員は、保護者の教材購入に係る調査について伺ったところ、今後の取組の参考にするため、調査を行うことを検討していくと答弁がありました。その後、調査はされたのでしょうか。

教育委員会によると、本市の小・中学校の1人当たりの教材費の平均額は、学年によっても違いますが、小学校1年生では2023年度は7,984円だったのが、2025年度は9,149円と1,165円も増額し、中学校1年生では2023年度は1万75円だったのが、2025年度は1万2,265円と教材費の負担が毎年重くなっています。

昨年6月25日の文部科学省の通知を受けて、本市としての保護者負担の軽減策については、今年度は給食費について補助負担をしてきたとの答弁がありましたが、文部科学省が通知している「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」は、現下の物価高により影響を受ける家計負担軽減が一層重要になっているとして、各地の教育委員会が検討に資するようにと、保護者等負担で購入していた教材の学校備品化、制服の見直しによる安価化やレンタル制度の導入など、五つの事例を紹介して各教育委員会でも行うように促しています。

こうした通知や各地の取組を参考にして、本市でも家計負担の軽減に取り組むことが必要ではないでしょうか。

教材費の徴収については、学校によっても方法が異なります。コンビニ決済を導入している小・中学校が7校ありますが、年間徴収回数は2回から3回と学校によっても違います。1回目は4月末までに支払わなければいけない学校もあり、修学旅行代や入学等が重なる保護者にとってはとても大きな負担です。

徴収に当たっては、保護者に配慮することが必要ではないでしょうか。

修学旅行などの校外活動費は、小学校の宿泊研修費は1人当たり4,729円、修学旅行費は1人当たり2万7,811円、中学校の宿泊研修費は1人当たり2万1,903円、修学旅行費は1人当たり7万6,649円です。このほかに当日の食事代や研修費など別途用意しなければなりません。

宿泊研修の欠席者数は、2023年度は小学校で7人、中学校で17人、2025年度は小学校で15人、中学校で28人と欠席者数が増えています。修学旅行では、2025年度は小学校で10人、中学校で30人と中学校では約1クラス分の生徒が欠席されています。宿泊研修も修学旅行も欠席者数の約半数が準要保護や要保護となっており、経済的な理由で欠席されている可能性があります。

宿泊研修に行く際は、事前に授業の中でどこに行くかなど数回の話し合いをしていきます。研修後は友人同士で体験した内容を話すこともあると思いますが、経済的な理由により参加できない児童・生徒にとってはとても苦しく、残酷な時間であり、将来的に深い傷につながっていくのではないのでしょうか。

教育長は以前、家計負担の大きい修学旅行費などを援助することは、保護者負担の軽減になると認識しているけれども、限られた財源の中で何を優先するかについて慎重な検討が必要と答弁されていました。

経済的な理由で旅行的行事に参加できない子供がいるとすれば、教育の機会均等に反するだけではなく、精神的な負担も大きいと考えますが、教育長はどのように考えますか。

長引く物価高騰への対策や子育て支援拡充の観点などから、修学旅行費用の無償化に踏み出す自治体が生まれています。道内では、上川町や豊頃町などが取り組んでいます。

小・中学校の修学旅行費用の支援について検討を求めます。

次に、ポケットシーシャなどについてです。

世界的にシーシャ（水たばこ）が、特に若い世代を中心に広がっています。シーシャはフルーツやメンソールなど多様なフレーバーが用意されていることもあり、欧米や日本などにも広がりつつあるようです。また、シーシャはたばこよりも有害性が低く、中毒性が低いという誤解があり、本格的な喫煙へのゲートウェイのみならず、大麻、麻薬に移行する危険性も指摘されています。

葉たばこを含まないニコチンフリーのシーシャもありますが、タールなどの発がん物質、一酸化炭素といった有害物質は同じように含まれていることが分かっていますが、日本では研究データが不足しているので、シーシャの種類によってリスク等については不明な部分もあります。

近年話題となっているのが、持ち運びに便利なポケットシーシャです。ポケットシーシャと併せて電子たばこと言われています。ニコチン・タールを含まず、香料つきのフレーバーリキッドを加熱し、発生した蒸気を吸って香りを楽しみます。また、使用場所も屋内、屋外問わず可能です。日本国内で販売されている商品はニコチンフリーとしており、法律上もたばこ製品には該当しません。

未成年は、基本的に購入することができないことになっていますが、場所によっては未成年だと思わず、購入することができることもあるそうです。インターネットでも1,000円程度でポケットシーシャを購入することができるので、手軽に手に入れることができます。

ポケットシーシャに似たものとしてパイプもありますが、今回はポケットシーシャについて伺います。

市としてポケットシーシャなどの健康リスクについて、どのように認識されていますか。

市内のある中学校の校内で、ポケットシーシャの使用があったと報告を聞いています。市教委では、市内の小・中学校で使用があったことは把握されていますか。

校内で使用があった場合、学校はどのような対応を行うのでしょうか。

毎年、各学校に対して飲酒や喫煙等に関する注意喚起を行うよう教育委員会として働きかけをしていると聞いています。冒頭でお話をしたように、どのような健康への被害があるかまだ分からない部分も多いです。体が未発達な児童・生徒の使用についてはリスクも大きいと考えます。

ポケットシーシャについても注意するよう周知を行う必要があると考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、教育について御質問がありました。

ポケットシーシャなどについてですが、健康リスクにつきましては、ポケットシーシャに使用される香料やリキッドは化学物質であり、これらの成分を加熱して吸い込むことにより、のどや気道を刺激し、せきや違和感などの症状を引き起こす可能性があります。

日常のかつ長期間使用したことによる健康リスクについては、科学的なデータが十分にそろっていないため、現時点で明確な判断は示されていないものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、教育費についてですが、まず、保護者が購入している教材の調査につきましては、現時点でまだ実施に至っておりませんが、早期の調査実施に向け準備を進めているところであります。

次に、家計負担軽減の取組につきましては、学校における補助教材や学用品等に係る保護者の経済的負担が過重なものとならないよう配慮することが必要であると認識しておりますので、文部科学省の通知や他都市の事例などを今後の取組の参考にしていまいりたいと考えております。

次に、教材費のコンビニ決済における保護者に配慮した徴収方法につきましては、コンビニ決済は教材費などの徴収金を児童・生徒が現金で持ち歩くことによる紛失や盗難への対策に加え、保護者や教員の負担軽減を図るために導入しているほか、徴収回数を増やすことは、手数料が増えることもあり、一定程度まとめて徴収することはやむを得ないものと考えておりますが、徴収の時期や回数も学校ごとに異なっておりますので、できるだけ保護者に配慮した徴収方法となるよう、各学校に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、経済的な理由で旅行的行事に参加できない子供の精神的な負担につきましては、全ての児童・生徒が旅行的行事に参加できることが望ましいものではありませんが、個々の事情により欠席する児童・生徒もいるものと承知しており、どのような理由であれ、参加できなかった児童・生徒が疎外感など精神的負担を感じることはないよう配慮する必要があるものと考えております。

次に、小・中学校の修学旅行費用への支援につきましては、保護者負担の軽減になるものと認識しておりますが、限られた財源の中での予算措置となることから、予算全体でどの事業を優先するか、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、ポケットシーシャについてですが、まず、市内の小・中学校での使用があったことの把握につきましては、中学校において使用があったことを把握しております。

次に、校内で使用があった場合の学校の対応につきましては、まずは、当該児童・生徒と面談を行い、事実関係や使用に至った経緯などを確認した上で、学校の決まりの趣旨や学校生活への影響について理解を促すなど、教育的な観点から指導を行うとともに、当該児童・生徒の保護者と情報を共有し、家庭と連携しながら適切な支援や指導を行うものと考えております。

次に、注意喚起の必要性につきましては、ポケットシーシャについては、国が示している生徒指導提要において、ニコチンを含まない電子たばこであっても、煙吸引の練習となり、たばこ使用につながるものが指摘されていることから、学校においては、法令上の規制の有無にかかわらず、学校生活における児童・生徒の適切な行動や健全な育成の観点から、飲酒や喫煙等に加えて注意喚起してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○5番（高野さくら議員） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 新幹線について伺います。

今年4月23日、財務省は、北海道新幹線の札幌延伸について、資材高騰などで事業費が膨れ上がり、事業全体の費用対効果については、工事を中止すべき水準にあると示しました。札幌延伸に関する総事業費は、当初予定の1兆6,700億円の2倍となる3兆5,000億円にまで膨れ上がるとされていきました。

その後、5月19日には、北海道新幹線札幌延伸工事の入札で談合疑惑が発覚し、軌道敷設工事の受注

に係る9社が独占禁止法違反の疑いで立入検査されています。

北海道新幹線の建設事業費は、JR北海道が貸付料を支払い、残りを国が3分の2、北海道は3分の1、その10分の1を沿線自治体が負担する仕組みとなっています。自治体のみならず、国民、道民にとって負担増が危惧される下で、談合疑惑の発覚は許されません。

新幹線整備をめぐっては、2013年にも公正取引委員会が北陸新幹線の消融雪設備工事などで談合が繰り返されたとして、整備工事会社や独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を強制調査していた過去があります。当然、再発防止策を講じたとされている鉄道・運輸機構の責任は重大であり、国民の税金を活用して事業を実施している自覚と責任が問われます。

市長は、札幌延伸工事の入札をめぐり談合の疑惑が発覚したことについて、どう受け止めていますか。

談合によって建設費が増大し、国民、道民の負担が増額されることはあってはならないと考えます。改めて事業費を見直し、沿線自治体の負担を明らかにすることが必要ではないですか。

同疑惑は、札幌延伸工事のレール敷設をめぐり、建設会社などが受注調節を行ったとされています。疑惑の原因究明を徹底することはもちろんですが、札幌延伸の事業費増額をめぐっては、沿線自治体から負担増に反対する声も上がっています。北海道新幹線建設促進期成会は、5月25日に札幌延伸を2038年度末と仮定した場合、実質開業初年度は39年度、経済波及効果が年間1,820億円に上ると試算を公表しましたが、全国の訪日客が約1,000万人から4,000万人に増えることなどを見込んだ試算なので、訪日客が今後も増加するか分かりません。そもそも新幹線工事はトンネル工事でトラブルも相次いでおり、工事が遅れている状況があります。今回の談合疑惑で延伸工事がさらに遅れる可能性も指摘されているので、38年度に開業も不透明です。

開業時期の見通しが立たず、地元負担が青天井で膨らむ危険がある札幌延伸は中止すべきではないでしょうか。

今年4月7日に、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議が書面開催でしたが、約2年ぶりに行われました。議題内容には、長万部・小樽間の地域交通の検討状況について記載がされています。

資料等を拝見しましたが、長万部一小樽間の地域交通確保策の方向性をバス方式と確認されて以降、バス事業者との具体的な協議は今後の課題として、地域交通の確保が示されていません。ドライバー不足の面からも、代替として公共ライドシェアは交通手段一つの候補にはなり得ると、市長は以前に答弁されています。

現在、鉄道を利用している方の移動する権利を十分に保障する交通手段に、公共ライドシェアはなり得ないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

区間別検討会では、倶知安一小樽間を乗り通す利用者の大半は、新幹線開業後は新幹線に移行すると考えられていますが、新幹線の運賃は軒並み上がっており、北海道新幹線の乗車率も低迷しています。新幹線の本数が分からず、鉄道よりも割高になる新幹線を多くの人が利用するのは分かりません。

また、北海道の人口は、札幌延伸開業時期頃には432万人と減少予測となっています。そのほかにも、在来線の廃止、バス路線の縮小、タクシー労働者の減少が続くならば、札幌に延伸したとしても、地方都市へのアクセス機能が大きく減少するので、今でも毎年約100億円から約120億円の赤字を出している新幹線が札幌にまで延伸すれば、乗車率の改善と赤字解消ができるのか不透明だと言わざるを得ません。

並行在来線となる函館本線は、北海道と沿線自治体の下で山線のバス転換を決定しましたが、バス会

社が、運転手不足で現行のダイヤの維持すらできず、次々と路線廃止・縮小、減便を進める中で、運転手の確保が見通せず、ますます困難な状況です。

公共交通に欠かせない路線として、バス転換を決めた時期と大きく変わっていることを踏まえ、並行在来線の経営分離にとらわれず、鉄道の維持、存続への見直しの議論を行うべきではないでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、新幹線について御質問がありました。

初めに、今回の談合疑惑につきましては、現在、公正取引委員会が調査中と承知しており、事実関係は不明ですが、今後の工事への影響を懸念しているところであります。

次に、談合による事業費の見直しなどにつきましては、現段階では、事実関係が分からないことから、談合による事業費への影響は不明であります。

次に、北海道新幹線の札幌延伸につきましては、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより本市においても、活力ある地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすため、推進していかなければならない事業と考えております。

一方で、地方負担の軽減につきましては、引き続き北海道市長会などを通じ、国などに要請してまいりたいと考えております。

次に、公共ライドシェアにつきましては、他都市においても、都市間の交通手段として活用実績もあり、代替交通の一つになり得るものと考えております。

ただし、導入の可否につきましては、輸送需要や運行頻度など、路線の特性を踏まえ、検討が必要であると認識しております。

次に、鉄道存続への見直しにつきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロックにおいて様々な観点で検討した上で、バス転換やむなしとの判断をしたものであり、方針転換を検討する考えはありません。

今後も運転手不足対策も含め、バス転換について、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議で協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 補正予算等について伺います。

最初に、補正予算についてです。

国は、物価下落を反映したとして、平成25年から平成27年の生活保護基準の大幅引下げを実施しました。全国各地で、引下げは違法と訴訟が行われ、昨年6月に最高裁判所は平成25年から平成27年の生活保護費の引下げの決定過程は違法としました。

厚生労働省は、同判決への対応として、令和7年度補正予算を計上しました。厚生労働省は減額調整が違法と判決されたのにもかかわらず、マイナス4.78%から2.49%と新たな調整を持ち出し、司法判断を無視して、給付額を一部にとどめた対応を取っています。

国は、生活扶助費の減額分を全額追加給付すべきと考えませんか、市長の見解をお聞かせ願います。

小樽市は、今後、現受給生活保護世帯へ自動的に追加給付を行うとされていますが、平成25年から今年3月の間に、一時期生活保護を受けていた方に対しては個別の通知が届きません。給付を受けるためには、世帯主からの申請が必要となります。

申請するにも情報を知らなければ給付についても受け取れないので、生活保護廃止となった給付対象者の方については、積極的に周知を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、決算見込みについてです。

令和7年度一般会計決算見込みが示されました。実質収支は黒字、実質単年度収支も黒字となっています。

令和6年度決算では、実質単年度収支が赤字となりましたが、今回黒字と見込む要因について主な理由をお知らせください。

令和7年度の当初予算では、市税収入は約145億円となっておりましたが、決算見込みでは約150億円となっています。

当初予算よりも決算見込みで増加した主な理由について、お示してください。

令和7年度の一般会計決算見込みは、実質収支で12億2,000万円の黒字となり、16年連続の黒字見込みです。その結果、令和8年度末の財政調整基金残高の見込みは36億円です。

不測の事態等への備えなど、ある程度の残高規模を残しておくことは大事ですが、基金の積立てを行うよりも、子育て支援や福祉などの市民生活応援に還元することが必要ではないでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、補正予算等について御質問がありました。

初めに、補正予算についてですが、まず、生活扶助費の追加給付につきましては、国が最高裁判所判決を踏まえ、社会保障審議会での審議を経て定めた結果であると受け止めております。

生活保護制度は、国の責任において全国統一的に運営される制度であり、生活保護基準や給付の在り方も国が定めるものでありますことから、市といたしましては、国の制度設計に基づき適切に事務を執行してまいりたいと考えております。

次に、生活保護廃止となった給付対象者への通知につきましては、国が主体となって、相談センターの設置や広報を行うこととされております。

市では、保護廃止となった方の居住地や連絡先等の情報を把握しておらず、郵便等による個別周知は難しいことから、コールセンターを設置して相談や申請に対し適切に対応するとともに、広報おたるや市のホームページなどにより、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、決算見込みについてですが、まず、一般会計において、実質単年度収支に黒字が見込まれる主な要因につきましては、歳入では、一般財源収入において特別交付税や地方消費税交付金などが予算現額と比較して約8億800万円増えたことによるものです。また、歳出では、除雪費において約2億3,000万円、職員給与費で約1億1,700万円の不用額を生じたことによるものであります。

次に、令和7年度当初予算よりも決算見込みの市税収入が増となった主な理由につきましては、個人所得や企業収益の伸びにより、個人市民税と法人市民税がそれぞれ増となったことによるものであります。

次に、財政調整基金の残高規模につきましては、当初予算編成における財源不足の見込みや、今後の物価高騰などの見通しが不透明なことから、不測の事態に対応するため、財政調整基金の積立てを一定程度確保しながら、子育て支援や福祉など、市民生活に必要な施策について今後も着実に進めてまいります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） それでは、幾つか再質問したいと思います。

最初に、住民の暮らしと平和について、イラン情勢の影響について伺いました。

私の質問の中で、さらに国の支援が必要なのではないかという質問をしたのですが、市長は、今後、必要に応じて考えるという答弁だったのかと思うのです。これまでのコロナ禍や物価高騰に対しての地方交付金の額と比較しても、今回の配分額5,400万円は、やはり少ないのではないかと思います。

4月の段階でも事業者にとってすごく影響が出ていることを考えれば、とても足りないのではないかとと思うのですが、今のところ、国に支援を求めることは考えていないということなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

あとは、国の補正予算を活用することも含めて、本市としても何か支援できないのか伺いました。

今、事業者にはアヒアリングなどいろいろと行っている段階で、具体的なものはこれからなのかと思うのですが、やはり、いろいろなところで影響が出ている状況を考えれば、一刻も早く事業者に対する支援は必要なのかと思うのです。国の交付金が入る見込みなのか、あと、市としての直接支援は、いつまでに、どのように行っていく予定なのか、スケジュールをぜひお聞かせいただきたいと思います。

あとは、带状疱疹ワクチン接種について伺いました。

その中で、50歳の方も定期接種の対象にするよう国に求めるべきではないかと聞きましたけれども、国でもいろいろ考えた中で、こういうふうに定期接種を決めたのだから考えていないという答弁だったのかと思います。

冒頭でお話ししたように、本当に日本人の3人に1人が罹患されるという状況もあったり、つい先日、1回だけではなく2回、3回と繰り返し带状疱疹になられている方から、本当に大変だというお話も聞いたのです。

そういったところから、国民の多くの方がなる可能性があることを考えたら、やはり定期接種の年齢について、国に対して要望することは必要なのではないかと思いますので、その点について伺いたいと思います。

あとは、一部助成をする自治体が増えているというお話もしました。

北海道内でもすごく増えている状況がありますので、やはり増えているということは、それだけ需要があるのかと思うのです。なので、改めて助成についてもお答えいただきたいと思います。

あとは、起立性調節障害についての取組について伺いました。

今年3月に改定された本市の不登校対応マニュアルには、起立性調節障害が要因である場合などの対応についての記載があります。小学校や中学校では教科ごとに教員が替わる場合もありますので、やはり起立性調節障害の子供がいる場合は、教員同士の情報共有も本当に必要なのだと思います。その点も踏まえてぜひ対応していただきたいと思いますので、伺いたいと思います。

あと、ポケットシーシャについてです。

つい先日、市内で開催されたお祭りの中でも、10歳代と見られる方が、ニコチンが入っていないからシーシャは大丈夫なのだということで、ポケットシーシャを使用しているところを見たという話も伺っています。

本当に健康リスクについてどういう影響があるのか分からない部分もありますし、誤った情報で大丈夫だということでは危険だと思いますし、大麻や喫煙等につながる可能性もありますので、早めの周知をぜひ行っていただきたいと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、国へ支援を求めていくかどうかということのお尋ねだったかと思います。これまでも、市内経済の状況について、ヒアリングや金融機関等との情報交換を行ってまいりました。

今朝の報道で、アメリカとイランの停戦合意が行われるということにも接したわけでありますけれども、まず、今後の国際情勢や中東情勢に伴った価格の推移といったものに注視していかなければならないと思っております。

そうした中で、必要であれば、北海道市長会を通じて要望を行ってまいりたいと思っているところでございます。

2点目は、市内事業者への支援ということで御質問いただきました。本答弁と重複することになりますが、現在、昨年の暮れの経済対策によります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、事業者への支援を実施しているところであります。

これにつきましても、先ほどと同じように国際情勢や中東情勢、それから価格の推移といったものに注意を払いながら、対応を検討してまいりたいと思っております。交付金の追加交付が示されておりますので、これの活用も含めて検討していくことになると思っております。

スケジュール感についてのお尋ねもありましたが、必要な支援対象や内容、実施時期も含めたスケジュール感については、現在まだ確定しておりませんので、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高野議員の再質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンのことについて、2点お尋ねいただきました。

1点目、定期接種の対象年齢を現在の65歳から引き下げるように国に求めるべきではないかということなのですが、市長からの答弁でも触れたのですが、带状疱疹ワクチンの効果は、ある程度の期間までは維持されるのですが、時間がたつとだんだん下がってくるということがあります。

組換えワクチンで申し上げますと、接種後5年時点で9割程度、10年たつと7割程度まで下がるということです。罹患率が多い70歳代で効果が一番保たれる時期を定期接種の対象年齢として定めているということで、国で検討した結果、65歳と定めたということです。早くから打てば早くに減衰してしまうということもありますので、そういった点を踏まえて、市としては国に対する要望を行う考えはないということでございます。

2点目は、一部助成と任意接種に関してですが、一部接種費用の助成を行っている市町村があって、その数が増えてきているということでした。

本市においては、任意接種に関しての国の財政措置は全くありませんので、带状疱疹に限らず全額自己負担していただいているところでございますので、带状疱疹ワクチンについても同様に任意接種に対する補助を行うことは困難と考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、起立性調節障害への対応につきましては、先ほど答弁でもお示しましたように、小樽市不登校対応マニュアルのほか、道教委が作成したリーフレットにも、理解や配慮が必要な疾病として、小学生で5%、中学生で10%程度存在することであったり、症状及び対応などが示されてございますので、今後とも教職員や保護者への理解促進に努めていきたいと考えております。

また、校長会を通じて、まずは小樽市のマニュアルとリーフレットの内容について改めて周知するとともに、教員同士の情報共有を大切にすること、それから各学校で行われております児童・生徒や保護者との個人面談を活用しまして、症状の共有であったり、医療機関への受診につなげていくような個別の相談対応の充実を図ることが何よりも大切であると思いますので、併せて指導してまいりたいと思っております。

2点目のポケットシーシャに対する注意喚起についてでございます。

ニコチンやタールを含まないとされるポケットシーシャの小・中学生の使用につきましては、公益財団法人日本学校保健会が発行している薬物乱用防止教室マニュアルにおいても、たばこの使用につながるという報告もあり、児童・生徒が使用することは推奨できないと示されており、喫煙行為を助長するおそれを踏まえて、注意が必要であると認識しております。

学校においては、保健指導であったり、生徒指導の機会を通じて、ニコチンの有無にかかわらず、安易な使用を避けるとともに、最新の情報について教職員間で共有しながら、児童・生徒や保護者への注意喚起に今後とも努めてまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） それでは、1点だけ再々質問したいと思います。

事業者への緊急的な支援については、今後、国の交付金が入る見込みのスケジュール感はまだ示せないという御答弁だったと思うのですが、やはり市内の事業者の中からは、もうやめようかという声も聞いているので、本当に大変な状況なのかと思いますし、コロナ禍以上の影響が出ているというお話も聞きます。そういった点からも、早めに支援につながるようにぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

このイラン情勢によりまして、市内の広い業種で中小企業・小規模事業者が御苦労されている状況については、十分に理解いたしております。交付金の額などが示されておりますが、幅広い業種が影響を受けている割には、額としては心もとない額であるわけです。

どういった規模で、どのぐらいの時期に支援を行っていくかについては、情勢も見ながら判断していかなければならないと思っております。議員の御指摘にもありましたように、状況によっては、早めに

対応できるような形も併せて検討していきたいとは思っているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 松 岩 一 輝

令和8年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和8年6月17日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 一般質問をいたします。

地上デジタル放送共聴アンテナについて質問します。

地上デジタル放送は、首都圏や大阪府大阪市、愛知県名古屋市などを中心に2003年12月からスタートし、2011年7月24日の正午にアナログ放送からの完全移行、アナログ放送の終了となりました。アナログ放送で使用していたVHFからUHFとなり、個人宅でもアンテナ工事を実施し、地デジ対応テレビや地デジチューナーを購入し、地デジ放送の視聴が始まりました。

一方で、大きな問題がありました。視聴困難地域の問題です。UHFは障害物に強い一方で、電波の直進性が高く、VHFは遠くまで届きやすい特性があります。VHFを用いるアナログ放送では、画質が低下するものの、辛うじて視聴できる地域がありました。ところが、デジタル放送では電波レベルが一定程度なければ視聴できません。

朝里川公園付近の住民は、業者と契約し共聴アンテナの利用料金を支払うことによって、地上デジタル放送を受信していました。ところが、今年度をもって当該業者は廃業することを、新光西町会を通じてお知らせしました。ここで問題となったのは、桜地域に建てられた共聴アンテナの鉄塔自体が老朽化し、当該業者は鉄塔を撤去するということです。

お知らせでは、今後の地上デジタル放送の受信について、市内にある業者名を示し衛星通信や光ケーブルによるインターネット回線のオプション活用などが示されていました。どちらも費用がかかり、現在、年間3,000円の負担から、インターネットを活用する場合は月額5,000円程度の負担になるということです。

住民の1人は、個人で地デジアンテナを設置したいと見積りを取ろうと業者に連絡すると、アマチュア無線などで利用されることの多いアンテナタワーの設置が必要とされ、基礎工事なども含めて、最低でも20万円以上、場合によっては50万円以上かかると説明されたことから、断念しました。住民の1人は、町内会で何とかできないか相談しましたが、町内会としても名案が見つからず、途方に暮れています。当該地域は、100世帯近く住民がいます。

2015年6月24日、総務省は地デジ難視聴対策等が完了したと発表しました。現在、本市でこうした難視聴対策の窓口となるのは、一体どこの部署になるのですか。

本市における一般共聴施設やNHK共聴施設はどれだけ存在するのですか。このうち老朽化しているなどの情報は、つかまれていますか。

桂岡町や見晴町などでは中継局を設けています。こうした中継局について、どのような情報を持ち合わせていますか。

難視聴の原因となった施設がある場合、原因となった施設に共聴施設設置等の責任があります。この責任は、原因施設が存在する限りあると理解してよいですか。

今回のケースのように、難視聴の原因となった施設がない場合です。ある住民は、インターネットも利用しないので、困り果てているといいます。住民の1人は、自宅裏の高台に土地があるので、そこに電柱でも建てれば、比較的安価にアンテナが設置でき、現存のケーブルをそのまま活用できると思う。ただ、新たに組合をつくるとか、費用負担などは個人では不可能だと思うと述べられています。

本市では、当時、アナログ放送からデジタル放送に変わるに当たって、難視聴地域に対して、どのようなアドバイスを行ってきたのですか。

今後も、他の地域で老朽化事例が発生することが想定されます。対応が必要となった場合の費用負担はどのようなのですか。

当該地域の住民だけでは解決することは困難です。市民から相談があった場合に、市役所でこのような解決方法がありますよとアドバイスされれば、判断することができます。住民任せ、業者任せにすることなくお話を聞くことはできませんか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、避難所となる小・中学校体育館の鍵について質問します。

以前視察した避難所開設訓練では、住民が体育館の前に集まった後、安全確認などを行ってから避難所開設職員が鍵を開けていました。

ところで、災害時の鍵トラブル、管理者の到着遅れや被災などを防ぐため、現在は市役所などの遠隔操作や地震感知で自動開錠される遠隔開錠システム、スマートロックや鍵管理ボックスの導入が全国の自治体で進んでいます。

北海道新聞による報道では、函館市でもリモート開錠システムの導入を決めたことが掲載されていました。リモート開錠システムは、津波浸水想定区域内の避難所の開錠を迅速かつ確実に行うため、夜間や休日に無人となる小・中学校12か所に導入するものです。全国瞬時警報システム、Jアラートと連動し、自動で開錠できるリモート鍵ボックスシステムを整備するもので、関連費約1,520万円を計上したと報道されています。

また、能登半島地震では、発災時において避難所の鍵を所有する避難所指名職員などの到着が遅れたため、避難された方が窓ガラスを壊して入館した事象がありました。この能登半島地震を教訓として、新潟県新潟市で導入した遠隔操作式鍵ボックスは、津波の到達が早い地域の避難所や津波避難ビル、計30施設に設置。Jアラート情報の配信と同時にボックスが自動開錠し、施設に入るための鍵を取り出すことができること、市災害対策本部からの遠隔操作で開錠することもできることが掲載されています。

新潟市で遠隔操作式鍵ボックスを用いた施設の開錠を行う災害は、地震及び津波のみとなり、それ以外の災害、土砂災害等では、事前に市職員等が施設を開錠した上で避難情報を発令するため、鍵ボックスを用いた施設の開錠は行わないとしています。

市長に質問します。現在、避難所の開錠はどのようなになっていますか。

リモート開錠システムの導入には、比較的有利な財源である緊急防災・減災事業債の活用ができるものではありませんか。

私は、平常時でも、避難所の鍵番役の責任は重たいと思います。リモート開錠システムを導入した他

都市の事例を研究することが必要だと考えます。市長の所感をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地上デジタル放送共聴アンテナについて御質問がありました。

まず、本市の難視聴地域対策の窓口につきましては、地上デジタル放送については、総務省がお問合せ先を設けていることから、市としての担当窓口は定めておりません。

なお、町内会や地域住民からの相談については、生活環境部地域住民組織担当が窓口となります。

次に、本市の共聴施設の状況につきましては、北海道総合通信局へ確認したところ、NHK共聴組合で管理しているものが19施設、団体や個人、民間事業者など単独の組織で管理しているものが40施設程度あると聞いております。

また、個々の施設の具体的な老朽化等の状況は、把握いたしておりません。

次に、桂岡町と見晴町の中継局につきましては、地上デジタル放送への移行に伴い、中継局の設置が必要な難視聴地域であったことから、平成23年度に本市が国の補助金を活用して設置し、中継局の維持管理に関わる費用については、市が負担いたしております。

次に、難視聴の原因施設の責任につきましては、公害防止条例において、その施設が存在する限り、共聴施設設置等の責任があるものであります。

次に、地上デジタル放送への移行当時の難視聴地域住民への対応につきましては、国が地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する相談対応のために設置した、総務省テレビ受信者支援センターを中心に行われており、本市では、市民から相談があった際には、その支援センターを案内するなど、円滑な移行支援に努めたところであります。

次に、既存施設の老朽化対策に伴う費用負担につきましては、当該施設を利用している地域の皆様で対策を協議いただき、受益者で負担していただくものと考えております。

次に、難視聴解消に対する考えにつきましては、共聴アンテナについては、それぞれの地域で対応方法を検討し解決していただきたいと考えておりますが、本市といたしましては、国の窓口である北海道総合通信局や共聴アンテナに詳しい業者からの情報など、可能な範囲での助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所について御質問がありました。

まず、小・中学校体育館の開錠につきましては、基本的には施設管理者が対応いたしますが、不在となる夜間や休日には、あらかじめ開設員に指定した市職員が対応いたします。

なお、直ちに開設員である市職員が対応できない場合は、地域の消防団員等に御協力いただき、開錠することとしております。

次に、緊急防災・減災事業債の活用につきましては、避難所にリモート開錠システムを整備する事業は、他都市の導入実績から、緊急防災・減災事業の対象になるものと考えております。

次に、リモート開錠システムの事例研究につきましては、災害時の対応力を強化するための施策は、本市においても重要であると認識しておりますので、今後、他自治体の事例も参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 再質問を行います。

共聴アンテナの問題についてであります。

難視聴の原因となった施設が存在する限り責任はあると理解してよいかという質問に対し、あるという御答弁でした。ただ、ない場合は、私はすごく問題だと思うのです。

今回のように、もともとそういった業者を通じて、みんなで費用負担して、難視聴対策を行ったのだけれども、その業者がいきなり廃業してしまうということで、結局インターネットなどを使って、見られるようにすればいいのではないかという形になってしまった。

以前と全然違うのは、やはりテレビを見られる家庭が普通だったのです。ただ、今はテレビをほとんど見ないという家庭すら存在していて、なかなかまとまりづらいと思うのです。

そこでお伺いしたいのが、可能な範囲で助言を行っていくというのですが、地デジが開始したときには、市が窓口になって、組合をつくったり、それから業者といろいろやったのです。やはりそのぐらいの気持ちで、相談といいますか、助言してほしいと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

それから、もう一つ、避難所についてであります。

リモート開錠システムについて調査・研究を進めていきたいということで、本当に嬉しいと思います。

1点だけお伺いしたいのが、避難所の開錠について、市職員が向かえない場合、消防隊員が対応するとお話しされたのですけれども、消防団員ではなくて、消防隊員で確認してよいか、以上2点を再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目は、難視聴地域にお住まいの皆さん方への対応についてであります。

地上デジタル放送への移行があったときに、私は企画政策室におりまして、担当職員が非常に親切に対応していた記憶があります。そういった観点から、新たな難視聴地域が発生した場合について、いろいろお困りなことがおありだろうと思っております。もちろん関係機関については御紹介させていただきたいと思いますが、できる限り私どもで対応できることについては対応し、御相談に乗っていききたいと思っております。

それから、2点目の避難所の開錠についての御質問であります。

聞き取りづらかったのかもしれませんが、開設員である市職員が対応できない場合は、地域の消防団員等に御協力いただき開錠することとしておりますと答弁させていただいておりますので、消防隊員ではなくて、消防団員ということで御理解いただきたいと思います。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 再々質問を行います。

地上デジタル放送の難視聴地域の問題についてでありますけれども、できる限り対応していただけるとのことで、本当にありがたいと思うのです。

ただ一方で、質問の中で、市としての担当窓口は定めていないとの答弁があったのですが、地域住民

組織担当に連絡すれば、そこから相談できると確認してよいでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

答弁の繰り返しになりますけれども、基本的に、地上デジタル放送に関しましては、総務省がお問合せ先になっていることから、そちらにおつなぎする形になります。

市として専門の窓口はございませんが、町内会や地域住民の皆さんからの御相談については、生活環境部地域住民組織担当が窓口となるということで対応させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） 一般質問します。

まず、二重価格の導入についてです。

昨今のエネルギー価格の高騰、原材料費の上昇、そして人手不足に伴う人件費の増加など、事業者を取り巻くコストは急速に膨れ上がっています。

しかしながら、市内の飲食店や観光関連事業者からは、このコスト上昇分をそのまま商品の価格へ反映させる価格転嫁をなかなか進められないというお声も伺っています。

価格転嫁が進まない最大の理由は、これ以上の値上げは、地元暮らしの方々の来店機会を減らし、あのコロナ禍のようなインバウンド需要がなくなった際に、経営が立ち行かなくなってしまうのではという将来的な不安にあります。ただでさえ、生活費の負担が増している市民生活を考えれば、事業者は地元のお客様を維持するために値上げを我慢し、自らの身を削って経営を維持するという現状も理解できます。

しかし、その一方で、北海道、そして小樽市を訪れる外国人観光客、いわゆるインバウンド市場に目を向けると、円安の状況が続いていることに加え、海外主要国との経済成長率、賃金水準の差を背景に、インバウンドとの購買力の差を実感する場面が多くなっています。海外からの旅行者にとって、現在の日本の物価は極めて安価であり、彼らは、より高い付加価値やサービスに対して相応の、あるいはそれ以上の対価を支払うだけの十分な余力を持っています。

まず、インバウンドの購買力がもたらしている地域経済への影響について、市長はどのような御見解を持たれているのか、お伺いします。

小樽市を将来にわたって観光都市として発展させていくためには、地域住民の生活を守るために、低く据え置かれた価格設定の恩恵を、高い購買力を持つインバウンドまでもがそのまま享受しているという構造を変える必要があります。これは、言い換えれば観光地を維持するために必要なインフラコストやオーバーツーリズムへの対応費用、さらには、一過性の観光消費によって生じる地域への負荷に対する適正なコストを、外部からの訪問者に十分に負担してもらえていない状態を意味します。持続可能な観光地域づくりを目指すのであれば、今年度から始まった宿泊税のみならず、昨年度ベースで約730万人の日帰り観光客の皆様にも、観光に係るコストを負担していただく仕組みが必要です。

そして、その方策の一つが二重価格の導入です。二重価格の国内の導入例では、昨年、沖縄にオーブ

ンしたジャングリア沖縄では、1 Dayチケットが、国内在住者が6,930円に対して、海外在住者が8,800円という二重価格を導入しています。そのほかにも国立博物館・美術館においても、二重価格の導入が検討されているとの報道もあり、徐々に日本国内でも二重価格の導入が進んできています。

また、インバウンドの方々に受け入れてもらえるのかという点では、昨年度、インバウンドの宿泊客数で1位だった台湾においても、国立博物館からテーマパークといった民間施設まで、多くの施設で二重価格が導入されており、観光客には2倍から3倍程度の料金設定となることもあるそうです。

同じように、韓国やタイ、アメリカ、ヨーロッパでも多くの導入例が確認できましたので、インバウンドの方々にとっては、二重価格がむしろ当たり前の状況になっていると考えられます。

観光消費の恩恵を最大化しつつ、地域インフラの維持やオーバーツーリズム対策への適正なコストを日帰りの観光客の方々にも負担してもらう仕組みが重要です。

本市が二重価格の導入へ踏み出すに当たっては、決して事業者への押しつけや行政の一時的な手数料収入の増加を目指すものであってはなりません。まずは、本市の観光施設や文化施設においてスモールスタートを切り、市民理解を徐々に醸成しながら、その仕組みを市内の飲食店、土産物店、宿泊施設といった民間市場へと段階的に広げていく、この行政から民間へという流れをつくることこそが、結果として、市内事業者の健全な黒字化を促し、最終的には法人市民税などの形で持続可能な税収増へとつながるものと考えます。

観光客には、小樽市での素晴らしい体験に見合ったグローバル基準の対価を支払っていただく。それによって地域の事業者が潤い、その利益が豊かな市民生活へと還元されていく。

この行政から民間へという循環を本市全体で作り出し、10年後、20年後の発展につなげていくために、本市が主導して二重価格導入に向けた環境をつくっていくべきと考えますが、観光客が利用する市有施設における二重価格の導入の可能性について、御見解をお示してください。

次に、粗大ごみの処分方法について質問します。

現状として、小樽市では、引っ越しや断捨離、家具の買替えなどで出た粗大ごみは、市が許可した事業者へ個別に連絡して、処分してもらう必要があります。

まず、前提として、小樽市で発生する粗大ごみを含む一般廃棄物の処理責任は、小樽市にあるという認識でよいのか伺います。

現状、市のホームページに載っているのは、事業者の連絡先リストとサイズなどの定義のみです。これでは、市民が一番知りたい、幾らかかるのか、土日でも来てもらえるのかといった情報が分かりません。各社の情報を本市ホームページに記載することで、市民が各社に電話で確認する手間を大幅に減らせるのではないのでしょうか。

こうした市民目線で必要な情報をホームページ上で提供すべきと考えますが、市はこれらの情報を把握されているのか、また、今後、ホームページへ反映させる考えはあるのか伺います。

今回、粗大ごみについて質問しているのは、これまで私の下へ市民から粗大ごみの処理に関して数多くの御意見をいただいたことがきっかけです。特に仕事や子育て、家事に追われている現役世代の皆様からは、切実な声が寄せられており、そのうちの一部を紹介します。

敷布団を捨てようと業者に連絡したが、引取りには、平日の業者が指定した時間に立会いが必要と言われ、夫婦共働きで都合をつけられず、結局捨てられていないといった声。また、結局幾らかかるのか事前に分からず、結果として粗大ごみを放置してしまっている。別の方からは、車もあるし、自分で運べる体力もあるから、自分のタイミングで持ち込ませてほしい。以前住んでいた自治体では、それが当たり前と思っていたけれども、小樽市ではそれができず、とても不便に感じているといった声です。

これらは、他都市から本市へ転居された方をはじめ、世代を問わず共通して聞かれる厳しい御意見です。

これまで粗大ごみについての御意見は寄せられているのか、また、その内容についてもお示してください。また、本市で粗大ごみの自己搬入を受け入れてこなかった経緯と、これまで粗大ごみの自己搬入について、どのような検討をされてきたのかについてお示ください。

道内他都市では、札幌市、旭川市、函館市をはじめ、苫小牧市、帯広市、北見市など、主要な市のほとんどでは、市民が車で直接ごみ処理施設に持ち込める、自己搬入が当たり前のサービスとして整備されています。そこでは、ごみの重さに応じて、10キログラム当たり100円から数百円といったシンプルな一律料金が設定されていることが多いようで、各市民は、自分のタイミングで安価にごみを処分しているようです。

自己搬入以外にも、他の自治体では、市民がコンビニ等で粗大ごみ処理券を事前購入し、ごみに貼って、指定日に自宅前に出しておく方式や、町内会館などの特定の場所に月に1回、あるいは季節ごとに粗大ごみを持ち込める収集日を設ける方式などもあるようです。

高齢化の進む本市においては、既存の民間事業者による個別回収は必要な選択肢です。しかし、それと同時に、その他の自己搬入など、それぞれのタイミングで安価に処分できる選択肢についても、市として前向きに検討し、実行すべきタイミングに考えていると考えますが、本市の御所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、二重価格の導入について御質問がありました。

まず、インバウンドの購買力がもたらす地域経済への影響につきましては、円安などを背景に、インバウンドの購買力は高く、飲食店や土産物店等において積極的に消費がなされ、市内経済に好影響をもたらしているものと認識しております。

次に、観光客が利用する市有施設における二重価格の導入につきましては、稼ぐ観光を実現し、持続可能な観光地域づくりを進める上で、有効な手法の一つであると認識しており、本年3月に閣議決定された、観光立国推進基本計画（第5次）において、国が公的施設等の料金等の設定に関するガイドラインの策定を検討することを示したことから、国の動向を注視するとともに、他都市の状況も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみの処分方法について御質問がありました。

まず、粗大ごみを含む一般廃棄物の処理の責任につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、収集運搬及び処分する規定となっており、委託する場合であっても本市が統括的な責任を有するものであります。

次に、事業者の情報のホームページへの掲載につきましては、収集料金は、品目や大きさ、搬出元が玄関なのか、2階からの直接搬出なのかによって必要な人工が変わることに加え、運搬距離なども異なるため、それぞれの許可業者が状況を確認の上、決定しており、掲載することはできませんが、許可業者の営業日時については把握いたしておりますので、市のホームページに掲載いたします。

次に、粗大ごみについての御意見につきましては、直近5年間で申し上げますと、3件の御意見が市

に寄せられ、その内容は、自己搬入できないことに関して2件、粗大ごみの搬出日に関して1件であります。

次に、本市の粗大ごみの自己搬入につきましては、処理施設を設置する北しりべし廃棄物処理広域連合と桃内町内会との協定により、周辺地域の静穏な生活環境の保全や、施設内の安全確保の観点から、搬入は関係市町村と許可業者の車両のみとし、個人や事業者の直接搬入は認めていないことから、自己搬入の受入れについては検討しておりません。

次に、自己搬入を検討すべきとの考えにつきましては、現処理施設への搬入は、本施設を受け入れていただいている桃内町内会との協定により自己搬入を認めていないことに加え、本市のごみの収集運搬体制において、現状、廃棄物処理が適正に行われていることから、検討する予定はありません。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

○7番（平戸理史議員） 再質問させていただきます。

まず、二重価格は有効な施策であるというお答えをいただきました。

他都市の状況を確認するという話がありましたが、小樽市はすごく観光で盛り上がってきていますし、できれば先行してやっていただきたいというのが私の考えであります。

その上で、市長が考える、まず、この施設が向いているというものがもしあれば、例えば小樽市総合博物館であるのか、それとも指定管理を行っているところでやっていただくのか、どのような形が望ましいと考えていらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

また、粗大ごみの処分方法についてのところであります。

最後の質問で、私の聞き方が悪かったかもしれませんが、自己搬入については、なかなかすぐにはできない、厳しいと、私も正直思っています。

なので、自己搬入以外のところで、例えば他都市でやっている粗大ごみの処理券という方法や特定の場所に置く方法といった自己搬入以外の方法についても検討していただけないかと思つての最後の質問でしたので、その点をもう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目は、二重価格の導入に関してどのような施設が望ましいかであります。

市といたしましては、これから二重価格の導入について本格的に検討してまいりたいと思っておりますので、今、どのような施設が望ましいかについては、すぐはお答えできませんので、十分検討させていただきますと思っております。

次に、粗大ごみの自己搬入に当たって、質問の中で処理券を使った事例を御紹介されており、市民の方々の声も例示されていたようですが、行政として、実際に市民の方々がどのぐらい自己搬入に対する要望を持っているのかをまだ把握しておりませんので、そういった需要も確認しつつ、処理券を使った自治体の取組事例については、一定程度参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 平戸議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

(1 番 新井田邦宏議員登壇) (拍手)

○1 番(新井田邦宏議員) 一般質問をします。

初めに、障害者のための取組について。

まず、合理的配慮について伺います。

令和7年第2回定例会にて質問いたしましたが、1年が経過し、令和6年4月1日には障害者差別解消法が改正となり、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、2年が経過しました。障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共に生きる社会、共生社会を実現することを目指しており、自治体、事業者、そして障害のある方、それぞれが認識してきているか、深められているかが大事だと考えます。

令和7年第2回定例会の私の質問の御答弁では、平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の制定に伴い、小樽市職員対応要領を策定し、庁内ポータルサイトに掲載したほか、職員に対して説明会を開催するなど、障害のある方への理解を深め、個別の状況に応じた適切な配慮ができるよう、職員の意識向上に努めてまいりました。

その後の令和6年4月の法改正により、要領を改正するとともに、事例やQ&Aが充実した内閣府のガイドラインも加えて掲載し、職員がいつでも具体的に参照できるように対応したとのことでしたが、その後、市の職員に対して、この法律や合理的配慮について、どのように普及啓発の取組をされているのか、また、今年度の新しい取組などがあればお示しください。

建設的対話を通じて、可能な限り変更、調整していくことが合理的配慮の大事なところであります。その大事な部分の認識について、共通の認識になっていなければならないと考えます。一つでも、本市内にあるバリアを取り除くことで、共生社会の実現へ前進していけます。合理的配慮の提供に関する取組や、建設的対話の考え方を認識している人を一人でも多くすることこそ、つながっていくと思います。

令和6年4月1日から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され3年目に入っておりますが、民間事業者への普及啓発などについては、これまで広報おたるや市のホームページで周知、また、市内の市民セミナーや各団体の会報への情報提供等の協力を行っていたかと思いますが、この1年はいかがでしたでしょうか。新たな取組もあれば、お示しください。

以前の質問でも事例として触れておりましたが、道内では、岩見沢市では、岩見沢市障がい者が暮らしやすい地域づくり推進事業を実施しています。合理的配慮が市内に普及していくことを目指し、民間事業者が環境を整えるために必要な費用の一部を補助しており、岩見沢市のホームページにも補助金の活用事例が掲載されており、筆談ボードや出入口の手すりやスロープ、トイレの手すり等、平成30年度から継続しております。

苫小牧市では、合理的配慮の提供を支援する助成制度として、物品費や工事費などを補助しておりますが、岩見沢市に関しては、長年継続して補助しているところを見ると、それだけ声もあるということだと思います。

以前、国や北海道の動向の注視、他市の取組状況も情報収集すると御答弁いただいておりますが、併せて市内の事業所への認識の確認、もしかしたら自然と建設的対話によって配慮がなされていることや、もしかしたら対話にもなっていないこともあるかもしれません。

堺町通り商店街を車椅子の方が観光されている姿を時折見かけますが、当人や利用した店舗の従業員の方が、お互いに少しでも気に留めていることはないのかと気になることもあります。

本市においては、庁内職員、事業者、障害当事者の皆様に対し、合理的配慮がどの程度認識されてい

るのか、また、実際に提供されているのかについて、実態把握を行う考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

きっと、観光のまちならではの合理的配慮をすることも少なくないのではないかと考えます。その対話の前の合理的配慮の認識や周知についてが、まずは大事な段階ではないかと考えます。

引き続き、庁内や市内の民間事業者、また、障害のある方への普及啓発を機会あるごとに周知し、理解を深めてもらえるよう進めていただき、全ての人が暮らしやすい、過ごしやすいまちを目指して、合理的配慮という観点で、本市全体に認識が広がるような取組を期待するところでありますが、今後の合理的配慮についての取組のお考えをお聞かせください。

次に、代筆・代読支援員の派遣について伺います。

令和6年10月からサービスが開始されました。合理的配慮の一つとして、形になった支援の制度であります。視覚障害者の方が、日常の生活で少しでも情報を得て、対応しやすくなるための制度であります。

サービス開始から約1年半がたちますが、利用者数の変化はいかがでしょうか。以前の御答弁では、令和7年11月末現在で、利用登録は12名、そのうち利用者は毎月2人から4人とのことでしたが、直近の利用登録者数、利用者数に変化はありましたでしょうか。

代筆・代読の支援に対して口頭での要望をされていた小樽視覚障害者福祉協会の会員の方、そして実際の利用者の方からの声や反応はいかがでしょうか、お聞かせください。

介護分野での職員の人材不足の観点からも、支援員の確保が心配であります。支援を行う職員の確保は十分になされておりますでしょうか、お聞かせください。支援員は、現在、何名体制で対応されておりますでしょうか。

本市では、支援員の研修や講習会を毎年実施しているものでしょうか。研修等を行っていれば、その回数と内容はどのようなものか、お聞かせください。

日常的な周知については、どのように行っておりますでしょうか。開始時から変わった点があれば、併せてお聞かせください。

他市においても、継続的な周知が課題。また、支援員に関しては、代筆・代読だけではなくほかのサービスも手がけているために、支援員を増やす必要があったり、支援員のスキルアップのための講習会を開催して、養成と技術向上を図る必要があったり、そういった課題があるようですが、本市でのサービス開始からの課題は何かありましたでしょうか。あつて改善されてきた点、また、現時点で対策されている点があれば、どのように対応されているか、お示してください。

各方面からの声を聞きながら改善を重ねることで、より利用しやすくなると考えます。また、せっかくの制度も知らなかったり、利用しづらかったら、そもそもの入り口で止まってしまう。

継続的な周知によって知ってもらうことから、利用しやすくなっていくと思いますので、この事業の今後の継続についてお考えをお聞かせください。

次に、音声コードの活用と耳で聴くハザードマップについて伺います。

令和5年第3回定例会の一般質問及び予算特別委員会において、音声コードの活用について質問いたしました。

視覚障害のある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は音声や拡大文字によって情報を得ています。音声コードは、紙媒体の文字情報を音声化できる二次元コードであり、スマートフォンアプリや専用機器で読み取ることで、内容を音声で確認できます。

特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会が開発したUni-Voiceは、通信環境がなくても

利用でき、視覚障害者や高齢者への情報提供の手段として、全国で活用が広がっています。また、多言語対応も可能であることから、外国人観光客への情報提供にも有効です。

さらに、Uni-Voice Blindアプリを活用した耳で聴くハザードマップは、2026年4月から、北海道のサービスとして、全179市町村でサービス提供が開始されました。本市においても、音声コードを活用することで、防災情報や行政情報のアクセシビリティ向上につながると考えます。

現在、市の情報を視覚障害者の方が自ら得るための方法やサービスも大事であり、新たな情報取得の方法としての活用も一人でも多くの方が情報を逃さないためには必要であります。

現在、本市において、音声コードを付与しているものはありますか。

以前の御答弁では、公的なお知らせや通知の事例につきましては4種類、一つ、障害福祉サービス利用の手続案内、二つ、介護保険料額決定のお知らせ、三つ、介護保険負担割合書送付のお知らせ、四つ、介護用品購入助成券交付決定のお知らせとなっておりますが、増えたものがあればお示してください。

視覚障害の当事者の方からの御意見を伺ったり、音声コードの具体的な推進方策などは、検討や研究はされてきたでしょうか、お示ください。

厚生労働省の事業において、市町村から障害者に給付されている音声コードを音声情報とする視覚障害者用活字文書読上げ装置について、市内で給付を受けている方は何人おられるでしょうか。

音声コードを活用するには、まず、音声コードを作成するソフトが必要になります。本市においては、比較的早くに導入しており、その作成には精密なコードで印刷が潰れたり、また、変換にうまくいかずに、試しに聞いてまた修正するといった苦労もされているとお聞きしておりました。

音声コード作成ソフトやアプリも、日本語や多言語にかかわらず、いろいろな選択肢が出てきているようですが、Uni-Voice事業企画株式会社のホームページには、音声コードを読み取る、作成するといった情報も掲載されています。今の音声コードが何らかの理由で作成できなくなることも想定し、継続した取組を維持するという観点からも研究なども大事ではないでしょうか。

日頃の取組としては、やはり音声コードを使って、一人でも多く情報を取得してもらえるよう普及啓発が大事であると考えますが、音声コードの普及啓発という観点から考えられる課題はどこにあると考えておりますか、現時点での所感をお聞かせください。

そして、北海道では、今年度より、音声コード読み上げアプリ、Uni-Voice Blindを使って、耳で聴くハザードマップサービスが利用開始となっております。視覚障害者の方々などの災害時の適切な避難行動を取るために役立つアプリ、耳で聴くハザードマップとして、スマートフォンで現在地や任意の地点における気象情報、標高、そして洪水や土砂災害や高潮、津波の災害情報を音声で聞くことができ、最寄りの避難場所までのナビゲートも聞くことができます。ハザードマップが反映されているので、洪水の場合はここに避難してくださいという案内を、音声とコンパス機能の位置情報で誘導してくれます。

耳で聴くハザードマップで表示、読み上げるテキストのデータは、国土地理院のオープンデータを基に作成、警報・注意報などのデータは気象庁から取得しているため、ユーザーは正確な情報を得ることができるようです。

今年度からの北海道でのサービス利用開始に当たり、北海道から何か事前なり、開始に際してのお知らせなどは来ておりましたでしょうか。来ていれば、どのような内容か、お聞かせください。

北海道の取組として、179市町村でもサービス利用開始となっておりますが、これを機に活用方法を周知するお考えはありますか。

既にサービスの中には、各市町村の情報、本市であれば小樽市からのお知らせとして、耳で聴くWebサイトとしてホームページにアップされる日常的な情報も、タイムリーに音声で聞くことができますが、そういった機能の促進からでも、日常的に慣れていただく取組としても大事かと思います。

視覚障害のある方へ日常的に利用してもらうために、現時点で何か課題や懸念、難しい点などもあれば、お聞かせください。

観光分野では、北海道の観光地で音声コード、Uni-Voiceの活用実績があり、札幌市時計台や根室十景の案内看板には、多言語対応の音声コードが設置されています。利用者は、Wi-Fiなどの通信環境がなくても、コードを読み取るだけで、音声による解説を受けることができます。

また、外国人や視覚障害者向けのルート案内に適したNAV Iコード、複数の観光施設情報の案内に適したS P O Tコードなどのサービスもあり、多言語解説の充実や観光案内の向上に活用されています。本市においても、これらの導入、活用の可能性は大きいと考えます。

これまで述べてきた事例を踏まえ、観光客向けの情報発信において本市が音声コード、Uni-Voiceを活用している事例はありますか。また、これまでに当該サービスの導入を検討したことはありましたでしょうか。

音声コード、そしてUni-Voice、Uni-Voice Blindというアプリを使うことで、視覚障害のある方の日常的な情報取得の一助、災害時における音声での情報取得や避難のときの情報取得、日常の市の情報取得にも役立ちます。

また、多言語のアプリですので、日本の方や外国の方を問わず、観光情報や本市に観光で来ているときのもしもの災害時の情報取得のツールとして、観光客へも大変に有効な情報取得の方法となり得ると考えます。

以前の御答弁では、今後の市民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及については、視覚障害のある方の情報取得の環境を整えることの必要性から、当事者の御意見を伺いながら、音声コードの活用を進めてまいりたいとの考えをお聞きしておりました。

今後、音声コードの活用に合わせて、音声コードUni-Voiceについても、視覚障害のある方への情報取得の環境を整える必要性の一つとして、情報取得から漏れる人を一人でも減らしていくことが大事であります。視覚障害のある方への活用方法を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、水質検査について伺います。

私は、令和6年第2回定例会においてP F A S（有機フッ素化合物）について質問いたしました。P F A Sは、撥水性や撥油性、耐熱性などに優れた化学物質であり、様々な製品や産業分野で使用されてきました。

その中で、P F O SやP F O Aは、自然界で分解されにくく、長期間にわたり環境中に残留することから、人の健康や生態系への影響が懸念されています。このため、国際的には、POPs条約において、P F O Sが2009年、P F O Aが2019年、P F H x Sが2022年に規制対象物質となり、製造や使用の制限などの対策が進められています。

また、国内においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、P F O Sは2010年、P F O Aは2021年、P F H x Sは2024年に第一種特定化学物質に指定され、製造や輸入が原則禁止されています。

さらに、国は、2020年、水道水におけるP F O S及びP F O Aの管理目標値を合算で1リットル当たり50ナノグラムと定め、自治体に対し自主的な水質検査を求めてきました。本市においても、令和3年度から検査を実施しております。

一方で、近年は、全国各地の河川や湖沼、地下水、湧水、さらには水道水からも、目標値を超える濃度のPFOS及びPFOAが検出される事例が報告されています。このような状況を受け、国は、令和8年4月からPFOS及びPFOA検査を義務化する方針を示しています。

全国でも注目された事例では、岡山県吉備中央町で、2023年に水道水から国の暫定目標値を大幅に超えて検出され、その原因は、水源上流の資材置場に保管されていた使用済み活性炭が汚染源と推定されています。水源変更や浄水対策の実施や、全国初となる住民向け公費血液検査も実施されています。

そこでお伺いしますが、努力義務の段階から検査に取り組んできた理由をお聞かせください。

今年度から義務化されたPFOS及びPFOAの検査の費用の増減などがありましたら、お聞かせください。

PFOS及びPFOAの検査は、高度な分析機器がなければ、それらを持つ専門機関への委託が必要で、1検体当たり数万円から10万円前後の費用がかかるようです。

本市の水質検査の結果を見ると、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づいて、2024年に第一種特定化学物質に指定されているPFHxSという品目も測定されています。こちらはいつから検査し始めたのか、努力義務なのか、その点をお聞かせください。

また、検査が努力義務から水質基準項目になったことによる検査頻度や検査場所、基準値など、変更点がありましたらお聞かせください。

市が把握する施設の中で、地下水をくみ上げるなど自家用で使う専用水道を使っている施設は幾つありますでしょうか。こちらのPFOS及びPFOAに対する施設への対応は、どのようになっていますでしょうか。

以前、水質基準項目において基準値を超えたときの対応についても伺いましたが、今年度までで何か変わったことはありますか、お示しください。

市民から、水の汚染、特にPFASについてのお問合せなどは水道局に寄せられていますでしょうか。

PFASについて報道などで出てきている昨今、やはり適正に知るという観点で、市民が知るために本市では、どのような取組を行っておりますでしょうか。

水質検査のPFOS、PFOAの検査結果としては、どのような結果になっておりますでしょうか。令和6年度、令和7年度でお聞かせください。

本市では、令和3年度からPFOS及びPFOAの水質検査を実施し、水の安全性と安心の確保に努めてきました。過去に広く使用されていた物質で、現在は製造・輸入などが規制されていますが、公共用水域や地下水から検出される事例もあります。そのため、継続的な検査による現状把握と平時からの備え、万が一の際の対応体制が重要です。今後も監視を続けるとともに、小樽市の水は安全ですという情報を、市民の皆さんへ分かりやすく発信していただくことを期待します。

最後に、本市として、全国的なPFOS及びPFOAの検出状況や水質の悪化による市民への影響について、どのように受け止めておられるか、今後の取組についても併せてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、障害者のための取組について御質問がありました。

まず、合理的配慮についてですが、市職員に対する普及啓発につきましては、4月の新採用職員の研修において、市が委託している基幹相談支援センター職員が合理的配慮の範囲や具体例についての講義を行ったところであります。

また、職場研修でも同様の内容の講義を取り入れることを考えているところであります。

次に、民間事業者への普及啓発の新たな取組につきましては、民間事業者に限定した取組ではありませんが、障害の有無や年齢、性別などを問わず、誰もが共に生活できる共生をテーマとし、昨年9月に北海道済生会と共催で実施した共生フェスにおいてリーフレットを配布するなどして、広く周知を図ったところであります。

次に、認識等の実態の把握につきましては、障害者御本人や御家族には、昨年度に実施した小樽市障がい者支援計画策定のためのアンケート調査の中で、認識している方の割合はあまり高いことを把握したところであります。

また、市職員に対しましては、今後、庁内のアンケートフォームを利用し、認識度や提供度合いなどを調査し、研修に生かしていくことを考えております。

事業者に対しましても、認識してもらうための取組として、経済団体等の会報に載せてもらうなど、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の取組につきましては、障害のある方もない方も安心して暮らし、社会参加できる環境を整えることが重要であることから、今後も当事者等の声に耳を傾け、市職員のみならず、当事者への一層の理解促進に努め、必要な方に必要な配慮が適切に提供される地域共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、代筆・代読支援員の派遣についてですが、まず、利用登録者数につきましては現在12名であり、そのうち利用者数は、月によって変動はありますが、おおむね月3名程度となっており、昨年11月末とほぼ変わりはありません。

次に、制度に対する声や反応につきましては、既存の家事援助では時間が足りなかったため、代筆・代読の支援が受けられるようになり、ありがたいとの声が寄せられました。

一方で、運用当初は、どこまでがこのサービスの対象範囲であるのか分かりづらいとの声もありました。

次に、支援を行う職員につきましては、委託事業者を通じて現在30名が支援員として登録を行っており、このうちから対応に当たっていることから、利用状況に対しましては十分な確保がなされているものと考えております。

次に、支援員の研修などにつきましては、この事業の目的が、支援員の派遣により視覚障害のある方の自立と社会参加を促進するものであることから、研修の実施は重要であると考えており、本事業の委託事業所が、年1回、利用者の意向に沿った対応ができるよう研修会を実施しております。

次に、この事業の周知につきましては、開始時からチラシを作成して窓口に配置するほか、小樽視覚障害者福祉協会を通じて、会員の皆さんにサービス内容を紹介していただいております。また、同行援護を利用される方へは個別に案内いたしております。

次に、サービス開始からの課題につきましては、当初はサービス事業者において、利用者の求めがサービスの対象かどうか判断に迷うことがあり、支援に時間を要したようではありますが、事業者が研修を通じてスキルアップを図り、利用者の意見も聞きながら一つずつ対応してきたと伺っております。

次に、今後の事業の継続につきましては、視覚障害のある方からの要望で開始したサービスであり、今後も視覚障害のある方が日常生活を送る上で必要なサービスであると認識しておりますので、継続の上、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、音声コードの活用と耳で聴くハザードマップについて御質問がありました。

まず、音声コードを付与している案内文などの種類につきましては、現在も4種類であり、変更はありませんが、視覚障害のある方が表彰を受けた際に伝達式の案内にも付与するなど、配慮が必要であると判断した場合には随時付与しているところであります。

次に、視覚障害の当事者からの意見聴取などにつきましては、当事者の御意見を伺ったり、音声コードの推進方法の検討を行ったことはありませんが、音声コードは、視覚障害のある方にとって情報取得の有効な手段の一つであると認識しておりますので、今後、小樽視覚障害者福祉協会などを通じてニーズを把握してまいりたいと考えております。

次に、視覚障害者用活字文書読上げ装置につきましては、現在、12人の方へ給付を行っております。

次に、音声コードの普及啓発における課題につきましては、現在、利用している方は、主に活字文書読上げ装置をお持ちの方ですので、それ以外の必要とされている方に、どのように音声コードというものを周知するかが課題と考えております。

次に、耳で聴くハザードマップに係る通知につきましては、本年4月14日付文書により北海道から連絡を受けており、その内容は、視覚障害のある方などの避難行動等に役立つアプリの活用を開始したこと、アプリの機能として耳で聴くハザードマップが利用できること、アプリの普及啓発に係る協力依頼についてなどであります。

次に、活用方法の周知につきましては、耳で聴くハザードマップは、視覚障害のある方などの避難行動等において有効であると考えておりますので、小樽視覚障害者福祉協会などの団体や自主防災組織を通じて周知するほか、市のホームページや広報おたる、SNSなどを活用し、情報発信してまいりたいと考えております。

次に、耳で聴くWebサイトの課題や懸念につきましては、スマートフォンなどがなく、サイトにアクセスできない方がいることや、サイトの認知度が十分ではないことなどが課題と考えられます。

次に、観光客向けの情報発信における音声コード、Uni-Voiceの活用につきましては、本市で導入している事例はありません。

また、本市における観光情報は、ウェブブラウザの読み上げ機能で、音声による情報の取得が可能であることから、導入について検討を行ったことはありません。

次に、音声コード、Uni-Voiceにつきましては、市といたしましても、Uni-Voiceは視覚障害のある方にとって情報取得の有効な手段の一つであると認識しておりますので、Uni-Voiceを含めた様々な手段の有効性を検証し、障害のある方にとって利用しやすい情報発信の在り方を研究してまいりたいと考えております。

次に、水質検査について御質問がありました。

まず、努力義務の段階からPFOS等の検査に取り組んできた理由につきましては、当該物質は、令和2年度に努力義務になりましたが、本市ではこれまでも、水道水の安全に万全を期すため、努力義務でも検査を行っており、PFOS等についても令和3年度より検査を実施いたしております。

次に、PFOS等の検査が義務化されたことによる検査費用につきましては、今年度、努力義務から正式に水質基準項目になったことによる費用の増減はありません。

次に、PFHxSの検査につきましては、努力義務ではありませんが、令和6年に国が第一種特定化

学物質に指定したことから、令和7年より検査を行っております。

次に、P F O S等が水質基準項目になったことによる変更点につきましては、検査の場所や基準値については変わりありませんが、検査頻度はおおよそ3か月に1回以上行うことになりました。

なお、本市では、既に令和5年度より年4回の検査を行っておりますので、水質基準項目になったことによる変更点はありません。

次に、本市の専用水道を使っている施設につきましては、水道法に基づき確認通知を行った施設として、4施設となっております。

これらの施設への対応といたしましては、令和7年7月31日付で個別に通知文書を発送し、令和8年4月1日以降はP F O S及びP F O Aの水質検査が義務化され、その頻度はおおむね3か月に1回を基本とすることなどをお伝えしております。

次に、義務化に伴う基準値を超過したときの対応につきましては、これまで同様、水質汚染事故対応マニュアルに沿って、北海道への報告を行うとともに、現地調査や水質検査を行い、汚染物質の種類や濃度から活性炭注入等で対応することとしており、変更はありません。

次に、市民からのP F A Sに関する問合せにつきましては、検出の有無や水道水の安全性に関して、令和6年度に7件、令和7年度に1件受けております。

次に、P F A Sについての市民周知につきましては、水道局で毎年1年間の検査結果を示した水質年報を作成し、市政コーナーや図書館で閲覧できるようにしており、さらに市のホームページや広報誌「水おたる」でも水道水の安全性の周知に努めております。

次に、令和6年度、令和7年度の検査結果につきましては、P F O S等は検出されておられません。

次に、全国的なP F O S等の検出状況等に対する受け止め及び今後の取組につきましては、国内でP F O S等が検出された事例があることは承知しており、仮に基準値を超過した場合、取水停止や給水停止の対応を取る場合も想定されます。

その場合、市民生活への影響が大きいと考えておりますので、安全で安心な水を供給するため、適切な水質検査や水質汚染事故対応マニュアルに沿った対応に努めてまいります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

○1番（新井田邦宏議員） 再質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

まずは、合理的配慮についてです。

本市において、庁内職員の方には、今後、実態把握を行っていきたいという考えと、障害当事者の方にはアンケートも実施しているとお聞きしておりました。

答弁を聞き漏らしているかもしれないのですがけれども、事業者に対しての実態把握は、今の段階では特に考えていないということでしょうか。

もう1点、水質検査の件でお聞きします。

市民がP F A Sを適正に知るための本市の取組として、年1回の検査結果の公表とお聞きしていましたが、例えば検査結果だけにとどまらず、何かほかにもP F A Sなどについて市民がもっと知るための取組などはなかったかをお聞きしたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 新井田議員の再質問にお答えいたします。

合理的配慮についての認識と提供について、事業者に対して聞かないのかでございますが、事業者に対しましては、なかなか広く一般的に聞くというのが難しいと考えております。

そのため、引き続き、関係団体等を通じて会報などで周知を図っていきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 水道局長。

○水道局長（飯田修二） 新井田議員の再質問にお答えいたします。

本答弁で市長から申し上げましたとおり、年1回の水質年報の公表に加えまして、特にPFASにつきましては、市のホームページで、「水道水中の有機フッ素化合物（PFAS）について」というページを設けてございます。

また、広報誌水おたるでも、令和6年11月1日号にPFASについて記事を設けているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 新井田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

○16番（下兼 薫議員） 一般質問します。

重層的支援体制整備事業について。

改めて地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや支え手・受け手という関係を超え、地域住民と多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野、地域を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指します。

社会福祉法では、地域生活課題の解決を図るために地域のつながりを再構築し、子供から高齢者まで、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを地域住民、そして社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する者に求めています。

小樽市においても、地域福祉を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を第1期、さらに令和6年度から令和10年度までの第2期小樽市地域福祉計画を策定しました。

市長は、第2期小樽市地域福祉計画に当たり、第1期計画期間が満了となることから、引き続き「「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち おたる」を基本理念に掲げた第2期小樽市地域福祉計画を策定しましたとおっしゃっております。今年度は、第2期小樽市地域福祉計画の中間年になります。

令和6年度から実施が始まった重層的支援体制整備事業は、この小樽市地域福祉計画の核となる事業と考えます。この事業は、介護、障害、子供、生活困窮の各分野において実施している相談体制では対応が難しい複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、社会参加支援、地域づくりに向

けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築する事業です。その複数の課題を抱えるなど課題の解決が難しい相談者には、地域共生コーディネーターを中心に多機関協働事業により課題の解決を図る体制を整えているとのことでした。

本市では、重層的支援体制整備事業の開始から2年が経過しました。このうち、多機関協働事業により、地域共生コーディネーターを中心に支援関係機関が互いの専門性や役割を理解し協力し合う体制が構築されたことにより、単一の窓口では対応が難しかった事案も解決に結びつけられるようになったと聞いております。

そこでお伺いします。

多機関協働事業でこれまで対応した件数を年度ごとにお示してください。また、どのような事例があったか、お聞かせください。

少しずつ支援に結びついてきているとはいえ、まだ支援を必要としている方々はたくさんおります。多機関協働事業で対応しても、なかなか解決につながらない困難事例もあると思います。このような事例の解決に向けて必要なことは何かお聞かせください。

次に、高齢者単身世帯について。

令和7年第1回定例会一般質問でもお聞きしましたが、高齢者単身世帯についてお尋ねします。

令和7年1月末での高齢者単身世帯は1万7,986世帯でした。高齢者単身世帯への対応では、個人情報等を理由として世帯状況の確認ができないことが課題であるとの御答弁をいただきました。

現在、小樽市では高齢者単身世帯状況の確認をどのように行っていますか。

第2期小樽市地域福祉計画の「基本目標2「助けて」と言える地域づくり」の「施策6漏れのない相談支援体制づくり」では、市民一人一人、地域、事業者や団体等、行政（小樽市）、小樽市社会福祉協議会が取り組むことが挙げられています。

「市民一人ひとりが取り組むこと」では、「何か困ったときに相談できる人や場所を確認しておきましょう。」「「ちょっとした異変」に気付けるよう、日頃から隣近所とのお付き合いを心掛けましょう。」とあります。

「地域が取り組むこと」では、「地域住民、町内会、老人クラブや民生児童委員が協力し、自分の地域の見守りをしましょう。」「困っている人の話を聞いたり、見かけたら、市役所や地域包括支援センターなどの関係機関に知らせましょう。」とあります。

地域では、高齢者単身世帯の状況の把握ができる体制にはなっていますか。

もしも高齢者単身世帯の方が自宅で倒れてしまった場合でも、御自身で備えておけることは幾つかあります。その中の一つとして、発見者が的確な応急処置を行ったり、受入先の医療機関を探したりする際に、安全と安心を確保するための安心カードというものがあります。

この安心カードとはどういうものなのか、御説明ください。さらに、配布実績をお聞かせください。

平成20年にスタートした取組であります。カードは見やすく簡潔に作成されていますが、項目の追加をお考えであればお聞かせください。

スタートから20年近くがたっています。いま一度の周知もお願いいたします。

さらに、高齢者で独り暮らし、もしも自分に何かあったらと不安に思っている方たちはたくさんいらっしゃると思います。

終活という言葉が登場し、その言葉が私たちの生活に違和感なく浸透し始めてから既に10年以上の月日がたっています。今や一過性のものではなく、しっかりと定着しています。

今年2月に、小樽市男女共同参画推進協議会が主催した情報交換の集いに参加させていただきました。

た。テーマは「遺言とエンディングノートの違いで考える終活～おひとり様にこそ必要な意思表示～」でした。女性が37名、男性が3名、計40名が参加し、活発な意見交換が行われました。

小樽市では、エンディングノートを配布して、たくさんの市民が希望したと承知しております。ですが、エンディングノートを持ったものの、書き込みはなかなか進んでいない方もいるのではないのでしょうか。

エンディングノートを配布してから8年が経過しています。エンディングノートを持っている方、持っていない方も含めて終活セミナーを開催していただきたいと思いますが、小樽市として取組などをお考えでしたらお聞かせください。

次に、外国人居住者との共生についてお尋ねします。

令和8年4月末日で住民登録をして小樽市に住んでいる外国人は1,194世帯、1,385人となっています。少しずつではありますが、確実に増加していると感じます。

紋別市での外国人と共生する社会の実現を目指す取組を幾つか紹介させていただきます。

紋別市の人口は令和8年1月末で1万9,359人、そのうち外国人は790人です。同市では、平成30年5月より、国際交流や在住外国人支援の拠点施設となる紋別市国際交流サロンを既存の施設内の一角に開設し、以降、ここが中心となって関係する諸事業を実施してきたが、令和3年11月、もんべつ国際交流ステーションを新たに整備し、拠点を移しています。新たな拠点施設内には、市の国際交流及び外国人支援の諸事業の所管部署でもある国際交流推進室のオフィスも置かれて職員が常駐し、前身のサロンの時代と異なり、全棟が本事業のために使われています。

紋別市は、水産業が盛んで、そこに従事する技能実習生が在住外国人の9割を占めています。紋別市の在住外国人への支援や国際交流に関する施策が積極的に推進されている原動力としては、紋別市長のリーダーシップによるところが大きいとされています。市長の発言によりますと、消滅自治体にならないために、早い段階から外国人に認められるまちづくりに着手してきたとのこと。

その背景として、既に紋別市では人口減少や労働者人口の減少が進む中、持続可能な自治体運営が難しくなるとともに、技能実習生を含め、外国人たちの労働力に頼らなければ立ち行かない状態に至っている産業分野もあると自覚されていることがあります。平成30年の市政執行方針では、序文に、本市の持続的な発展を成し遂げる上で、極めて重要として、共生社会の実現を掲げ、年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、多様な方々が、このまちに定着し、活躍することのできる地域づくりを目指すとしています。

小樽市と比較することは難しいと承知はしていますが、本市でも人口減少問題や外国人住民の地域への受入れには対応していかなければならないと思います。

小樽市では、行政として外国人との共生社会の実現には何が必要で、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

次に、母子生活支援施設について。

社会福祉法人小樽相愛会相愛の里についてお聞きます。

以前見学させていただき、入居者数、入居されている方の生活実態、入居されている方からの要望をどのように聞き入れ、生活に反映されているかという趣旨の質問をさせていただきました。また、市が取り組む重層的支援の事業内容についてもお聞きしたことがあり、その後の取組などについてもお尋ねいたします。

初めに、皆様も御存じかとは思いますが、今年3月、福岡県嘉麻市の母子生活支援施設で衝撃的な事件が発生しました。入居している3歳と4歳の姉妹、その母親である3人が施設内で倒れている状態で

発見されました。残念なことに、姉妹2人は病院に搬送されましたが死亡するという誠に痛ましい結果となりました。詳しくは警察において捜査が進められておりますが、真相の解明と同時に考えられない状況が判明しました。

この事件が、母子の住居において起きたということは御存じでしょうか。また、これと同様の施設が小樽市内にも存在しますが、この事件を受けて北海道、国など関係団体からの通知は把握されていますか。

事件当時、子供たちの父親が同施設の同じ部屋に3年間潜伏し、生活していたことが判明しました。施設の施錠、施設外部からの訪問者チェックなど、各居住スペースに異常がないかの点検など、多くの課題が浮き彫りになったと考えます。

相愛の里は、北海道が施設設置の認可を行い、入居者の入退所決定は市が行うため、運営法人与自然体が連携して支える仕組みとなっていますので、市は施設の実態を把握する必要があると感じています。今、現場では、どのような課題があるのでしょうか。

独り親世帯は、様々な課題を抱えています。母子生活支援施設での支援の範囲は限られます。このような場合にこそ、多角的、重層的支援体制を組むことがどうしても必要となります。

母子生活支援施設への入所は、本人が直接希望することもあります。多くは市役所の各担当窓口や関係機関への相談により入所となります。また、入所後は学校、児童の発達支援、保育、保健所、各関係機関など、多様な支援がなければ自立へ進むことが困難です。その支援体制の構築、連携がされて、初めて重層的支援体制になると考えます。どのような支援体制になっているのでしょうか、お聞かせください。

次に、入所の状況についてです。

以前、相愛の里訪問時にも、充足率は低くなっているとお聞きしました。歓迎する場所ではないかもしれませんが、真に困っている母子には積極的に関わっていきたいという職員の言葉が印象的でした。

そこで、生活困窮、DV、児童虐待など入所理由は様々ですが、入所決定に関わり令和7年度において市が相談に関わった件数、また入所に至らなかった件数をお示してください。

次に、施設の老朽化についてです。

これは全国どこでも抱える課題かと思いますが、相愛の里においても問題視されているようです。築後数十年が経過し、建物の著しい老朽化や施設としての必要な設備の不足などがあります。このような施設の現状を考慮し、市として何かできることはないのか、お考えがあればお示してください。

小樽・後志管内においても唯一の拠点であり、母子生活を支援する意味でも十分な御配慮をいただきますよう、よろしくお願いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 下兼議員の御質問にお答えいたします。

初めに、重層的支援体制整備事業について御質問がありました。

まず、多機関協働事業で対応した件数につきましては、令和6年度は10件、令和7年度は15件、令和8年度は5月末までで2件となっております。

また、事例につきましては、高齢の母親、内臓疾患の子供、精神疾患の子供の3人世帯で経済的困

窮、母親の介護、子供の障害という課題を抱える事例や、親が障害を負った多重債務の多子世帯で、経済的困窮、親の障害、子供の養育という課題を抱える事例があり、いずれも複合的課題により、単独の支援関係機関では解決ができなかったものであります。

次に、困難事例の解決につきましては、単身のひきこもりなど御本人の状況把握ができず、多機関協働事業でも解決が難しいケースはありますが、行政機関や支援関係機関の一層の連携に加え、場合によっては地域住民の皆さんの見守りといった御協力もいただきながら、本人に寄り添う継続的な伴走支援と地域による支え合いが必要であると考えております。

次に、高齢者単身世帯について御質問がありました。

まず、支援が必要な高齢者単身世帯状況の確認につきましては、市として個別の状況を把握することは困難であります。民生・児童委員が担当地区の各世帯の状況を把握するために行うふれあい訪問や、小樽市老人クラブ連合会が単身高齢者の孤独感の解消などを目的に行っている友愛訪問活動を通じて情報を共有し、状況把握に努めております。

次に、地域による状況把握につきましては、民生・児童委員や老人クラブ、町内会、民間事業者等を構成員とする高齢者見守りネットワークにおいて、高齢者単身世帯の異変に気づいた場合には関係機関につなげられる体制を整えております。

次に、安心カードにつきましては、高齢者の緊急時に迅速かつ適切な対応が行われるよう、御本人の医療情報や緊急連絡先などを記載したカードであります。

事業主体の小樽市民生児童委員協議会に配布実績をお聞きしたところ、平成22年度に全市で約2,400枚を配布した後は、各地区の民生・児童委員がふれあい訪問の際に希望者へ随時配布しており、現在までの総数は把握していないとのことであります。

次に、カードの追加項目につきましては、医療情報など緊急時に必要な項目が網羅されており、現時点で追加の必要があるとは考えておりません。

なお、緊急時の対応のため、カードをお持ちの市民の皆さんには、内容を随時更新し、最新の情報を記載いただきたいと考えております。

次に、終活セミナーにつきましては、昨年度は、先ほど議員からお話のありました情報交換の集いを含め2回終活をテーマとしたセミナー等を実施いたしました。

終活は、高齢者や御家族の将来の不安を取り除く大切な取組であると認識しておりますので、今後も機会あるごとにセミナー等の開催を検討してまいりたいと考えております。

次に、外国人居住者との共生について御質問がありました。

外国人との共生社会の実現につきましては、言葉の壁や習慣などの違いから生じる互いの不信感や理解不足の解消を図り、日本人と外国人が共に安全・安心に生活できる環境を整えることが必要であります。

本市においては、これまでホームページの多言語化や、やさしい日本語などによる分かりやすい情報発信のほか、日本語教室や文化体験会、介護人材の交流会によるコミュニティへの参加機会の提供などを行ってきており、今後は、これらの取組を継続するとともに、外国人の目線に立った情報発信や相談対応の工夫に努め、共に暮らしやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、母子生活支援施設について御質問がありました。

まず、福岡県嘉麻市で発生いたしました母子生活支援施設の事件につきましては、市としては報道等で認識しております。

この事件に関して、現在、国や北海道から通知は来ておりませんが、本市の母子生活支援施設である

相愛の里に確認したところ、全国母子生活支援施設協議会から改めて施設内の安全管理点検をするとともに、DVを受けた母親の心理ケアを図り、母子との信頼関係の構築に努めるよう通知があったと伺っております。

次に、施設の課題などにつきましては、母子寮として開設されてから、住宅・生活支援、母子世帯の自立及び夫の暴力や虐待から避難する広域的措置支援など必要に応じた母子支援事業を行ってきており、入所者が抱える問題は複雑・多様化し、専門的かつ複合的な支援が必要になってきているほか、入所世帯数の減少などにより施設運営に課題を抱えていると認識しております。

次に、母子生活支援施設の入所者への支援体制につきましては、入所者を取り巻く環境は複合的な問題が絡み合っているケースが少なくないため、特定の部署だけではなく、その世帯が抱える事情に応じて庁内の関係部署が随時連絡を取り合い、庁内横断的に連携し、多角的な支援を行っているところであります。

次に、市が受けた入所相談の件数につきましては、令和7年度実績では17件であり、そのうち入所に至らなかった件数は13件となっております。

次に、相愛の里の施設整備への支援につきましては、建て替えに向けての具体的な計画の相談があれば対応するとともに、法人が国の補助金等を活用する場合には、手続に必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

○16番（下兼 薫議員） 一つだけ再質問させていただきます。

母子生活支援施設相愛の里についてです。

市長もおっしゃっていましたが、今は母子支援だけではなく、DVがあり、いろいろな問題を抱えている方がいらっしゃいます。そういうことを皆さんで協議する、要保護児童対策地域協議会があると伺っています。

相愛の里はその構成員になっていないとお聞きしておりますが、なぜなのか、お答えいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 下兼議員に申し上げますけれども、本質問でその質問も入れてください。答えられたらということで、今回はしておきます。

説明員の答弁を求めますが、答えられたら答えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（津田義久） 下兼議員の再質問にお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会のメンバーに入っていないのはなぜかという御質問かと思うのですが、私も経過は把握しておりません。

○議長（鈴木喜明） 下兼議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） 一般質問いたします。

みとりについて伺ってまいります。

住み慣れた小樽市で、その人らしい在宅みとりをどう支えるのかというテーマで質問いたします。

我が国は、団塊の世代が80歳代後半を迎える中で、多死社会と言われる時代に入っております。小樽市でも高齢化が進み、人生の最終段階をどこで、どのように過ごすかが市民にとっての大きな不安の一つとなっているものと思います。できれば最期まで自宅で過ごしたい、住み慣れた小樽市で最期を迎えたいという願いを持つ方は少なくありません。

一方で、在宅でのみとりには急変時や夜間の不安、介護する家族の負担、医療や介護の連携の難しさなど多くの課題があります。誰もが最期まで小樽市で自分らしく尊厳を持って生き切ることができるように、市としての在宅みとりに関する方針と具体的な体制整備、家族や地域への支援の在り方について伺ってまいります。

最初に、本市としての在宅みとりの位置づけと方針について伺ってまいります。

小樽市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱では、地域の医療・介護関係者が参画する会議の開催などを通じて在宅医療と介護の連携を進めることが示されていますが、その中で、みとりや人生の最終段階の医療、ケアをどのように位置づけるのかは市民にとっても非常に重要な視点です。

そこで、次の点を伺います。

小樽市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱において、在宅医療と介護の連携を進めることが示されていますが、住み慣れた地域でその人らしい在宅みとりを支えることについて、第9期小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中でどのような位置づけなのか伺います。

また、多死社会の到来を見据え、今後、小樽市において在宅みとりのニーズが増加していくと想定される中で、在宅みとりを地域の重点課題として改めて方針化し、計画に位置づけていくお考えがあるのか、見解を伺います。

次に、在宅みとりを支える具体的な医療・介護連携体制について伺います。

在宅でのみとりを実現するためには、かかりつけ医による訪問診療や24時間対応の訪問看護、訪問介護、ケアマネジャー、地域包括支援センターなど、多職種が連携して支える仕組みが不可欠です。また、急変時や夜間の対応、救急搬送などが必要になった場合の病院との連携など、切れ目のない体制づくりが求められます。

そこで伺います。

本市における在宅療養支援診療所や、在宅でのみとりに対応している医療機関についての数をお示してください。

特に活動状況について、夜間や休日も含めた24時間体制での電話相談や往診に対応している医療機関がどの程度あるのか、お示してください。

また、こうした医療機関の情報をケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問看護などと共有し、在宅みとりを希望する方に適切につなげていくために、小樽市在宅医療・介護連携相談センターがどのような役割を担っているのか、現状の課題及び今後の強化策について伺います。

次に、訪問看護をはじめとする24時間対応の在宅サービスについて伺います。

在宅みとりを希望される家族にとって、夜中に呼吸が苦しくなったらどうしたらよいのか、救急車を呼ぶしかないのかという不安を軽減することが大きな鍵となります。

そこで、本市における24時間対応の訪問看護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、夜間、急変時にも対応できる在宅サービスを行っている事業所数についてお示してください。

あわせて、こうした在宅サービスの事業所と医療機関、地域包括支援センターとの連携を強化し、在宅みとりの受皿を拡充していくために、市として関係機関と連携して、どのような支援策や調整の場を設けているのか、また今後どのように充実させていくお考えかを伺います。

次に、在宅でのみとりと病院、施設との連携について伺います。

在宅療養中に病状が悪化し、入院や集中的な治療が必要になった場合、あるいは逆に病院から自宅へ戻って最期を迎えたいという希望がある場合、地域包括ケア病棟や小樽市立病院などとの連携が重要になります。

そこで、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応からみとりまでを切れ目なくつなぐという令和6年度に策定された北海道医療計画の趣旨を踏まえ、小樽市として在宅みとりも含めた連携の流れを現在どのように整えているのか伺います。

次に、在宅みとりを支える家族や地域への支援について伺ってまいります。

在宅みとりは、医療や介護の専門職だけではなく、家族や身近な人の支えが不可欠です。しかし、介護負担や仕事との両立、経済的な不安、精神的なストレスなどから、本当は自宅でみとりたいが、現実には難しいと感じる御家族も多いのが実情です。

まず、本市として、在宅でみとりを行う御家族に対して、どのような支援策を講じているのかを伺います。また、今後みとりを支える家族の支援をさらに充実させるために必要とされる取組について伺います。

次に、在宅みとりに関する情報提供と事前の準備支援についてです。

在宅でみとりを希望する市民や家族にとって、どのような経過をたどるのか、どのタイミングで誰に連絡をすればよいのか、急変時にはどう対応するのかといった具体的なイメージを持てるかどうかが安心感につながります。

小樽市では、医療や介護の専門職向けに、医療介護連携ガイドを作成されています。例えば、がんの末期の方が小樽市内の在宅での療養とみとりを希望する場合を想定し、かかりつけ医、訪問看護、介護サービス、地域包括支援センターがどのように関わり、夜間や急変時にはどこに連絡し、最期の時をどのように迎えるのかといった典型的な流れを示すことは、市民の不安を大きく軽減するものと考えます。

そこで伺います。

一般市民向けに、在宅みとりの流れや相談窓口、利用できるサービスなどを分かりやすくまとめたパンフレットを作成する予定はありますか。

また、医療機関や訪問看護、ケアマネジャー、地域包括支援センターの関係者向けに在宅でのみとりのモデルケースについて情報を共有するような取組はできないでしょうか。

さらに、在宅でみとりを行った後の家族に対する心のケア、いわゆるグリーフケアについても伺います。

在宅でみとった御家族は、大きな喪失感とともに、本当にこれでよかったのかという自責の念を抱えることも少なくありません。

そこでお聞きいたします。

本市として、在宅みとりを経験した家族に対する相談窓口や、地域での分かち合いの場など、グリーフケアに関する取組をどのように行っているのか。現状で十分な仕組みがないのであれば、地域包括支援センターや医療・福祉機関、民間団体等と連携した遺族支援の場づくりについて検討状況と今後の方向性を伺います。

次に、在宅みとりの議論を進める上で特に見逃してはならないのが、いわゆる身寄りのない方や、実質的に頼れる親族がいない高齢者の最期の在り方です。小樽市においても、独居高齢者や家族との関係が希薄な高齢者が増えており、自宅で倒れたらどうなるのか、自分の死後のことを誰に託せばよいのか

といった不安を抱えながら暮らしている方がおられます。

小樽市高齢者保健福祉計画では、身寄りのない方への市長申立てによる成年後見制度利用支援などが位置づけられているものの、在宅での療養やみとり、さらには死後の事務の扱いまでを見通した包括的な支援の枠組みは、まだ十分に整理されていないように見受けられます。

本市において、身寄りのない高齢者や、実質的に頼れる親族がいない方の生活や医療、介護上の不安に対して、地域包括支援センターが現在どのような役割を担っているのか。特に課題となっている点があれば、お示してください。

次に、判断能力が低下した身寄りのない高齢者に対しては、市長申立てによる成年後見制度の利用もされていると承知していますが、在宅での療養方針やみとりに関する意思決定、さらには死後の事務や葬儀、納骨に関する手続についてどのような対応をされているのか、お示してください。

今後、独居や身寄りのない高齢者が増加することが見込まれる中で、在宅みとりや死後の事務も含めた安心の仕組みを整えることが重要な課題と考えます。

そこで、身元保証や死後事務、葬儀、納骨などについて、小樽市社会福祉協議会や民間団体、専門職団体との連携も視野に入れながら、身寄りのない方の生活と最期を地域で支える仕組みづくりに取り組んでいくお考えはあるのか、市長の見解を伺います。

最後に、市民への啓発と在宅みとりを含む将来ビジョンについて伺います。

人生の最終段階の医療やみとりについては、縁起でもないとして話題にしづらい面がありますが、家族や身近な人と事前に話し合い、本人の意思を共有しておくことはとても大切です。

そこで、小樽市として、みとりや人生の最終段階の医療、ケアについて、市民が考え話し合うきっかけをつくるために、どのような啓発や学習の機会を設けているのか、お示してください。

また、今後、在宅みとりを含む地域包括ケアの姿を市民と共有できる小樽市版のビジョンとして見える化し、医療機関や介護事業所、地域住民と共に検討していくことが必要と考えます。特に、多死社会を迎える2030年代から2040年代を見据え、在宅みとりの受皿づくりと家族、地域支援をどのように発展させていくのか、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白濱議員の御質問にお答えいたします。

みとりについて御質問がありました。

初めに、在宅みとりの位置づけについてですが、まず、第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画での位置づけにつきましては、直接触れてはおりませんが、地域包括ケアシステムの推進や在宅医療・介護連携の充実に向けた取組の一環として捉えております。

次に、在宅のみとりを重点課題とすることにつきましては、在宅のみとりを含め多様なみとりの選択は、住み慣れた地域で人生の最期を過ごしたいという希望を支える上での重要な視点であります。一方で、小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画は、高齢者の生活全般を支えるための総合的な計画であり、みとりのみを課題として位置づけるのではなく、地域包括ケアシステムの推進や在宅医療、介護連携の充実など、関連する施策を一体的に進める中で対応してまいりたいと考えております。

次に、在宅みとりを支える具体的な医療・介護連携体制についてですが、まず、市内における在宅療養支援診療所などの数につきましては、北海道医療計画によりますと、市内では1病院、12診療所の計13医療機関が在宅療養支援病院、診療所となっており、これらの医療機関でみとりの対応が行われているものと承知いたしております。

次に、市内における在宅療養支援診療所などの活動につきましては、在宅療養支援診療所などの施設基準といたしまして、24時間にわたり連絡を受ける体制及び往診できる体制を確保することとされておりますので、市といたしましては13の医療機関でこうした医療体制を確保しているものと認識いたしております。

次に、小樽市在宅医療・介護連携相談センターにつきましては、医療機関や介護事業所を通じて在宅でのみとりの相談を受けた場合は、関係機関の調整役を担います。

しかしながら、情報不足により必要とされる連携先の選択が難しい場合があり、情報共有の強化と円滑な連携のための環境づくりが課題であるため、これらの体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、24時間対応の在宅サービスの事業所につきましては、現在市内には5種類、25軒あります。

次に、関係機関連携の支援策等につきましては、市では平成27年度から市が小樽市医師会に委託する小樽市在宅医療・介護連携推進事業の中で、医療と介護の専門職で構成されるおたる地域包括ビジョン協議会と連携を図りながら、取組を推進しております。

令和8年度からは、新たに基幹コーディネーターを小樽市医師会に派遣し、地域全体の課題把握と分析、実効性のある取組の立案、関係機関の意見を聞くための会議を開催するなどし、実施体制の強化に努めているところであります。

次に、退院支援からみとりまでの連携体制の整備につきましては、市が配置する基幹コーディネーターを中心に、おたる地域包括ビジョン協議会の中で多職種連携の在り方について協議を行っているところであります。

次に、在宅みとりを支える家族や地域への支援についてですが、まず、家族への支援につきましては、小樽市在宅医療・介護連携推進事業の中で、医師やケアマネジャーなどの多職種が連携して支援を行える体制づくりが進められております。今後は、精神面やレスパイトへのケアの充実なども必要であると考えております。

次に、一般向けのパンフレットにつきましては、現時点で在宅でのみとりに特化したものを作る予定はありませんが、小樽市在宅医療・介護連携推進事業の中で、在宅医療と介護に関する市民周知と関係機関向けのモデルケースに関する情報提供の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、グリーフケアにつきましては、市が直接グリーフケアを行う立場になく、検討したことはありませんが、支援を必要とする方を適切な機関につなげることが大切ですので、引き続きその環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターにつきましては、高齢者の生活全般における相談窓口となっておりますので、身寄りのない高齢者等に関しても、相談内容に応じて医療機関や介護事業所などの関係機関と連携し対応しておりますが、緊急連絡先がないため、入院・入所の受入れや退院後の行き先の調整が難しいと聞いております。

次に、成年後見制度を利用されている方の療養方針等の意思決定につきましては、御本人の事前の意思表示の有無や、医師等との協議の上で判断されるものと認識しております。

また、死後事務などについては、個別に事務委任契約などが結ばれておらず、他に葬儀等を行う者が

いない場合には、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、市が火葬及び埋葬等の対応を行うこととなります。

次に、身寄りのない高齢者等への対応につきましては、現在、国では日常生活支援や入院・入所等手続支援、死後事務支援の新たな仕組みについて法改正を進めておりますので、その動向を注視しているところであります。

次に、市民への啓発と在宅みとりを含む将来ビジョンについてですが、まず、人生の最終段階の医療とケア等に関わる啓発につきましては、市民が理解を深め、御自身の意思や希望について考える機会として、昨年度に終活をテーマとしたセミナーを2回開催いたしました。

次に、在宅でのみとりの受皿づくりなどにつきましては、多死社会を見据え、多様なみとりは地域包括ケアシステムの充実の取組の中で大変重要な課題であります。

今後在宅医療と介護の連携強化とともに、家族の負担軽減や相談体制の整備、支える人材の確保により、地域で安心して暮らし続けられる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

○8番（白濱 聡議員） 再質問を2点させていただきます。

まず1点目は、第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の中で、みとりの部分については直接触れている章はないということでありました。最終質問の将来ビジョンともつながるのですけれども、今後、一体として考えてまいりたいという御答弁だったと思うのです。例えば第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の中にくくりを設けて、みとりということについて取り上げていくお考えが含まれているのかを、1点目にお伺いしたいと思います。

もう1点は、24時間対応の訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数をお聞きました。

現在、先ほどお答えしていただいた事業所数の中で、需要と供給のバランスは取れているのかだけ、お伺いしたいと思います。

以上、2点であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 白濱議員の再質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステム、そして医療・介護連携の中で一体的に取り組んでいくということで、第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の中で、みとりという項目を改めて頭出ししてやっていく考えはないのかという質問でございます。

先ほど答弁さしあげたとおり、現在、みとりを特化して頭出しをしていくことは考えてはおりませんが、今いろいろな医療介護連携の事業も進めておりますので、これから、その中でニーズがあれば取り上げていくことも考えられますが、現在においては考えていないということでございます。

24時間対応の在宅サービスの需要と供給のバランスであります。現在5種類、25軒の在宅サービスの事業所がございしますが、今のところ不足しているとは聞いておりませんので、充足しているものと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 白濱議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 一般質問します。

初めに、ウイングベイ小樽に移転した公共施設の利便性についてです。

市は、利便性がよくなると言って移転を進めましたが、利用者からは改善を求める声も届いていません。市民の福祉向上、生涯学習や交流の場として、さらに市民が利用しやすい公共施設となることを求め、質問いたします。

小樽市勤労女性センターや小樽市総合福祉センターをサークル活動や集会などで日常的に利用される方は高齢の方も多く、バスなどを利用して通っています。2026年夏のダイヤ改正では、新光、最上、おたもい、赤岩のぼるて築港線が減便されました。中心部に比べ、もともと少ない便数がさらに削られています。最上ぼるて築港線は、施設の移転前には9便ありましたが、昨年の冬ダイヤ改正で6便となり、今年の夏ダイヤでは4便になりました。往路と復路が各2便です。

サークル参加のために小樽市勤労女性センターに通っていた方は、10時台のバスで行って、帰りのバスの16時まで時間を潰さなければならないのが不便で、残念けれどもサークルはやめたとおっしゃっていました。

移転による交通の不便さから、サークル活動を断念させてしまうことについてどう思いますか。

最上ぼるて築港線を利用する方は、JR小樽駅前まで行ってからぼるて築港線や本線に乗り換える方法もありますが、乗換えの手間に加え、往復で約1,000円になるバス運賃は、利用者にとって大きな負担となります。ふれあいパスを利用するにも冊数制限があり、2路線を使うとあっという間になくなってしまいます。

ふれあいパスの冊数制限がなければ利用者の経済的負担も軽減され、高齢者の生きがいの創出になると思いませんか。

小樽市勤労女性センターが移転前に利用団体に行ったアンケートでは、移転に反対、またはどちらかといえば反対と答えた34.6%のほとんどが、交通の便の悪さを理由としていました。

交通の便について、市としてバス事業者への要望や話し合いは行われたのですか。

令和6年3月に改訂された小樽市公共施設再編計画には、「勤労女性センターは、公共交通・自家用車ともに利用の便が良く、周辺に商業施設や病院など生活利便施設の集積があるウイングベイ小樽の4階に移転します。」と記載されています。

交通の便が悪化している方もいます。市には、よくする責任があるではありませんか。

ウイングベイ小樽の駐車場は、イオン側には平面駐車場と地下駐車場、立体駐車場、1番街側にも地下駐車場と立体駐車場があり、ホテルとビバホームの専用駐車場もあります。入り口は9か所もあり、公共施設に行くにはどの入り口から入ればよいのか、また施設までの経路も分かりづらいという声もお聞きます。

行き慣れていない方にも分かるような看板や表示が必要ではありませんか。

次に、男女共同参画の取組について質問します。

政府は、今年3月に2030年までの基本方針となる第6次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。政府が2024年に若者に行ったアンケートの中で、出身地域を離れた理由として、進学先や仕事の不足とともに、特に女性では地元から離れたかったという理由が男性に比べて高い結果となっています。政府でも、背景にある根強い固定的な性別役割分担意識は、家事、育児、介護負担の女性への偏りや男女間の賃金格差に影響を与えているだけでなく、男性にとっても過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面があるとして、地域における男女共同参画の推進は、若年層の大都市圏への転出超過傾向の緩和や反転にも寄与するものと考えられると指摘しています。

このように人口減少対策にとっても、ジェンダーギャップを解消する視点は欠かせません。地方公共団体が率先してジェンダー平等に取り組んでいると可視化できるような取組が重要ではないでしょうか。

2021年に策定した小樽市特定事業主行動計画では、「管理職（課長職以上）と係長職の女性職員の割合を増やす」「育児休業を取得する男性職員の割合を増やす」「超過勤務時間を縮減する」の3項目で目標値を設定して、取組を進めてきました。

管理職と係長職の女性職員の割合を増やす取組では、2017年度から管理職は25%、係長職は35%の目標を掲げて取り組んでいますが、最新値の2026年4月時点では、管理職は19.8%、係長職は27.0%にとどまっています。病院局と消防を除くと、管理職は11.4%、係長職は22.7%とさらに低い割合です。

管理職を増やすには、まず係長職への登用を積極的に進める必要がありますが、係長職や管理職の登用が進まないのはなぜだと思いますか。

政府の会議の構成員である鈴木北海道知事の意見として、管理職への女性の登用は、リーダーシップの問題との指摘があります。

女性職員の管理職や係長職への登用について、市長はどのように考えていますか。

総務省発行の「地方公共団体における女性職員の活躍推進のためのガイドブック」では、職員が女性活躍推進のために必要だと思うこととして、育児や介護と仕事の両立支援や、全職員を対象とした女性活躍推進に関する意識改革の取組が上位となっています。

女性職員を対象としたキャリア形成支援研修も、女性職員の活躍における課題解決に対する解決策として上位となっていますが、本市においてどのような取組を行っていますか。

育休を取得する男性職員の割合を増やす取組は、2025年度、男性職員の育休取得率目標85%、うち1か月を超える取得者80%の目標に対し、最新値の2025年度は取得率65%程度、1か月を超える取得者は70%とお聞きしています。より柔軟に育休が取得できるように国の制度改正もあり、進んできているものの、高いとは言えず、まだ短期取得者も多い状況です。

政府による勉強会で専門家は、子育てを通して溝ができる夫婦と絆ができる夫婦に分かれるとして、男性が育休を取って夫婦ワンチーム育児ができるようになることが必要と指摘しています。今計画で、2030年度の男性職員の育休取得率目標100%を掲げたのはすばらしいと思います。100%のうち、1か月を超える取得者の目標を90%としたことも評価できます。

気兼ねせず長期間での育休を取得できるよう、どのような配慮や取組を行いますか。

超過勤務時間の縮減は、男女を問わず職員が家庭での時間や自分の自由な時間を確保し、豊かな生活を送る上で必要です。

総務省の調査で、どのような条件が整えば管理職を目指したいと思うかという問いに、時間外勤務を減らすなど働き方改革が推進されることが、女性の回答で一番多いという結果も出ています。女性管理職を増やしていくにも、残業時間を減らすことは大変重要です。

以前の計画では、一月の超過勤務時間数を管理的地位にある職員15時間、それ以外の職員5時間としていましたが、今計画では、全ての職員で2030年目標6時間としました。全ての職員を同じ目標値とした経緯と、どのような取組によって縮減が期待できると考えているのか、お聞かせください。

会計年度任用職員は、公募によらない任用の更新が可能となり、5月1日現在、本市の会計年度任用職員で勤続年数5年を超える職員は7割に及びます。年収は300万円未満が56.6%、うち200万円未満が約26%もいます。

男女間の賃金格差をなくしていく上で、女性の割合が多い会計年度任用職員の正規化を進めることも必要だと思いませんか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ウイングベイ小樽内の公共施設について御質問がありました。

まず、施設移転によるサークル活動につきましては、移転によって施設への距離が遠くなり、結果としてサークル活動を断念する方がおられることは承知しており、その点については残念に感じております。

次に、ふれあいパス事業につきましては、高齢者の社会参加や生きがいがいづくりに果たす役割は大きく、重要性も高いと認識しておりますが、限られた財源の中、事業を継続するためには、冊数制限を設けざるを得ないと考えております。

次に、バス事業者への要望や話合いにつきましては、ウイングベイ小樽への市有施設の移転に伴い、ばるで築港線や小樽築港駅方面のバス利用者が 증가することが見込まれることから、移転前に北海道中央バス株式会社を訪問し、移転時期や各施設の利用状況をお話しいたしましたが、バスの増便や便数の維持についての話合いは行っておりません。

次に、移転による公共交通の利便性につきましては、市内の路線バスは利用者数の減少や乗務員の確保が難しく、維持が困難な状況にありますが、バス事業者には施設の利用状況等を改めてお伝えし、交通の便の確保に向け、働きかけてまいりたいと考えております。

次に、ウイングベイ小樽内の看板や表示につきましては、現在、市のホームページやチラシなどで来館しやすいルート略図や写真などを使って御案内しているところですが、最寄りの駐車場の案内表示についても施設を運営する株式会社小樽ベイシティ開発と協議してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画の推進について御質問がありました。

まず、女性職員の係長職・管理職への登用が進まない理由につきましては、登用に当たっては本人の意思も重要な要素となりますが、これまで把握しているところでは、仕事と家庭生活の両立が難しいことや自分の能力に対する不安などを理由に、昇任を希望しない職員が一定数いることが影響していると考えております。

次に、女性職員の管理職や係長職への登用につきましては、女性の視点や価値観を職場環境づくりや政策、制度に反映していくことは重要であり、本人の意向を踏まえながら意欲と能力のある職員の登用を進めていく必要があると考えております。

次に、女性職員を対象としたキャリア形成支援につきましては、令和5年度から小樽商工会議所女性

会に女性職員をオブザーバーとして参加させ、今年度は4名の職員が、女性経営者の方々との情報交換や交流を通じて、職員のスキルアップやネットワークづくりの機会としているほか、女性職員に限った取組ではありませんが、若手職員が自身のやりたい仕事や適性を主体的に考え、モチベーション向上やキャリア形成に対する意識の醸成を図ることを目的に、キャリアコンサルタントによる個別面談等を取り入れた研修を実施いたしております。

次に、男性職員が長期間にわたり育児休業を取得できる取組につきましては、職場において育児休業制度の周知を図るほか、職員本人に対しては面談などを通じて育児休業等の取得に係る意向の確認や取得時期の調整を行っており、そのほか職場内の他職員への負担を軽減するため、会計年度任用職員の配置や業務の見直しにより、配慮しているところであります。

次に、超過勤務時間数の目標値と縮減の取組につきましては、超過勤務の縮減は全職員にとっての課題であり、業務の見直しや業務改善などにより縮減に努めることとし、同じ目標値を設定したものであります。

また、取組内容についてはノー残業デーの徹底のほか、事務の効率化や簡素化、職員の業務状況の把握による業務の平準化などにより、縮減が期待できるものと考えております。

次に、会計年度任用職員の正規化につきましては、会計年度任用職員については業務量が正規職員1人分に満たない場合や、一定期間に限った業務への対応など業務の性質に応じて任用しておりますので、その業務を正規職員の業務とすることは難しいものと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

○3番（松井真美子議員） 幾つか再質問させていただきます。

まず、ウイングベイ小樽の公共施設です。

バス事業者への話し合いはしたけれども、増便などの要望についてはされていないということなのですが、移転前から交通アクセスの負担の声が多くあった中で、福祉関係施設をウイングベイ小樽に移転し、そして学生が利用できる自習室もつくっています。車を持たない方がたくさん利用しますので、少なくとも市の施設が入る前よりも交通の便がよくなるという手だてを市として講じる必要があると思うのです。

バス事業者には減便しないよう要請をするなど、もしくは株式会社小樽ベイシティ開発や済生会小樽病院と連携するなどして、交通の利便性をよくするという検討は必要だと思いませんか。

あと、ふれあいバスについてです。

中心部にあった公共施設を乗り継ぎが必要な場所に市が持っていったわけですから、いつも限られた財源とおっしゃるのですが、少なくとも今まで利用していた方の生きがいや奪わない手だてとして、ふれあいバスをもっと利用しやすくすることも視野に入れられるのではないかとこの質問に対する考えを再度お聞きしたいと思います。

あと、女性の管理職への登用の問題です。

見える化が大事だと思うのです。ここから見ていますと、説明員側の方の席は男性一色なのです。小樽市の行政が、柔軟性に欠けるのではないかと映ってしまいます。

女性の管理職の登用が進まないのは、仕事と家庭の両立や能力の不安という声もあるようなのですが、そもそもなぜ女性が管理職になりたがらないのかということで、キャリア形成の支援の研修も行っていますけれども、やはりそれだけでは解消されない不安が残っているのだと思うのです。

研修と同時に不安を解消する相談体制を整えることや、女性職員や若い職員が気軽に意見を言えるよ

うな場をつくることなども意識して行われているのか、行われていないのであれば、行うつもりはあるのかをお聞きしたいと思います。

そして、市長も女性の活躍を推進していく必要があるという認識をお持ちだと思いますので、ずっと女性の管理職が進まない状況を打開するためには、今までの延長線を超えた取組を市長の強いリーダーシップでぜひ進めていただきたいと期待するのですが、再度、市長の思いをお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、交通の確保という観点で御質問いただきました。

本答弁の内容を1回整理させていただきたいと思いますが、北海道中央バス株式会社ともお話しさせていただきましたが、当時、市有施設を移転する際には、バスの便数や増便についての話し合いは行っていなかったということです。

ここにきて様々な御意見もいただいている中で、先ほど自習室のお話などもありましたが、実際に施設の利用状況がどうなっているのか、どのくらいの方々が利用しているのかといったことを、交通の便の確保について改めてバス事業者と協議したいと思っの答弁でございます。

再質問の趣旨は、市自らが交通対策を講じるべきではないのかと受け止めましたが、直ちにそういったことではなくて、まずはバス事業者に改めてウイングベイ小樽内に新しく市有施設が移転したことによる利用者増の状況をお話しさせていただいて、理解を求める作業を開始したいと思っところでございます。

次に、ふれあいバスについての御質問もありました。

これにつきましては、従来と同じような答弁に終始させていただいておりますけれども、あくまでも限られた財源の中で事業継続をするための措置でありますので、冊数制限については御理解いただきたいと思っております。

次に、3点目と4点目については、女性の管理職の登用についての御質問でした。

我々としても毎回同じような答弁を終始行っていることについては、改めて反省していかなければいけないと思っております。

松井議員からの御指摘もありましたが、やはりこれまでの延長線ではなくて新しい視点で考えてみてはということと受け止めました。それにつきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。若い職員との意見交換の場という御提言もありました。どういった形がいいのか、直ちにお答えすることはできませんが、確かに延長線ではない何か新しい取組を進めながら、女性の管理職への登用を探りたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

3点目と4点目は併せて御答弁させていただいたということで、御理解いただきたいと思います。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

○3番（松井真美子議員） 再々質問をいたします。

バス事業者と協議していきたいというお話でしたが、そこも含めて9便が4便になったわけですから、増便を求めていくのかということと、株式会社小樽ベイシティ開発や済生会小樽病院などと連携する検討もされる予定はあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再々質問にお答えいたします。

バス事業者との協議に当たって、どういった内容になるかについては、これから検討していかなければいけないと思っております。

御指摘があったように、市有施設をウイングベイ小樽に移転したことによって、少なからず御不便を感じていらっしゃる利用者の方がいる状況をまず説明させていただいた上で、バス事業者は、当然ドライバー不足という大きな課題を抱えております。

そういった中で、当然、交通の便の確保になりますと増便に触れざるを得ないと思いますので、その点について御理解いただけるかは分かりませんが、まずは御理解いただけるような形で協議させていただきたいと思っております。

あわせて、株式会社小樽ベイシティ開発、済生会小樽病院に協力を求めることができないのかという御指摘もありましたが、今後どういう形がいいのか、考えさせていただきたいと思っております。

まずは、バス事業者と協議を開始させていただきたいということで御理解いただければと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 一般質問を行います。

初めに、小樽市新総合体育館についてであります。

令和7年5月16日、入札予定価格91億6,700万円として実施された小樽市新総合体育館整備事業の入札中止が公表されてから、既に1年以上が経過しました。その後、同年8月20日には入札中止に至った検証結果が議会に示されたことから、令和7年第3回定例会総務常任委員会において私が質問を行いました際の答弁は、検証結果の分析を進めながら今後の事業実施について改めて検討を重ねるという内容に終始しており、具体的な方向性についての言及はほとんどありませんでした。

また、令和7年第4回定例会の答弁では、事業の実施時期について一定程度先送りせざるを得ないとのことでした。

いずれにしても、入札中止から1年以上が経過した現在においても、小樽市新総合体育館整備事業の方向性について、市民及び議会に対する具体的な説明は行われておりません。本市ホームページにおいても、入札中止後の検討状況等に関する情報発信は確認できず、市民からは事業の今後を不安視する声も多く寄せられております。

さらに、今年度からは新総合体育館整備担当の次長職も新設されましたが、その役割や検討状況について十分な説明はなされておらず、市民や議会からは現在の検討状況が見えにくい状況となっております。入札中止に至った検証結果では、現行計画のまま事業を実施した場合には、総事業費が100億円を超える可能性が示されております。

本市は、現在の計画を前提として事業継続を目指しているのか。例えば、体育室の削減や室内プールの廃止など、施設規模や機能の見直しを検討しているのか。あるいは公共施設再編の観点から、これまでにない抜本的な計画変更を検討しているのか伺います。

入札中止の検証結果公表後、庁内に小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会が設置されたとの

ことですが、その構成員は市職員とのことです。小樽市新総合体育館の計画においては、民間の有識者を含めた検討委員会によって議論がなされてきましたが、なぜ庁内組織として設置したのか、その理由を含め構成員、開催状況、検討内容及び現在までの会議の進捗状況について伺います。

入札中止から1年以上が経過しているにもかかわらず、市民及び議会に対して検討状況や方向性について具体的な説明が行われてこなかった理由は何か、伺います。

入札中止に至った検証結果では、主な要因として3点が挙げられ、今後は事業者へのアンケート調査等で寄せられた意見も参考にしながら、これらの課題を整理し対応策を検討していくとされています。

1点目、公的指数と実際の市場価格との乖離について、この1年間でどのような課題整理と対応策の検討を行ってきたのか伺います。

2点目、大型建設事業の影響による道内の建設費高騰について、この1年間でどのような課題整理と対応策の検討を行ってきたのか伺います。

3点目、ゼネコン各社の繁忙及び参加資格要件による競争性の低下について、この1年間でどのような課題整理と対応策の検討を行ってきたのか伺います。

国庫補助金のほか有利な起債制度の活用や変更を含め、事業費及び市の負担額について、どのような見直しを検討しているのか、また、他都市の事例をどのように参考としているのか伺います。

現行計画のまま事業を進めた場合、総事業費が100億円を超える可能性も指摘されておりますが、市として許容できる総事業費及び一般財源負担額の上限をどのように考えているのか伺います。

現時点で再入札の目標時期を設定しているのか。また、設定しているのであればその時期について伺います。

プール機能については、ウイングベイ小樽内のスポーツ施設跡等の活用により、建設費を抑える選択肢も考えられますが、過去の議会答弁では活用しないとの考えが示されておりました。この考えに変わりはないのか伺います。

今後、計画内容の見直しが行われた場合、議会での議論のみならず市民説明会や市民アンケート、パブリックコメント等の再実施も必要になると考えますが、その必要性を明示し、入札中止による単純なスケジュールの遅れ以上に事業全体が遅延する可能性について伺います。

本市においては、小樽市新総合体育館が完成するまで、現在の小樽市総合体育館の利用を継続する計画でありましたが、入札中止により整備スケジュールが不透明となったことで、今後も相当期間にわたり利用を継続する可能性が高まっているものと考えます。

一方で、現在の小樽市総合体育館は耐震性能が著しく低く、他自治体では同程度の耐震性能を有する施設の使用を中止した事例もあると承知しております。

これまで本市では、小樽市新総合体育館の建設を前提として検討が進められてきたことから、現在の小樽市総合体育館について耐震改修や長寿命化工事を実施し、一定期間延命して使用を継続するという選択肢については、十分な議論が行われてこなかったのではないかと考えます。

現在の小樽市総合体育館について、耐震改修や長寿命化工事を実施した場合の技術的な実現可能性をどのように認識しているのか伺います。

令和2年5月に策定された小樽市公共施設再編計画は、令和6年3月に第1回改訂が行われております。その理由を保健所、小樽市総合福祉センター及び小樽市勤労女性センターのウイングベイ小樽への移転方針を反映した改訂と説明しておりますが、一方で、運動機能を有する施設の再編内容については、新・市民プールの整備方針が、それまでの単独整備案または小樽市新総合体育館との併設案から、小樽市新総合体育館との併設案にいつの間にか変更され、単独整備案は取り下げられております。この

変更はどのような検討経過や判断に基づいて行われたのか伺います。

小樽市新総合体育館整備事業の方向性が定まらないことにより、小樽市公共施設長寿命化計画や小樽市中長期財政収支計画の推進に影響が及ぶことはないのか伺います。

市長が２期目に掲げた「プールを併設した体育館の建設により市民の健康増進とスポーツの振興を図る」という公約について、現在も実現を目指す公約として位置づけているのか、見解を伺います。

次に、魅力ある学校づくりについてであります。

本年度、小樽市教育委員会では、新たに、魅力ある学校づくり担当主幹が設置されました。近年、全国的に少子化が進む中で、学校の在り方や教育内容についても時代に応じた変化が求められております。また、本市においても児童・生徒数の減少が進む中、子供たちや保護者から選ばれる学校づくりは重要な課題であると認識しております。

一方で、魅力ある学校づくりという言葉は幅広く、学力向上、不登校対策、ＩＣＴ教育、地域連携など様々な捉え方があります。

教育委員会が考える魅力ある学校とはどのような学校か、伺います。

新設された魅力ある学校づくり担当主幹には、どのような役割や権限が与えられているのか伺います。

現時点で教職員の欠員が生じたり、産前・産後休暇や育児休業の取得、病気休職等による教職員が生じた際に代替として任用される期限付教員等の確保ができず、教頭や主幹教諭等も含めて、やむを得ず学級担任や校務分掌等も担当している状態があるのか伺います。

一般的な辞書で魅力の意味を調べると、人の心を引きつけて夢中にさせる力と書かれています。この意味を前提とすると、魅力の向上にはこれまで以上に学校現場の予算を増やし、施設整備や学習環境の充実が必要であると考えますが、来年度の予算編成に向けてどのような予算措置を検討しているのか伺います。

本市では、児童・生徒数の減少が続いておりますが、魅力ある学校づくり担当主幹の設置は学校再編を見据えた取組なのか、それとも既存校の魅力向上を主眼とした取組なのか、その位置づけについて伺います。

魅力ある学校づくりの成果について、教育委員会としてどのような指標を用いて評価する考えなのか伺います。

魅力ある学校づくりは、教育委員会だけで実現できるものではなく、児童・生徒や保護者の意見の把握はもちろんのこと、地域や民間団体との連携も重要であると考えますが、見解を伺います。

次に、市職員の安全対策についてであります。

全国の自治体庁舎や公共施設において、職員に対する暴言や威圧的な言動などのカスタマーハラスメントが度々問題になっており、時には刃物や液体を用いた事件なども発生しており、行政機関における安全対策が重要となっております。

本市では、市職員に対するカスタマーハラスメントへの対策について、職員を守るとともに適正な行政サービスを維持していくための基本方針を示すことにより、市民への啓発や職員の安心感の醸成などに寄与することを目的として、小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、令和８年１月から施行しております。

まずは、理念的な方針を策定したことは評価するものでありますが、一方で、私の下には以前より、若手職員を中心に、窓口業務や市民相談業務において強い威圧的な言動や暴言を受け、恐怖を感じた経験があるという声も寄せられております。職員の安心感が十分に醸成されているとは言い難く、市民サー

ビスの維持向上を図る上でも、職員が安心して業務に従事できる環境を整えることは極めて重要であると考えます。

過去に本市職員に対する暴言、威嚇行為、暴力行為、長時間拘束行為及び警察への通報事案はどの程度発生しているのか伺います。

市役所本庁舎本館及び別館における日中及び夜間の警備体制について伺います。

現在、日中において常駐警備員は配置されていないと承知しておりますが、万が一、刃物や液体等の危険物を所持した人物や暴力行為に及ぶ人物が現れた場合、誰がどのような権限と責任の下で初動対応を行うのか伺います。

市役所本庁舎においては、防犯カメラの整備が進められておりますが、そのほか、職員が危険を感じた際に周囲に知らせる非常通報装置や緊急ブザー、また、さすまた等の防犯設備はどの程度整備されているのか伺います。

市役所本庁舎以外の主な庁舎の警備体制は、どのようにしているのか伺います。

本年1月に策定された小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針では、「状況に応じて、警告、対応の中止、退去命令、警察への通報、弁護士への相談による法的な対応などを実施します。」とされています。しかしながら、警告は誰が行うのか、対応の中止は誰が判断するのか、退去命令は誰の権限で行うのか、警察への通報は誰が判断するのかについては明確に示されておりません。

実際にカスタマーハラスメントが発生した場合、どのような判断基準及び指揮命令系統の下で対応することとなるのか伺います。

特に、若手の現場職員が単独で判断することは極めて困難であると考えますが、基本方針に基づく対応について、管理職を含めた組織的な支援体制はどのように構築されているのか伺います。

職員向けの不審者対応訓練、防犯訓練等はどの程度実施されているのか伺います。

本市が管理する公共施設の中には、執務室等へ来館者が容易に立ち入ることができる施設も見受けられます。全国で発生する事件を教訓に、市職員及び来庁者の安全確保の観点から、まずは市役所本庁舎の警備体制及び危機管理体制のさらなる強化を検討する考えはないのか伺います。

次に、共同親権導入後の対応についてであります。

私は、これまで共同親権や面会交流について継続的に質問してまいりましたが、本市からは国の動向を注視しながら対応していく旨の一般的な答弁が繰り返されてきたところであります。

そのような中、民法改正により今年度から離婚後共同親権が施行され、今後は各自治体においても子供の利益を最優先としながら、新たな制度に対応していくことが求められております。共同親権については様々な意見がありますが、制度の賛否にかかわらず、子供の利益を最優先とした環境整備が重要であり、本市としてもできる取組について検討すべき段階に来ているものと考えます。

本市では、共同親権の導入を受け、現在どのような課題を認識し対応を検討しているのか伺います。

全国には、親子交流に限らない面会交流を支援する観点から、公園や児童館、子育て支援施設などの公共施設を案内し、親子が安心して交流できる環境づくりに取り組んでいる自治体があります。本市としても、共同親権導入後の面会交流を支援する観点から、市内公共施設の情報を積極的に発信していく考えについて伺います。

本市では、ウイングベイ小樽内に、子供が遊ぶことのできるおやこの集いの場を整備しておりますが、特に当該施設について、共同親権下における面会交流の場としても活用できるよう、積極的な情報発信を行う考えについて伺います。

神奈川県寒川町では、未成年者の転入・転出手続に際し、父母双方の確認を行う取組を進めていると

承知しております。共同親権制度の趣旨を踏まえ、本市においても未成年者の住所異動に関する手続について、父母双方の関与を確認する仕組みの導入について伺います。

公立保育所の入退所手続については、一方の親権者の同意のみで申請できる様式の書類では、もう一方の親権者に無断で提出することが可能なため、一方の親権者のみの申請によって手続が進められたことをめぐり、法的トラブルが生じる事例も指摘されております。子供の生活環境に大きな影響を与えるため、共同親権制度の導入を踏まえ、少なくとも入退所手続については父母双方の意思確認を行う仕組みとすることが望ましいと考えます。

この点も過去の答弁では、国のガイドラインや関連通知等の動向に注視して対応したいとのことでしたが、現在はどうのような方針で運用されているのか伺います。

関連して、本市が作成するそのほかの各種申請書や届出書について、父母双方の確認欄の設置や記載内容の見直しを検討する考えはないのか伺います。

共同親権制度の施行に伴い、市民相談の増加や相談内容の複雑化も想定されますが、本市として相談窓口の周知や職員理解の充実を図る考えについて伺います。

次に、男女共同参画課と青少年課の統合についてであります。

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行により行政需要が複雑化・多様化する一方、生産年齢人口の減少に伴い、将来的には職員の確保もこれまで以上に難しくなることが想定されます。そのような中、限られた人的資源を有効に活用しながら、行政サービスの質を維持、向上させていくためには、組織体制について不断の見直しを行うことが重要であると考えます。

私は、令和7年第4回定例会の会派代表質問においても、男女共同参画課と青少年課の統合について質問いたしました。その際、市からは、貸館業務など共通する業務はあるものの、青少年の健全育成や男女共同参画施策の推進という重要な役割を担っていることから、現段階で統合する考えはないとの答弁がありました。

しかしながら、本市においては過去にも水産課と農政課を統合した農林水産課や、警防課と救急課を統合した警防救急課など課の統合の事例があり、それぞれの専門性を維持しながら組織統合による効率化や機能強化が図られてきたものと認識しております。

また、両課は施設管理や貸館業務、市民向け講座の実施など共通業務を有しており、若者の社会参画や人権意識の醸成など、施策面でも共通点があります。

男女共同参画課と青少年課について、現在の組織体制を維持することによる効果と、統合した場合に想定される課題をどのように認識しているのか伺います。

男女共同参画課については、男女共同参画の推進という役割を維持しながらも、青少年課との統合や組織再編により、子供・若者支援、人権、多様性の尊重などを総合的に所管する部署へ発展させる考えについて伺います。

両課の業務量や職員配置について、統合した場合にどの程度の効率化が見込まれると認識しているのか伺います。

男女共同参画課は小樽市勤労女性センター、青少年課は小樽市勤労青少年ホームという施設も所管しております。この名称は、以前制定されていた法律によるものと理解しておりますが、多様な価値観や働き方が存在する中で、年齢、性別、職業の在り方によって区別を図るような名称には、時代の変化に伴い、その名称や施設の在り方についても見直しを求める声もあると承知しています。

名称や施設の在り方について、どのように考えているのか伺います。

最後に、若手職員の管理職登用についてであります。

先ほどと同様の令和7年第4回定例会の代表質問において若手職員の管理職登用について質問したところ、管理職として求められる能力について十分な実証が得られた職員については、年齢を問わず適材適所の観点から登用していきたいとの答弁がありました。しかし、本市において直近5年間の一般行政職では、39歳以下で課長職や主幹職に登用された事例はなく、実態としては一定の年齢や経験年数が事実上、登用の前提となっているようにも受け止められます。

一方、総務部からは、令和8年第2回定例会以降、人材育成の観点から、議員への説明や議会対応の場面に係長職を同席させる取組を進める考えについても示されており、若手職員の育成や能力開発の必要性について認識が共有されているものと考えております。

本市では、この状況についてどのように認識しているのか、また、今後、年齢や勤続年数にとらわれない登用を進める考えはないのか伺います。

組織運営に柔軟な発想を生かすため、若手職員を主幹職へ積極的に登用することについて伺います。

若手職員の育成と課長職登用の観点から、課長職が担っている政策立案や組織運営に若手職員が関わる機会を拡大すべきと考えるが、どのように進めていくのか伺います。

以上、再質問を留保し、一般質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市新総合体育館について御質問がありました。

まず、見直し検討の内容につきましては、これまで市議会をはじめ活発な御議論をいただき、小樽市新総合体育館長寿命化計画、小樽市新総合体育館基本構想、小樽市新総合体育館基本計画を策定したところでありますので、これまでの経過を踏まえ、現在の計画を前提とした施設規模や事業手法の見直しを行っているところであります。

次に、小樽市新総合体育館整備事業再入札検討委員会に民間の有識者を含めなかった理由につきましては、入札中止に至った経緯の検証や再入札に向けた課題等を整理し、市としての方向性を示す必要があったことから、庁内組織として設置したものであります。

構成員は副市長を委員長とし、関係する部長職6名を加えた7名であり、昨年8月から本年2月まで計5回開催しております。

委員会の進捗状況については、事業者へのヒアリングを基に事業費の妥当性や入札中止に至った検証を行い、事業費の抑制や平準化の観点から、施設規模の縮小や事業手法に関する検討を行っており、整理が必要な課題等も残されていることから、現在も検討を継続しているところであります。

次に、市民及び議会への具体的な説明がなかった理由につきましては、市といたしましては令和7年第3回定例会と第4回定例会総務常任委員会で経過報告をするとともに、昨年12月に市民向けにニュースレターを発行し、適宜情報提供を行ってきたところであります。

現在、見直しを行っている施設規模や事業費、事業手法などについては、検討の段階から公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれたり市民や議会に混乱を生じさせたりするおそれがあるため、詳細な情報の発信は難しいものと考えております。

次に、公的指数と市場価格の乖離につきましては、公的指数を基に設定した工事単価と、ゼネコンや設計会社などからヒアリングした市場価格は大幅に乖離しており、現在も建設費の高騰が続いている

ところであります。

本年2月以降は、中東情勢の影響により、さらなる建築資材の値上げが予想されているため、予定価格を設定する際には、公的指数だけではなく市場価格も加味した算出方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、道内の建設費高騰に伴う対応策につきましては、ラピダス千歳工場や札幌駅前再開発などの大型プロジェクトにより、道内の建設需要が逼迫し、人手不足等の影響で、建設費は道外に比べて高い水準となっております。

特に、サブコンと呼ばれる設備業者の確保が課題であり、今後も建設費の上昇が見込まれることから、事業費の圧縮について検討しているところであります。

次に、競争性の低下に伴う対応策につきましては、地元企業の参画機会を確保するため、市内に本店を有する企業を1社以上含めることを入札参加要件としたところですが、市内企業を確保できず、入札に参画できなかった市外事業者がいたため、競争性が低下したと認識しております。

再入札に当たっては、入札参加要件を緩和しつつ、新たに地元企業への発注率や発注金額を評価対象とするなど、入札の競争性を高める方策を検討しているところであります。

次に、国庫補助金や起債の活用につきましては、近年の建設需要の高まりなどから、全国的に予算額に対する要望額が大きく、満額配分されないケースもあることから、他都市の類似事例を参考に、新たな国庫補助金や起債の活用に向けて、国に要件等の確認を行っているところであります。

次に、総事業費の上限につきましては、規模縮小の検討を進めることで事業費を抑制したいと考えており、併せて国庫補助のほか、充当率や交付税措置率の高い有利な起債の活用などにより、市の実質負担額の軽減に向けて検討しているところであります。

次に、再入札の時期につきましては、現在、施設規模や事業費、事業手法などについて検討を継続している段階であり、見直し内容によって今後のスケジュールが異なるため、現時点では目標時期をお示しできませんが、方向性が決定した際には、最短のスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

次に、プール機能の民間施設の活用につきましては、建設コスト削減策の一つとして、ウイングベイ小樽内のプールの活用に当たっての課題の抽出、さらには活用の可否について検討するよう指示したところであります。

次に、計画等の見直しを行った場合に事業全体が遅延する可能性につきましては、計画等の見直しの程度により、市民説明会や市民アンケート、パブリックコメントを実施する必要があると考えており、さらに事業スケジュールの遅れが発生するものと認識しております。

次に、現総合体育館の改修工事の実現可能性につきましては、現総合体育館は、建設後、既に50年以上が経過しており、改修により使用期間を一時的に延長した場合でも、将来的に新総合体育館の建設は必要であり、結果的に市の財政負担がさらに増えることから、改修することは考えておりません。

次に、令和6年3月の小樽市公共施設再編計画改訂における新・市民プールの整備方針の変更につきましては、4年2月に策定した小樽市総合体育館長寿命化計画において、建設適地、集約化による利便性の向上、建設費、ランニングコストなどを総合的に勘案し、併設案としたことを踏まえ、当該内容に合わせて時点修正を行ったものであります。

次に、小樽市公共施設長寿命化計画や小樽市中長期財政収支計画への影響につきましては、小樽市新総合体育館整備事業は、本市が実施する建設事業の中でも建設費用や後年度の公債費負担が大変大きな事業ですので、影響はあるものと考えております。

そうした中にあっても、事業実施に当たっては、施設規模や事業手法を見極めながら、小樽市公共施設長寿命化計画の整備スケジュールや中長期財政収支計画の収支見込みに大きな影響を生じさせないように進めたいと考えております。

次に、私が2期目に掲げた体育館の建設に関する公約につきましては、プールを併設した小樽市新総合体育館の建設に向けて取り組んでまいりましたが、残念ながら入札を中止せざるを得なかったところであります。

現在、再入札に向けて様々な検討を行っているところであり、市民の皆さんや議会にできる限り早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。

次に、市職員の安全対策について御質問がありました。

まず、職員に対する暴言等の発生状況につきましては、昨年12月に過去1年程度のカスタマーハラスメント事例を調査した結果、19件の事例があり、うち警察への通報は2件ありました。

次に、市役所本庁舎本館及び別館における日中及び夜間の警備体制につきましては、勤務時間内においては、庁舎管理者の下で各職員が対応し、それ以外の時間帯については、盗難等の事故の発生を警戒し防止する業務など、警備業法に規定する警備業務のほか、庁舎の巡視や各事務室の鍵の管理などの業務を事業者へ委託しております。

次に、危険物の所持や暴力行為への対応につきましては、小樽市庁舎管理規則には、管理職が各室の保全や秩序の維持の責務を負うこと、職員が秩序維持等について協力することが規定されており、管理職の責任の下、職員が初動の対応を行うこととなります。

次に、防犯設備の整備状況につきましては、非常通報装置や緊急ブザーはありませんが、さすまたは一部の課に配置しております。

次に、市役所本庁舎以外の主な庁舎の警備体制につきましては、小樽市庁舎管理規則または同様の管理規則に基づき本庁舎と同様の考え方であり、本庁舎と同様に業務委託を行っている水道局本庁舎や24時間の勤務体制である消防署等の庁舎以外は、機械警備を導入しております。

次に、判断基準及び指揮命令系統につきましては、カスタマーハラスメント対応マニュアルにおいて、カスタマーハラスメントが発生した場合には、まず上司に報告することとしており、また、警告等の手順を示しておりますので、課長等が中心となって、マニュアルに基づき対応することになります。

ただし、退去命令につきましては、権限が各庁舎の庁舎管理者にありますので、課長等が庁舎管理者に連絡して、庁舎管理者が小樽市庁舎管理規則に基づき行うこととなります。

次に、組織的な支援体制につきましては、マニュアルにおいてカスタマーハラスメントが発生した場合には、まず上司に報告し、課長等が中心となって対応することになっており、また、必要に応じて警察OBである生活支援第1課の特別指導員の応援を要請することになっております。

次に、職員向けの不審者対応訓練、防犯訓練等につきましては、来庁者や職員の安全を守るため、市民の避難誘導を含めた総合的な訓練は実施しておりませんが、さすまたはを配備している課において年に1回程度、使用の訓練を実施いたしております。

次に、警備体制及び危機管理体制の強化につきましては、本庁舎は様々な理由で多くの市民が利用しますので、プライバシーへの配慮や利用しやすい窓口の観点を踏まえた上で、今年度設置する防犯カメラの効果を検証しながら、警備体制や危機管理体制の強化について、引き続き検討を行ってまいります。

次に、共同親権導入後の対応について御質問がありました。

まず、本制度導入に伴う課題につきましては、行政手続において、親権が単独行使可能な日常の行為

と、共同行使となる日常の行為に当たらないものの例が国から示されておりますが、例示が少なく、実際の手続では取扱いに迷うことが想定されます。

判断が難しい場合には、国や北海道に確認を取るほか、他市の取扱い状況なども参考としながら、適切な対応ができるよう努めてまいります。

次に、面会交流の場としての市内公共施設の情報発信につきましては、子供と保護者の利用を想定した子育て支援施設などは、一般的に幅広い親子などの利用を想定しているため、面会交流の場としての活用に限った情報発信をすることは考えておりません。

次に、未成年者の住所異動に関する手続に係る父母双方の関与を確認する仕組みの導入につきましては、国の解説資料によりますと、離婚後の共同親権における未成年者の住所異動は、親権者双方の同意は必要であります。市町村への届出に際しては婚姻中の共同親権においても双方の署名による同意を求めているため、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様であるとされており、本市において、住所異動に関する手続に係る父母双方の関与を確認する仕組みの導入は考えておりません。

次に、公立保育所の入退所手続における運用につきましては、国の解説資料において、「保護者は、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」（子ども・子育て支援法第6条第2項）と定められているため、離婚後の父母双方が親権者となった場合でも、監護の実態を踏まえて判断する現行の取扱いに影響が及ぶものではない。」と示されたことから、その取扱いに変更はありません。

次に、各種申請書や届出書の見直しにつきましては、市が独自に父母双方の確認欄を設けている場合、例えば遠隔地に住んでいる一方の親権者の署名を求めることになり、市民の負担増加のほか、手続の遅滞が懸念されるため、現時点では見直しを行う考えはありません。

次に、相談窓口の周知などにつきましては、本市において共同親権専門の窓口はありませんが、独り親家庭に関する相談等を受け付けていることも福祉課において、必要に応じて制度の紹介や説明を行っております。

また、職員理解につきましては、国の解説資料を用いた職場研修を通じ、充実に努めてまいります。

次に、男女共同参画課と青少年課の統合について御質問がありました。

まず、現組織体制維持のメリットにつきましては、男女共同参画課は、男女共同参画の推進や女性相談、LGBTやDVへの対応などを、青少年課は、青少年の健全育成や巡回補導による非行防止、再犯防止活動などを所管しており、両課が担う役割は明確に異なることから、専門的な知識を生かしながら業務を進めることができる現体制の継続にメリットがあるものと考えております。

また、統合した場合につきましては、業務の専門性から、人員削減等の効果を出すことが難しいことが課題と考えております。

次に、男女共同参画課と青少年課を統合し、総合的に発展させることにつきましては、先ほど答弁したとおり、両課が担っている業務は大変重要な社会的課題を含んでおり、現段階においては御提案のありました統合や組織再編は考えておりません。

次に、統合した場合の効率化の見込みにつきましては、男女共同参画課ではDV等を含む相談件数が、青少年課では補導件数が増加しており、統合した場合であっても職員数の削減や業務量の大幅な軽減といった明確な効率化は見込めないものと考えております。

次に、名称や施設の在り方につきましては、小樽市勤労女性センターは、勤労女性の福祉の増進から、男女共同参画の推進という社会の変化の中、国は男女共同参画基本法において地方自治体に男女共同参画の推進拠点の確保を求めており、本市としても名称変更を含めた在り方を検討する必要があるも

のと考えております。

また、小樽市勤労青少年ホームは、若者を取り巻く環境の変化や価値観の多様化が進んでいることから、利用者ニーズの変化を十分踏まえながら、現施設の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、若手職員の管理職登用について御質問がありました。

まず、課長職への登用につきましては、一定の業務経験を積み、課長職に求められるマネジメント能力や政策形成能力などについて、十分な能力の実証が得られた職員を登用した結果であります。

また、今後については、職員のキャリア形成とのバランスに配慮しつつ、組織の活力を維持するため、年齢や勤続年数にとらわれることなく、意欲と十分な能力を有する職員を課長職へ登用していきたいと考えております。

次に、若手職員の主幹職への登用につきましては、主幹職は、新たな課題や特命事項への対応など職務内容が多様であることから、職務の特性や求められる能力を踏まえ、職員配置を検討する必要があると考えております。

次に、若手職員が政策立案や組織運営に関与できる機会の拡大につきましては、係長職の職員を議会対応等に同席させる取組を進めることなどにより、政策立案等への関与機会の拡大が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

魅力ある学校づくりについて御質問がありました。

初めに、市教委が考える魅力ある学校につきましては、9年間を見通した小中一貫教育を基盤として、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の成長を支える中で、児童・生徒が安心して学び、自らの可能性を伸ばすことができるとともに、保護者や地域の方々から、この地域で子供を育てたい、この学校に通わせてよかったと思っていただけるような学校であると考えております。

次に、魅力ある学校づくり担当主幹の役割や権限につきましては、本市では令和3年に改定した小樽市小中一貫教育基本方針に基づき取組を推進してまいりましたが、改定当時と比べ、ICT活用の進展やコミュニティ・スクールの導入、学校運営の効率化など、教育を取り巻く環境が大きく変化しており、現状に即した見直しを図るため、担当主幹は学校現場の意見の把握や関係者間の調整を図り、魅力ある学校づくりの推進に向け、基本方針の改定を行うものであります。

次に、教職員の欠員等に伴う学校の状況につきましては、年度当初の人事異動や退職等による欠員は発生しておりませんが、6月1日時点で病気休職等による欠員が生じており、補充されるまでの間は他の教員など学校全体で協力し、授業や校務などを行っております。

次に、来年度の予算措置の検討につきましては、学校の魅力を向上させるためには、教育環境の充実や教育活動の質の向上など、多岐にわたる取組を進める必要があることから、どのような予算措置が必要かを含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、魅力ある学校づくり担当主幹の位置づけにつきましては、このたびの担当主幹の配置は学校再編を見据えたものではなく、小中一貫教育を基盤とし、市内、どの学校、どの地域においても、9年間を通じた質の高い教育の充実を図り、学校の魅力を高めていくために配置したものであります。

次に、魅力ある学校づくりの評価につきましては、小中一貫教育を持続可能で実効性のあるものとするためには、取組の成果等について検証する必要があると認識しており、児童・生徒や保護者、地域住

民の意識の変化などを多角的な観点からどのように把握していくのが適切か、今後、整理してまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒や保護者の意見の把握及び地域や民間団体との連携につきましては、児童・生徒や保護者の意見の把握については、これまでも学校評価アンケートなど、様々な機会を通じて実施しておりますが、小中一貫教育基本方針改定の検討過程においても、多様なニーズを把握し、施策に生かしていきたいと考えております。

また、地域や民間団体との連携については、学校運営協議会等も活用しながら、学校と地域が協働して取り組む体制づくりを進めていくことが重要であると認識しており、これらの取組を相互に関連づけながら、学校・家庭・地域が一体となった魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問を3点します。

市職員の安全対策についてです。

そもそも小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の策定の中に、職員の安心感の醸成が目的の一つとしてあります。

若手職員が現場で単独判断するのは極めて難しいのではないかと、私は基本方針に基づく対応について聞きましたけれども、この職員の安心感の醸成ということについては、何か聞き取りなど、組織としてこういった形で対応していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、共同親権導入後の対応についてです。

保育所の入退所届に父母双方、正確に言うと親権者全員というのが法的には正しいのですが、親権者全員の意思確認を行う仕組みがあったほうがいいのかというところを質問しました。

答弁の中で、離婚後という言葉があったように聞こえてきて、この場合のトラブルは、正式な離婚が成立する前に父母一方が勝手に入退所届にサインして、提出して、知らない間に自分の子供が保育所を退所していることや、知らないところに入っているところが課題となっているので、離婚後ではなくて、離婚前の状況についてもお答えいただきたいと思います。

若手職員の管理職登用についてです。

若手職員の登用についての考えと、積極的な登用について聞いているのですが、まとめると、恐らく能力のある職員がいれば年齢に関係なく登用していくという答弁だったと思います。

例えばですが、女性の管理職登用などだと、目標値を男女共同参画白書などでも設定しています。こういった若手職員を登用する際の目標などを考えた上で、ぜひ登用をしていきたいという考えなのか、特にそういう目標等は考えていないけれども、いい人がいたら、ぜひ、という考えなのか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（松本貴充） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

初めに、市職員の安全対策についてですが、若手職員が現場で対応する際の不安を持つという御指摘につきましては、議員の御指摘のとおりだと思います。

今後、市でも、特にそういった事例が過去にあった職場で訓練等を行う予定なので、そういった中

で、若手職員の声もしっかりと確認して対応していきたいと考えております。

次に、若手職員の管理職登用についてです。

職員の管理職登用につきましては、市長からも答弁がございましたが、年齢や勤続年数にとらわれることなく、意欲と十分な能力を有する職員を登用していきたいという考えでおりますので、若手職員の登用をする目標設定といったことは、今のところ考えはございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（津田義久） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

保育所の入退所の手続で、離婚後ではなくて婚姻中の共同親権の場合に父母双方の署名を求めるべきではという趣旨の御質問かと思えます。

保育所の手続は、子ども・子育て支援法上、保護者が手続をするということになっているのですが、親権者で「子どもを現に監護する者」となっており、届出があった場合は一方の黙示的な同意があったものと推定する取扱いが認められていますので、一方の届出で申請を認めているという取扱いでございます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 最後に答弁のあった保育所の入退所届については、多分私の言い方が悪く、質問の趣旨が伝わっていなかったので、委員会でしっかりと質問したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号、議案第2号、議案第6号及び議案第10号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。酒井隆裕議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中鉢淳二議員、下兼薫議員、高橋龍議員、中村岩雄議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第3号、議案第7号及び議案第14号並びに報告第1号につきましては総務常任委員会に、議案第8号及び議案第9号につきましては経済常任委員会に、議案第4号、議案第5号及び議案第13号並びに報告第2号につきましては厚生常任委員会に、議案第11号及び議案第12号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月28日まで休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5 時 4 4 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 川 貴 城

議 員 高 橋 龍

令和8年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和8年6月29日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、中鉢淳二議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号並びに報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第1号、議案第2号、議案第6号及び議案第10号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第14号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第3号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第3号小樽市税条例の一部を改正する条例案は否決、議案第14号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第3号についてです。特定暗号資産取引に係る課税の特例の新設が含まれています。これまで暗号資産取引で得た利益は総合課税の対象となり、所得税と合わせて最大55%の税率が課せられていました。このたび新設された特例では、取引で得た利益の大きさにかかわらず、分離課税として一律20%の税率となりました。暗号資産で多額の利益を得た人にとっては、大幅な減税となります。

暗号資産を扱う事業者は、暗号資産取引が進みやすくなると歓迎していますが、専門家は、暗号資産には犯罪利用や国家による金融規制の回避という反社会的な実態があると断言しています。暗号資産交換業者とのトラブルや、暗号資産に投資した結果、返金や出金ができなくなるなどの詐欺が急増している中、金融市場の要望で暗号資産への投資を促す制度改正を行うことは、消費者被害を一層拡大させるだけと言わざるを得ません。

議案第14号についてです。6月8日に行われた安保3文書改定を議論する総合的な国力から安全保障を考える有識者会議の第2回会合では、歴代政権が国是としてきた非核三原則について、複数の委員が「持ち込ませず」については見直すべきと主張しており、非核三原則の堅持は極めて危うい状況となっています。

小樽市議会は、さきの第1回定例会において、非核三原則の堅持を求める意見書を賛成多数で可決しました。

昨年10月の高市早苗政権発足から今年4月までに、小樽市を含め少なくとも24都道府県の73の地方議会から、非核三原則の堅持を求める意見書が国に提出されています。高市首相の下で、非核三原則の在り方が議論されることへの強い懸念が、全国の自治体に広がっています。

核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる小樽市が、小樽港への核兵器の持込みを認めないために、具体的な手続を定める本条例案の制定が必要です。

陳情第1号についてです。塩谷地区は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには、乗継ぎをしなければなりません。路線バスはさらに減便され、タクシーを利用するにも経済的負担が大変です。保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転し、一層不便な状況になっています。ばるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願いは妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、自然に恵まれた環境を生かして小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しており、存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。小学校の給食費助成制度が国の制度として4月から始まりましたが、市の補助を入れても、児童1人当たり1,000円程度の保護者負担があります。中学校の助成実施時期については、まだ不透明です。憲法は、教育は無償と定め、学校給食法は、給食は教育の一環だと位置づけています。物価高騰は続き、生活必需品に加え、様々教育にかかるお金は、子育て世帯の家計を圧迫して

います。子育て世帯を支援する給食費の完全無償化が求められます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第14号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第3号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第9号工事請負契約については否決を求め、討論します。

この議案は、第3号ふ頭及び周辺再開発事業関連の契約です。第3号ふ頭周辺再開発は、財政が厳しいと言いながら、港の老朽化対策を後回しにして工事を進めてきました。よって、賛成することはできません。

以上、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第9号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇)(拍手)

○18番(高橋 龍議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第4号及び議案第5号並びに陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇)(拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第4号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第5号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は否決を求め、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論をします。

議案第4号及び議案第5号です。日本共産党は、地域型保育事業や家庭的保育事業等について待機児童解消の役割を認めますが、基準の異なる多様な施設が存在することによって、保育の質の格差や公的責任の後退を招きかねません。認可保育所の増設を最優先にするべきです。本市には存在しないとの答弁ですが、賛成できません。

議案第5号では、療育支援に関わる理学療法士、言語聴覚士などを1保育施設につき1人に限り保育士とみなして、保育士配置基準を満たすことができるとするものです。子供たちを安全に保育するために定められた保育士配置基準の実質的な引下げにつながります。療育支援に関わる専門職は、保育士配置基準を満たした上で加えた配置にすべきであり、反対です。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中等度難聴者の補聴器購入には国からの補助がなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第4号及び議案第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、採択を求め、討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止に何とかしてほしいと住民から要望が挙がっています。安全対策について考える必要があります。

陳情第10号についても、これまで述べてきたとおり、降雪による交通障害が心配されています。雪押し場のできる場所がないなど課題はありますが、今後の状況を見ながら、何らかの対応について考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第15号ないし議案第17号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第15号小樽市農業委員会委員の任命につきましては、北島吉治氏、古里和夫氏、岩部利治氏、木露正敏氏、佐々木晴男氏、本間俊一氏、三國幸一氏、川畑正美氏、田口玲子氏、浜谷礼子氏、澤田幸孝氏、長多誠吉氏及び吉川孝一氏の任期が令和8年7月27日をもって満了となりますので、引き続き北島吉治氏、古里和夫氏、岩部利治氏、木露正敏氏、本間俊一氏、三國幸一氏、川畑正美氏、田口玲子氏、浜谷礼子氏、澤田幸孝氏、長多誠吉氏及び吉川孝一氏を任命するものであります。

議案第16号小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、菰田尚正氏の任期が令和8年7月11日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第17号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一柳富佐子氏及び池田道弘氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となり、また欠員が1名生じておりますので、引き続き池田道弘氏を、新たに澤谷幸希子氏及び須貝修行氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいま上程されました議案第17号人権擁護委員候補者の推薦のうち須貝修行氏については、採決に当たって棄権の態度を表明し、討論します。

人権擁護委員法第6条第3項において、推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から推薦しなければならないとされています。

棄権の理由は、このことについての判断ではありません。皆さん御存じのとおり、須貝氏は政党公認の前市議会議員であり、3年ほど前の市議会議員選挙にも立候補された方です。小樽市において、前職の市議会議員が人権擁護委員候補者に推薦されたのは初めてのことです。

確かに、人権擁護委員法では、第6条第6項で、推薦に当たっては、政治的所属関係によって差別されてはならないとされていますので、推薦することは、可能なことは承知しています。

しかし、第12条第2項では、人権擁護委員は、「政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。」第13条第1項で、「政党又は政治的目的のために利用してはならない。」とも定めており、このことが今後、保障されるかどうかについて、私たちの会派として政治的責任を持てる人事ではないため、自席にて棄権の態度を取ります。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第17号について、採決いたします。

本件につきましては、人権擁護委員候補者3名の推薦について同意を求める案件であります。須貝修行氏とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、須貝修行氏について、採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の方々について、一括採決いたします。

いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第8号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

(5 番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5 番 (高野さくら議員) 提出者を代表して、意見書案第 1 号全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げを求める意見書案の説明を行います。

現在、最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」とされ、地域別に決められています。2025年改定では、最も高い東京が1,226円に対し最も低い県は1,023円と、203円の差が生まれています。同じ労働時間でも、この地域格差によって、月150時間で、年収に換算すれば36万円以上の格差です。最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定化させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因になっています。

また、地方では住居費が都市より安いとされますが、公共交通が少ないため交通費の負担は重く、生計費に大きな地域差はありません。最低賃金は節約を極めた定額ではなく、労働条件の改善を図り、労働者の生活安定に資する水準でなければなりません。

全国労働組合総連合と加盟地域組織が調査した最低生活生計費は、全国どこでも月27万円から28万円です。時給1,700円で、月額26万円です。深刻な物価高騰が暮らしを直撃している下で、時給1,700円はもちろん時給2,000円がどうしても必要です。

原材料の高騰などにより、食料品や電気、ガスなど生活必需品が値上がりし、市民生活を圧迫しています。最低賃金の大幅な引上げは急務です。

よって、国及び政府においては、全国一律最低賃金制度の実施を目指すとともに、最低賃金の引上げをしていくことを求めるものです。

以上、各会派の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長 (鈴木喜明) 次に、意見書案第 2 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7 番」と呼ぶ者あり)

○議長 (鈴木喜明) 7 番、平戸理史議員。

(7 番 平戸理史議員登壇) (拍手)

○7 番 (平戸理史議員) 意見書案第 2 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の提案説明を行います。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占めており、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されています。北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図る必要があると考えます。

以上、各会派の御賛同をお願いして、提案理由の説明とします。(拍手)

○議長 (鈴木喜明) 次に、意見書案第 3 号ないし意見書案第 8 号については、会議規則第32条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、4 番」と呼ぶ者あり)

○議長 (鈴木喜明) 4 番、酒井隆裕議員。

(4 番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げを求める意見書案は可決を求めて、意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は否決を求めて、討論を行います。

意見書案第1号です。自民党政権は、最低賃金全国平均を時給1,500円に引き上げる目標の達成時期を当初の2020年代から2030年代前半のできる限り早期へと、事実上先送りする方向で調整しています。低過ぎる政府目標をさらに大きく後退させることは、許されません。

米国では、2007年から2009年までの3年間で最低賃金を41%引き上げ、540万人分の賃上げを行ったとき、2009年から5年間、8,800億円の中小企業支援減税を実施しました。

フランスでは、2003年から2005年までの3年間で最低賃金を11.4%引き上げた際に、中小企業の社会保険料事業主負担を2兆2,800億円軽減しています。

中小企業への支援と一体に、全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げが必要です。

意見書案第2号です。政府の推進する国土強靱化政策は、国民の生命や財産を守ることより、強靱な経済基盤を構築することに重きを置く政策です。国土強靱化基本法に基づく基本計画では、国土形成計画と一体で、リニア中央新幹線、新東名高速道路や新名神高速道路などにより、最大都市圏を結ぶ日本中枢回廊の形成を盛り込んでいます。道路ネットワークの機能強化、港湾の耐災害性強化、事前防災対策、重要インフラの機能強化なども、実際には不要不急の大型開発が防災・減災の名で進められています。こうした本意見書案は賛成できません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 井 真 美 子

議 員 中 鉢 淳 二

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和８年小樽市議会第２回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和8年2月分、3月分、4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

生活保護適正化等事業は、国が平成25年の生活保護基準改定により生活扶助基準を平均6.5パーセント引き下げた際の決定過程を違法とした最高裁の判決に伴い、減額された生活扶助費を追加給付するものであるが、国は、追加給付の額を、社会保障審議会の検討を基に本来の金額の約半分に決定している。

物価が高騰している現在においても、最低生活費、冬季加算は引き下げられたままであり、そのような状況での今回の国の措置は大変問題であると思うがどうか。

また、平成25年当時、デフレを理由に基準を下げたことを考えると、現在の生活扶助基準については、今の物価に合わせもっと引き上げるべきであると思うが、本市はどのように感じているか。

介護施設等冷房設備整備事業費補助金は、市内の地域密着型サービス提供事業所が行う冷房設備整備に係る費用の一部を助成する事業だが、今回の対象として5施設を選んだ理由は何か。

また、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金は、市内の地域密着型サービス提供事業所が行う施設及び介護職員の宿舎整備費用の一部を助成する事業だが、どのような整備が対象となるのか。

介護サービス提供基盤等整備事業費交付金は、地域密着型サービス提供事業所が行う施設及び介護職員の宿舎整備費用の一部を助成するものであり、施設の取り壊しや新築、改修等を行うことで、受入可能人数やサービス提供内容に変化はないとのことだが、介護人材の確保については、どのように考えているのか。

また、本事業の実施により、施設環境の整備を行うことが、各介護サービスにおいて、どのような課題解決につながると認識しているのか。

・その他の質問

市職員の安全対策について、市は、現状の体制を見直す必要性は低いとの見解を示しているが、全国的に事件が発生している中で、職員・市民の安心感を確保するためには、民間警備員を常駐配備し巡回することや、防犯ブザーを含めた非常通報設備の設置については少なくとも検討すべきではないか。

また、現在、市役所本庁舎の電話設備に録音機能はないが、長電話による長時間拘束は顧客ハラスメントの最たる例であり、発言の食い違いの防止にもつながることから、市役所本庁舎整備の際には、録音機能の整備についても検討してほしいと思うがどうか。

物価高騰や労務単価等の上昇が続く中、役目を終えた公共施設の解体コストが財政にとって大きな足かせとなっており、解体までの間の利活用が維持管理コストの観点で重要となる。他都市では、動物の保護シェルターや民間の物流倉庫などに活用することで、コスト削減を図った事例があるが、本市の現行規則等で、こういった柔軟な民間活用は可能なのか。

また、本市は地形や降雪量の多さなどにより、市道の維持補修に多額の予算を要しているが、全国的には、通行量や沿線住民数に基づいて道路の維持管理に優先度をつけるトリアージの考え方を導入している自治体もあると聞く。人口減少が進む本市において、これまでどおりの維持を続けることは難しいと考えるが、インフラの維持管理に係る選択と集中について、判断基準やガイドラインを整備することに対し、市はどう考えているか。

CAPプログラムとは、子供が、虐待・いじめ・性暴力などの様々な暴力から、自分自身を守るための知識やスキルを、教職員、保護者、子供の順番で学ぶプログラムであり、道内では、北海道CAPをすすめる会が、年間約200回のワークショップを開催しているという。

本市で実際にSNSを通じた性的な画像のやりとりで起因するトラブルが起きているものの、教職員は非常に多忙であることから、その負担軽減を図るためにも、実績のある団体や外部講師を活用した取組を検討してほしいがどうか。

また、このような取組をオープンにすることで、保護者だけでなく地域との関わりを増やすなど、子供が事件に巻き込まれないための取組を市としてしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

児童・生徒の個人情報保護について、学校や教育委員会は、個人情報保護法に基づき、氏名、成績、顔写真などの情報を厳格に管理する義務があるが、保護者が学校行事で撮影し、他の児童や保護者などが写り込んだ写真や動画をSNSに掲載した場合のプライバシー保護について、市教委はどのような問題認識を持っているのか。

また、インターネットやSNSの利用に関する各家庭の考え方の違いによって、保護者が意図しない形で個人情報は拡散される恐れがあり、写真や動画の公開が無断転載や不適切な利用につながるなど、トラブルに発展する可能性があることから、市教委として、児童・生徒の個人情報保護に関する一定の指針を設ける必要があると思うがどうか。

プレミアム付商品券事業について、市は電子商品券の導入により、市民の利便性向上や加盟店の事務負担軽減、利用データの把握など多くのメリットがあると認識しているものの、検討を始めてから4年経った今も制度設計や運用方法等の情報収集を続けているというが、導入する際の課題をどのように考えているのか。

また、北海道のポイント給付事業では、紙と電子を併用の上、利用者が選択できる方法をとっており、また、道内の他自治体においても、電子商品券の導入が見受けられることから、市民の利便性向上のためにも、導入に向けた準備等を早急に進め、実現に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

海外クルーズ船社等招請事業は、特定のクルーズ企画の休止や燃料費高騰による大型クルーズ船の減少等の影響で令和8年の寄港回数減少が見込まれる中、アメリカの船社を招請したものであり、積極的な誘致活動を通じて地域経済の活性化を推進することは大変重要と考えるが、今回の招請事業において、招請した船社は本市をどのように評価していたのか。

また、今回の事業を通じて得られた成果として、市は、寄港予約の可能性だけでなく、ラグジュアリー船の乗客がショッピングを重視するということや、寄港地選定にAIが活用されている現状など、これまで知られていなかった情報を得られたとのことだが、今後は今回得られた貴重な情報を活用し、クルーズ船の寄港回数増加に取り組んでほしいと思うがどうか。

市内の経済と産業に関して、いわゆるナフサショックによる資材不足等によって、各種事業者機会損失が起こっており、資材の供給が回復するまでの過渡期において、資金繰りや原材料高騰に苦む中小企業への対応を早急に行わなければならないと思うが、商工会議所等の団体や金融機関との情報交換ではどのような意見が寄せられているのか。

また、国の補正予算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本市への交付限度額は約5,400万円と、不十分であると感じるが、今は市内経済をしっかりと支えるべき局面であることから、財政調整基金の活用を含め、交付金の額にとらわれることなく、実効性のある支援策を展開してほしいと考えるがどうか。

市内のテレビ共聴アンテナ整備について、新光の一部地域では、共聴アンテナの老朽化と事業者の撤退に伴い、地上デジタル放送の受信ができなくなるという問題が生じているが、費用面等から個人でも町内会でも対応が困難であることから、解決策を見いだせず対応に苦慮していると聞く。

市はこれまで、地上デジタル放送移行時に難視聴地域への中継局設置を国の補助金を活用して実施した事例や、FMラジオの難聴地域解消を行った事例があることから、同様の手法で、国に支援を求める働きかけを行うことはできないのか。

市は、総務省の相談支援窓口の活用を提案しているが、住民はそれぞれ生活を抱える中、難視聴状況になることに悩んでいることから、丁寧に住民の相談に乗ってほしいと思うがどうか。

困難な問題を抱える女性への支援について、後志総合振興局管内に民間シェルターは存在していないが、「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」において、シェルターの運営を担う困難女性支援を行う民間団体を令和10年度までに全ての振興局管内に立ち上げることを目指していることを考えるとシェルターは必要と考える。市は立上げに当たり、何が必要でどのような課題があると考えているのか。

また、北海道の基本計画では、若年者への支援施策等の認知度が低いことを課題としている一方、本市では、高校生に対し、デートDV防止リーフレットを配布し、周知しているという。若年者への周知は重要であることから、市はこれまでの取組を継続するとともに、さらなる啓発に努めてほしいと思うがどうか。

本市で粗大ごみを処理するには、市の収集運搬許可業者へ個別に依頼することとなるが、市民からは、料金の算出方法が分からず、請求金額が適正なのか不安であるなどの意見が多く寄せられている。粗大ごみを含む一般廃棄物の処理責任は市にあるとのことから、市は各許可業者の料金の積算基準を把握し、ホームページなどで公表すべきではないのか。

また、粗大ごみの自己搬入については、施設の構造等により難しいことは理解するが、粗大ごみを処分するため平日に家にいなければならないといった現状を改善するためにも、処理券を活用し、市または委託業者が収集する方法について、他都市の事例を研究しながら、市民目線で検討してほしいと思うがどうか。

高齢者単身世帯について、市は、個別の状況把握が困難であるとの認識を示している一方、民生児童委員や老人クラブ、町内会、民間事業者等を構成員とする高齢者見守りネットワークにおいて、異変に気づいた場合には関係機関につなげる体制を整えているとのことだが、当該ネットワークの活動の中で、異変に気づいた事例はあったのか。

また、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう医療情報や緊急連絡先等の情報を記載した「安心カード」については、民生児童委員協議会が平成20年度に全市で配布してから相当年数が経過しており、記載情報が更新されていない懸念があるが、最新情報を記載してもらうための周知について、市はどのように考えているのか。

一般的に、女性、特に母子世帯については、非正規就労の割合が高く平均年収も低い状況にあり、また、子供が小さい場合は、経済的自立が難しい傾向があることから、自立に向けた特別な仕組みや支援などにより寄り添うことが必要と思うがどうか。

また、経済的要因だけでなく、移動手段の制約や保護者の考え方による影響などの様々な要因により、子供の体験格差が生まれているが、生まれ育った環境にかかわらず、全ての子供が能力を最大限に伸ばせることを目指すために、塾やスポーツで自由に使えるクーポンを配布するなど、体験格差の解消のために、柔軟な発想も必要と思うがどうか。

障害のある方への合理的配慮の提供について、第7期小樽市障害福祉計画及び第3期小樽市障害児福祉計画において周知に努めると記載はあるものの、いまだ認識が十分に広がっていないことから、市は、市職員や民間事業者、障害者本人等への周知に引き続き取り組んでいくとしている。

合理的配慮の認識向上のためには、当事者の方に知ってもらう取組や、事業所への実態把握など、普及啓発に取り組んでいくことが重要であることから、例えば、市ホームページにアンケートのリンクを貼り事業者からの提供事例を収集している事例や、自治体、民間事業者、障害のある方への共通ハンドブックを作成し、啓発に努めている事例等の他自治体の取組を参考に、市全体に認識を広げるための取組を推進してほしいと思うがどうか。

障害者の就労支援について、最低賃金の保障がある就労継続支援A型と比較して、作業に応じて賃金が支払われるB型は低賃金な状況にあり、平均月額賃金は以前に比べ上昇しているものの、その作業内容により、収入には大きなばらつきが見られている。

こうした現状を改善するための小樽の特性を生かした取組として、地元企業が製造したかまぼこを、B型の利用者が販売員となり、観光地にてワゴン販売を行うという事業が考えられるが、本提案に対する実現の可能性についてはどう考えるか。

これは、小樽の水産業の振興や認知度向上に寄与するとともに、障害者の就労機会の確保や社会進出にもつながり、相乗効果が生まれる事業になると思われることから、市としても実現に向けた協力をしてほしいと思うがどうか。

在宅看取りを希望する方が増える中、高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して過ごすためには、看取り期における訪問診療、訪問介護、ケアマネジャー、ヘルパーなどの役割分担や緊急時対応のフォローをさらに明確化し、共有していくことが重要と考えるが、市として、今後それらの取組をどのように強化していくのか。

また、本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、「在宅看取り」を前面に出した構成としていないため、自宅や地域での看取りを市がどのように支援するのか、その理念や具体的な取組が分かりにくいと感じる。国の基本指針では、地域包括ケアシステムの深化と併せ、介護の場を施設や病院から地域や在宅へ移行することが明確に示されていることから、今後の多死社会の進行を見据え、在宅看取りをより明確な柱として計画上に位置づけてほしいと思うがどうか。

国民健康保険料について、令和7年度の外国人世帯の収納率は日本人世帯と比較して低い状況にあるという。その背景としては、母国との制度の違いによる理解不足が挙げられると思うが、外国人世帯の収納率向上や、制度の理解に向け、どのような対策を行ってきたのか。

また、本年4月から始まった保険料の前納制度については、滞納防止に有効とされる一方、転出時の還付手続など事務の煩雑化が懸念されるため、市は当面導入を見送ったというが、今後は外国人労働者や留学生の増加が予測されることから、市民との公平性確保の観点から、前納制度導入の再検討や、出入国管理庁との連携強化に取り組んでほしいと思うがどうか。

北海道乳幼児等医療給付事業について、先日の道議会において、知事が所得制限の撤廃を表明したことは、親の収入にかかわらず、公平に制度を利用できるようになることから、喜ばしいと評価するものの、本年8月受診分から撤廃となれば、スケジュールは非常にタイトなものになると思うが、システム改修等の準備はどのようになっているのか。

また、今回の所得制限の撤廃だけでは子育て支援の充実にはまだまだ足りないことから、せめて通院の対象年齢を小学生まで拡大するなど、北海道が責任を持ってさらなる制度拡大を行うよう、市として北海道に求めていくべきと思うがどうか。

低線量CT肺がん検診実証事業について、市は、国のマニュアル案に基づき、対象者を年度内年齢が50歳から74歳で、喫煙指数が600以上の重喫煙者とし、過去に本市の肺がん検診を受診した人の中から170名を抽出するとのことだが、案内文の送付時期の見通しはいつで、今後、検診受診歴のない一般の希望者を受け付ける予定はあるのか。

また、実証事業期間中の本人負担額はどのように設定し、将来的に住民検診として制度化された場合の負担額の見込みについて、現状どのように考えているのか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 3 号及び報告第 1 号について

議案第 3 号小樽市税条例の一部を改正する条例案については、特定暗号資産取引に係る課税の特例の新設により、暗号資産で多額の利益を得た人にとっては大幅な減税となり、投資しやすい環境になるという。しかし、暗号資産交換業者とのトラブルや、暗号資産に投資した結果、返金や出金ができなくなるといった詐欺が増えている中、金融市場の要望で暗号資産への投資を促す制度改革を行うことは、消費者被害を拡大させるだけと言わざるを得ないがどうか。

また、報告第 1 号は、軽自動車税の環境性能割の廃止など、税制改正に伴う所要の改正を行うため、市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであり、これにより、令和 8 年度において約 2,000 万円の減収を見込んでいたとのことだが、減収分は国から補填されるのか。

・その他の質問

行政評価については、指標設定の難しさが課題の一つとして挙げられており、指標を無理に設定することで正しい評価ができなくなる恐れもある。全ての施策を一つの指標で一律に評価するには限界があることから、評価の精度を上げるため、施策の効果を的確に測定できるアウトカム指標を加えることが大切と思うがどうか。

また、評価に当たる職員の作業負担も大きな課題であることから、これまでの手法や枠組みに縛られることなく、テーマを絞った評価や、事業特性に応じフルコスト診断を行うなど、柔軟に評価手法を使い分け、現場の負担に配慮したシンプルで実効性があり、かつ持続可能な行政評価制度を構築してほしいと考えるがどうか。

市有財産の処分の在り方については、資産をどう生かすかという経営的な視点が重要であり、廃棄ありきではなく、まず売却いや譲与を検討するという考え方を全庁的に共有するため、ガイドラインを整備すべきと考える。他都市では既に取り組んでいることや、今後の新総合体育館の建設、市役所庁舎の建て替えを考えると、できる限り早く取り組んでほしいと思うがどうか。

また、スポーツ器具等の整備について、市は、新総合体育館の整備を待つことなく、状況に応じて必要な更新やメンテナンスを行うというが、現状、50 年ほど使用されている備品があったり、カーテンが破損したままとなったりしていることから、市民のスポーツ振興のためにも、安全性を保つことができるよう優先的に実施すべきではないのか。

新総合体育館の建設に向けて、市は、今後の整備方針の作成に向けた意見調整を行う組織として、再入札検討委員会を設置しているが、委員会での検討内容や議事録については、意思決定の中立性を損なうとして現時点で非公開としている。しかし、市の将来に影響を及ぼす大きな公共施設の建設に関わる市の意思決定の在り方や検討過程・内容を示す資料は、非常に重要であることから、今後公開すべきと考えるがどうか。

また、現在の基本構想や基本計画を前提に施設規模や事業手法の見直しを行うというが、事業費が当初の積算から大幅に増加していることや、プールの民間活用の検討を開始するなど前提が大きく変わっていることから、市民や議会からは様々な意見が出てくると思われる。今後、市には、他の公共施設との複合化などあらゆる選択肢を検討しながら、市民や議会の意見を踏まえた丁寧な議論をしてほしいと思うがどうか。

全国学力・学習状況調査は、本来、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における教育指導の充実や学習状況の改善を目的に実施されるものであるものの、全国的には調査結果の数値を上げるため過去問題を繰り返し解かせるなど、過度な事前指導が行われている事例もあると聞くと、市教委としては学校現場における過去問題の取扱いについて、どのような認識をもっているのか。

こうした高得点を取ることを目的とした反復練習は、子どもたちが本来持っている知的好奇心や学ぶ楽しさを著しく後退させることにつながりかねないことから、市教委においては、本来の調査趣旨を改めて教職員に周知徹底し、現場の意識改革を促してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 9 号について

議案第 9 号は、第 3 号ふ頭小型船だまり整備に係る工事請負契約であり、工期を令和 9 年 2 月 19 日までとしているが、供用開始は来年度になるという認識でよいか。

当初の想定では、令和 7 年度に完成し、令和 8 年度からの運用開始であったことから、小型船舶を利用する観光船事業者は早期の供用開始を期待しているので、市には、工期を含めた今後のターミナルの利用について、事業者へ丁寧に説明してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

令和 7 年度の観光入込客数が約 830 万人を超え、宿泊客数が初めて 100 万人を突破したことについて市は、訪日外国人旅行者の増加や国内旅行需要の堅調な推移、来訪者の国や地域の多様化、観光船ターミナルの整備や宿泊施設の増加など受入れ環境の充実、国内外向けの PR 等による効果との認識を示しているが、今後の観光客誘致に向けた具体的な取組については、どのように考えているのか。

また、本市が有する 3 つの日本遺産は、本市を訪れる大事な目的になると思うが、日本遺産を有する他の自治体では、重ね押しスタンプラリーやまち歩きイベント、旅行会社とのタイアップ商品造成など、常に磨き上げを進めていることから、本市においても、このような事例を参考に日本遺産のブラッシュアップを続けながら、多くの観光客がリピーターになってもらえるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

購買力のある観光客と地元市民に価格差を設ける二重価格の導入については、市としても持続可能な観光地づくりを進める上で有効な手法と認識しているとのことだが、民間事業者にとっては、観光客からの反発や、料金を分ける線引きの設定など、様々なハードルが考えられる。

導入に向けては、事業者にも二重価格を知ってもらうことが必要であることから、まずは市有施設で導入し、行政として実例を示すことで、民間へ広がる流れを作してほしいと思うが、市として進めていく考えはあるのか。

また、導入の可能性があるとするれば、具体的にはどの施設が考えられるか示してほしいと思うがどうか。

観光開発計画案では、本市の観光の状況について、通過型観光から滞在型観光への転換が求められており、観光消費額の増加や滞在時間の延長を実現するには本計画の策定が不可欠である旨の記載がある。

観光施策として、観光の魅力を高めることは非常に大切な取組である一方、観光消費額を指標とすることは、数値を過度に追い求めることに繋がり、置き去りになってしまう観光分野がでてくるのが危惧されるが、本市はどのように考えているのか。

また、歴代市長の言葉やこれまでの計画等では、本市の魅力として「豊かな自然」を前面に出していることが多かったが、本計画には自然の意義についての記載が少ないと感じる。そのため、本市が幾ら秩序ある適正な土地利用を進めるといっても、抜け道が生じてしまう懸念があることから、市は、計画を進めるにあたり、本市の自然が損なわれることのないよう配慮すべきと思うがどうか。

おたる自然の村は、条例上、教育施設としての位置づけが強いと言えるが、経営改善検討委員会からの報告書を見ると、教育的な効果を示すデータが十分に盛り込まれていないと感じる。市内小・中学校の利用実態など、教育施設としての利用状況のデータは、今後の施設運営の方向性を検討する上で重要と考えるが、これらのデータが報告書に盛り込まれていないのはなぜか。

また、当該報告書に示されている施設運営の短期・中期の改善策を進めるためには、条例改正や予算の計上、外部委託業者の見直しなど、大きなアクションが必要と考えるが、民間活力やＰＰＰ手法等の導入を含め、抜本的な改革を進めるためのロードマップについて、市はどのように想定しているのか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第4号について

議案第4号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正であり、本市に該当施設はなく、第3期小樽市子ども・子育て支援事業計画においても、教育保育の需要量に対する確保方策として見込んでいないとのことだが、今後新規事業者が参入する見通しはあるのか。

また、議案第5号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、保育士不足による人材確保のため、みなし保育士の要件を緩和し、理学療法士その他専門職を新たに加えたものであるが、保育の質を維持するためにも、みなし保育士による数合わせをするのではなく、専門職としての保育士の確保に全力を傾けるべきと思うがどうか。

・その他の質問

省エネ家電転換促進事業は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民に対し、節電効果の大きい省エネ家電への転換を支援し、家庭における負担を軽減するとともに、市内の温室効果ガス排出量の削減などの効果が期待できるものであるが、周知開始から3週間で約340件の問合せがあったという。市民や事業者からは、申請手続きが煩雑であるといった声が寄せられており、本事業による効果を最大限高めるためにも、申請方法の簡素化や案内の充実を図るなど、より多くの市民が気軽に利用できるような工夫を検討してほしいと思うがどうか。

ファミリーサポートセンター事業について、他自治体の例を見ると、子供の預かり場所に児童館など自宅以外も含めているところもあるが、本市においても子育て世代の保護者の利便性向上のため、おやこの集いの場など自宅以外でも預かることができるよう、検討してほしいと思うがどうか。

また、育児休業から復職したばかりの人は、自分のペースをつかめない中、仕事や育児に忙殺されている状況にあり、他都市では、こうした人のいる世帯にファミリーサポートセンター利用の無料チケットを支給している例がある。1時間でも子供を預かってもらうことで、家事がはかどったり、気持ちに余裕を持って子供に接することができるなど、多くのメリットがあることから、本市においても同様の支給について前向きに検討してみてはどうか。

HPV検査は、子宮頸がんの罹患率や死亡率の減少に加え、従来の子宮がん検診と比べ、検診の間隔を長くすることができるなどのメリットがある一方、自治体にとっては、財政負担や事務処理の煩雑化、受診者にとっては、陽性の場合は追跡検査を受け続けることによる精神的負担が生じるなどの課題も示されていることから、公的検診の導入に向けて、国の動向を注視するとともに、研修など国の支援を受けていくことが必要ではないのか。

また、本市で現在行っている、25歳の希望者を対象とした子宮頸がん自己検査キットの送付は、検査への抵抗感を和らげるすばらしい取組であるが、妊娠時に同様の検査があることを理由に、当初対象であった30歳、35歳は対象外となっている。妊娠しない女性も多くいる中、検診の機会を提供するため、対象年齢の拡大を検討してほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 11 号及び議案第 12 号について

小樽公園再整備事業について、整備に当たっての財源として、令和 8 年度は、国の都市構造再編集集中支援事業による補助金を活用することとしているが、実際に配分された額は予算に比べ約 1 億 2,600 万円も少ない額となっている。

市は、遊具広場の整備効果を早期に発現するため、不足分は市債に置き換え、計画通りに工事を進めるとのことだが、既に 1 年程度工事が遅れていることから、今後もこれ以上先延ばしすることなく進めてほしいと思うがどうか。

また、今後においても、十分な財源が確保できるよう、国に対して要望するとともに、子育て世代の方や子供に楽しんでもらえるような再整備に向けて、取り組んでほしいと思うがどうか。

・その他の質問

小樽市観光開発計画案について、開発許可までのイメージとして、市、事業者、関係機関の関係性が示されているが、観光開発計画との適合協議で示されている観光資源を生かす計画なのか、観光公害への対策が取られているかなどの判断には、一定の裁量が含まれるため、行政だけで完結させず、法定の開発審査会とは別に様々な観点から第三者の意見を聞き、反映させる仕組みづくりを行ってほしいと思うがどうか。

また、市街化調整区域における例外的開発の運用に関わる計画である以上、一定期間ごとに実績や影響を検証する必要があると考えるが、許可件数、開発内容、観光振興の効果、交通環境、住民生活への影響などを定期的に検証することを計画に位置付け、市民や当該地域の関係者、議会などへ広く共有してほしいと思うがどうか。

本年 9 月に道路交通法が改正され、生活道路における自動車の法定速度が 60 キロから 30 キロに引き下げられることとなるが、法改正後も法定速度が変わらない道路の一つに、道路標識等により最高速度が指定されている道路が挙げられている。市内には幅員が狭いため古くから速度規制をされている道路が多くあることから、今後、規制の解除や見直し、標識の撤去などを検討していく必要があると思うが、市としてどのように考えているか。

また、堺町通りは現在 40 キロ規制であるが、観光客や歩行者の安全確保のため、今回の改正のタイミングで 30 キロ規制に変更すべきと考える。変更にあたり、現在の標識を撤去すれば、30 キロ制限を意味することにはなるが、市外から訪れる方にもわかるよう標識を設置することについて、関係機関と協議してほしいと思うがどうか。

道路の補修について、本年度の予算執行率は5月末時点で34%と早期に対応している印象を持つが、補修材料の価格が高騰する中、予算が不足した場合の具体的対応についてどのように考えているのか。

また、令和7年度に市民から寄せられた道路補修に関する相談は793件あり、緊急性のあるものは応急対応も含め、ほぼ行っているというが、道路が安全性を欠いている状況は大きな事故にも繋がることから、今後も道路パトロールを強化し、早め早めの維持管理と補修対応を行ってほしいと思うがどうか。

手宮公園の利用促進について、桜の開花時期に合わせた柔軟な開園対応は評価するものの、駐車場について、今年は誘導看板が多くあり、分かりやすかった一方、足の不自由な方などいることから、立地の良い場所や路肩に駐車スペースをつくってほしいと思うがどうか。

また、手宮公園は、国の重要文化財に指定された小樽港防波堤を眺めることができる重要眺望地点であることから、防波堤の案内表示の設置に向けて働きかけを行うことに加え、飲料自動販売機の再設置や撤去されたテーブルとベンチを復旧させるなど、利用しやすいよう整備してはどうか。

令和 8 年

第 2 回定例会

意見書案第 1 号

小樽市議会

全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 野 さくら
	同	小 貫 元
	同	面 野 大 輔

現在、最低賃金は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」とされ、地域別に決められています。2025 年改定では、最も高い東京が 1,226 円に対し、最も低い県は 1,023 円と 203 円の差が生まれています。

賃金や企業の支払の能力は地域による差異よりも、企業規模や職種の差異の方が大きくなっています。また、労働者の生計費は、現在、地域間による格差はほとんど存在しません。労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では時給 1,700～1,900 円が必要という指摘もあります。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因になっています。全国一律最低賃金制度の実施を目指すとともに、最低賃金を引き上げていくことは地域経済の健全な発展のために求められています。

原材料の高騰などにより食料品や電気・ガスなど生活必需品が値上がりし、市民生活を圧迫しています。最低賃金の大幅な引上げは急務です。同時に、物価高騰によって中小・零細企業の経営も厳しさを増していることから、最低賃金を引き上げるためには、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することも必要不可欠です。

よって、国及び政府においては、全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引上げを目指すとともに、それらの影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	否 決
-------	-----------------	------	-----

令和 8 年

第 2 回定例会

意見書案第 2 号

小樽市議会

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	平 戸 理 史
	同	中 村 吉 宏
	同	下 兼 薫

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林作りを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林作りや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI 技術や ICT 等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林作りを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------------	------	-----	---------

令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	小 貫 元
	同	中 村 吉 宏
	同	面 野 大 輔
	同	小 池 二 郎

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の物価上昇によって厳しさを増しており、賃金上昇の影響により生活向上が実感できる人は少数であると考えられます。また、2025 年 10 月に引き上げた 65 円で、道内の全労働者 216 万 5 千人のうち、57 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和 5 年 8 月 31 日に開催された第 21 回新しい資本主義実現会議において、政府は、公労使三者構成の最低賃金審議会で毎年の賃上げ額について議論を重ね、2030 年代半ばまでに全国加重平均 1,500 円となることを目指す考えを示しています。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方々の生活はより一層厳しいものとなり、個人消費の抑制を通じて地域経済にも影響を及ぼしかねません。

よって、北海道労働局においては、令和 8 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引上げを行うこと。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道民の暮らしの指標となる時間額と同等水準となるよう改善すること。
- 3 適正な取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めるとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推進し、賃上げの原資を確保しやすい環境を整備することで、最低賃金の引上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

令和 8 年

第 2 回定例会

意見書案第 4 号

小樽市議会

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	高野さくら
	同	白濱聡
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩

現在、大学生の約半数が奨学金を利用していますが、とりわけ日本学生支援機構の奨学金の利用者が多数となっています。日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種）、有利子貸与型（第二種）の三区別がありますが、最も多い約 62 万人（2024 年度）が利用しているのが有利子奨学金です。

今、第二種奨学金の金利の急騰によって、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となっています。

これまでも奨学金の返済が若者の重たい負担になっていましたが、物価高騰の下での金利上昇による利子負担の増大で、返済困難に陥るリスクが高まっています。若者が経済的理由により学びを断念することや、人生設計に悪影響を与えることがないようにすることが必要です。

よって、国及び政府においては、今般の金利の急上昇による返済額の負担増を軽減するために、制度の持続性を検討しながら、給付型、無利子貸与型の対象の拡大を行うことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 井 真美子
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	中 村 岩 雄

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっています。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしています。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところですが、

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にあります。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されましたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていません。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じています。

よって、政府においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求めます。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 井 真美子
	同	平 戸 理 史
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、法的な仕組みとしては位置付けられていません。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられます。

よって、政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 野 さくら
	同	横 尾 英 司
	同	中 鉢 淳 二
	同	高 橋 龍
	同	小 池 二 郎

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラです。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけています。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化しています。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしていますが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないとは言い難いものです。

よって、政府においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度の創設を検討し、あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT 技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 UR 賃貸住宅や公営住宅の空き住戸を N P O 法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	平 戸 理 史
	同	橋 本 布美絵
	同	中 鉢 淳 二
	同	下 兼 薫

観光立国の推進に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用として期待されています。しかし、都市部を中心に民泊施設が急増する中、深夜の騒音、ゴミ出しルールの不徹底、不特定多数の出入りによる防犯上の不安など、地域住民の平穏な生活環境が脅かされる事例が後を絶ちません。

特に、管理者が常駐しない施設におけるトラブル対応の遅れや、いわゆる「ヤミ民泊（無届業者）」による脱法的な運営は、自治体の行政指導能力の限界を超えつつあります。住民の安全・安心を確保し、地域社会と観光が共生するためには、現行制度の運用を抜本的に強化することが不可欠です。

よって、政府においては、下記事項について速やかな措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 住宅宿泊事業者及び仲介事業者に対する監督体制の強化を図ること。特に、不適切な運営を行う事業者に対する行政処分を厳格に運用すること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言及び制度的支援を行うこと。
- 3 事業者に対し、周辺住民への事前説明の義務化や、トラブル発生時の責任者連絡先の明示、さらには対面または I C T を活用した本人確認の徹底を指導する仕組みの構築を検討すること。
- 4 無届け・違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を図るとともに、民泊仲介サイト等のデジタルプラットフォームに対する監視・削除要請の仕組みを強化すること。
- 5 住環境の保全を最優先に、住宅地における民泊の在り方について、居住者の意向を反映できる仕組みの構築を含めた制度の全体的な検証と必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 8 年 6 月 29 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

令和8年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会 期 令和8年6月9日～令和8年6月29日

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和8年度小樽市一般会計補正予算	R8.6.9	市長	R8.6.17	予 算	R8.6.22	可 決	R8.6.29	可 決
2	令和8年度小樽市病院事業会計補正予算	R8.6.9	市長	R8.6.17	予 算	R8.6.22	可 決	R8.6.29	可 決
3	小樽市税条例の一部を改正する条例案	R8.6.9	市長	R8.6.17	総 務	R8.6.23	可 決	R8.6.29	可 決
4	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8.6.9	市長	R8.6.17	厚 生	R8.6.24	可 決	R8.6.29	可 決
5	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R8.6.9	市長	R8.6.17	厚 生	R8.6.24	可 決	R8.6.29	可 決
6	小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案	R8.6.9	市長	R8.6.17	予 算	R8.6.22	可 決	R8.6.29	可 決
7	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	R8.6.9	市長	R8.6.17	総 務	R8.6.23	可 決	R8.6.29	可 決
8	工事請負契約について〔若竹地区防波堤改良工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	経 済	R8.6.23	可 決	R8.6.29	可 決
9	工事請負契約について〔第3号ふ頭小型船だまり整備工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	経 済	R8.6.23	可 決	R8.6.29	可 決
10	工事請負契約について〔色内ふ頭護岸改良工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	予 算	R8.6.22	可 決	R8.6.29	可 決
11	工事請負契約について〔小樽公園園路広場等整備工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	建 設	R8.6.24	可 決	R8.6.29	可 決
12	工事請負契約について〔小樽公園遊具広場整備工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	建 設	R8.6.24	可 決	R8.6.29	可 決
13	工事請負変更契約について〔旧保健所・旧総合福祉センター解体工事〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	厚 生	R8.6.24	可 決	R8.6.29	可 決
14	小樽市非核港湾条例案	R8.6.9	議員	R8.6.17	総 務	R8.6.23	否 決	R8.6.29	否 決
15	小樽市農業委員会委員の任命について	R8.6.29	市長	—	—	—	—	R8.6.29	同 意
16	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	R8.6.29	市長	—	—	—	—	R8.6.29	同 意
17	人権擁護委員候補者の推薦について	R8.6.29	市長	—	—	—	—	R8.6.29	同 意
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例等の一部を改正する条例〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	総 務	R8.6.23	承 認	R8.6.29	承 認
報告2	専決処分報告〔小樽市介護保険条例の一部を改正する条例〕	R8.6.9	市長	R8.6.17	厚 生	R8.6.24	承 認	R8.6.29	承 認
意見書案第1号	全国一律最低賃金制度の導入と最低賃金の大幅引上げを求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	否 決
意見書案第2号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第3号	令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第4号	急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第5号	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第6号	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第7号	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
意見書案第8号	住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（案）	R8.6.29	議員	—	—	—	—	R8.6.29	可 決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R8.6.23	継 続 審 査	R8.6.29	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R8.6.23	継 続 審 査	R8.6.29	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R8.6.24	継 続 審 査	R8.6.29	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R8.6.24	継 続 審 査	R8.6.29	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5. 6. 13	R8. 6. 23	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5. 6. 13	R8. 6. 23	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5. 12. 12	R8. 6. 23	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6. 2. 20	R8. 6. 23	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について	R7. 11. 17	R8. 6. 23	継続審査	R8. 6. 29	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5. 8. 25	R8. 6. 24	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5. 12. 12	R8. 6. 24	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について	R7. 5. 30	R8. 6. 24	継続審査	R8. 6. 29	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5. 9. 8	R8. 6. 24	継続審査	R8. 6. 29	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について（第2項目）	R6. 11. 27	R8. 6. 24	継続審査	R8. 6. 29	継続審査

小樽市議会会議録

令和8年 第2回定例会

令和8年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）(0134)32-4111